

不確定原稿

令和7年武蔵野市議会会議録第11号 (第2回定例会)

6月9日(月曜日)

○出席議員(25名)

1番	道場 ひでのり君	2番	きくち 由美子君
3番	大野 あつ子君	4番	深田 貴美子君
5番	東山 あきお君	6番	宮代 一利君
7番	本多 夏帆君	9番	小林 まさよし君
10番	浜田 けい子君	11番	落合 勝利君
12番	菅 源太郎君	13番	さこう もみ君
14番	藪原 太郎君	15番	蔵野 恵美子君
16番	木崎 剛君	17番	山崎 たかし君
18番	与座 武君	19番	橋本 しげき君
20番	三島 杉子君	21番	本間 まさよ君
22番	山本 ひとみ君	23番	下田 ひろき君
24番	西園寺 みきこ君	25番	川名 ゆうじ君
26番	深沢 達也君		

○欠席議員

なし

○出席説明員

市長	小美濃 安弘君	副市長	伊藤 英穂君
副市長	荻野 芳明君	教育長	吉原 健君
監査委員	小島 麻里君	総合政策部長	吉清雅英君
行政経営担当部長	齋藤 淳一君	総務部長	一ノ関 秀人君
財務部長	樋爪 泰平君	税務担当部長	山中 栄君
市民部長 兼交流事業担当部長	田川 良太君	市民活動担当部長	毛利 悦子君
防災安全部長	稲葉 秀満君	環境部長	関口 道美君
健康福祉部長	山田 剛君	保健医療担当部長	田中 博徳君
子ども家庭部長 兼健康福祉部母子保健担当部長	勝又 隆二君	都市整備部長	大塚 省人君
まちづくり調整担当部長	高橋 弘樹君	会計管理者	清野 聡君
水道部長	福田 浩君	教育部長	真柳 雄飛君

○出席事務局職員

事務局長	菅原 誠治君	事務局次長	村瀬 健大君
------	--------	-------	--------

不確定原稿

○議事日程第2号

令和7年6月9日（月曜日） 午前10時 開議

第1 一般質問

第2 三井不動産（株）が進める「（仮称）東京都武蔵野市吉祥寺東町三丁目計画」に関する陳情の取下げについて（陳受6第10号）

第3 { 外環道路特別委員会報告について
外環道路特別委員会の設置期限延長要求について

第4 議案第50号 武蔵野市市税条例の一部を改正する条例

第5 { 議案第51号 武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第52号 武蔵野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

第6 { 議案第53号 武蔵野市立老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
議案第54号 武蔵野市立高齢者総合センター条例の一部を改正する条例

第7 議案第55号 市庁舎空調設備改修工事請負契約の変更について

第8 { 議案第56号 学習者用コンピュータの買入れについて
議案第57号 校内通信ネットワーク機器の買入れについて

第9 議案第58号 令和7年度武蔵野市一般会計補正予算（第1回）

第10 議案第59号 令和7年度武蔵野市一般会計補正予算（第2回）

第11 議案第60号 令和7年度武蔵野市水道事業会計補正予算（第1回）

第12 { 陳受7第1号 支援措置制度の運用に改善を求める陳情
陳受7第2号 「刑事訴訟法における再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の国への提出を求める陳情
陳受7第3号 武蔵野市手話言語条例に関する陳情

○午前10時00分 開議

○議長（木崎 剛君） これより本日の会議を開きます。

直ちに議事に入ります。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問を行います。

中学生の市内公園でのボール遊び禁止等について、12番菅 源太郎議員。

（12番 菅 源太郎君 登壇）（拍手）

○12番（菅 源太郎君） 立憲民主ネットの菅 源太郎です。通告に従い、市長及び教育長に、大きく4つ質問いたします。1、学校教育の現状認識と方向性について、2、中学生の市内公園でのボール遊び禁止について、3、歳計現金及び基金管理運用委員会について、4、各種委員会・審議会等委員の充て職についてです。

1つ目、学校教育の現状認識と方向性について。4月1日付で就任された吉原 健教育長、よろしくお願ひいたします。私は、教育現場と教育行政の両方を経験されている新しい教育長に期待をしていま

不確定原稿

す。教育委員会は合議制の機関ですが、教育長は唯一の常勤委員で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の2014年の改正で、旧教育委員長と旧教育長の役割を併せ持つように、権限が強化されています。1年ぶりに不在状態が解消したわけですが、新しい教育長に幾つかお尋ねしたいと思います。

(1) 学校給食無償化です。学校給食無償化は都が8分の7を補助して実施していますが、都は補助に当たり、国が学校給食無償化について、自らの責任で実施するまでの間としています。学校給食無償化は、本来国の責任と財源で実施すべき事業と考えているか、お伺いします。

(2) 隠れ教育費と言われる教材費や修学旅行費の無償化について、特別区を中心にこうした動きが広がっているわけですが、本市は慎重です。その理由は、今この学校給食の無償化でも触れましたように、国や都といった広域行政が本来実施すべき事業だから、市として取り組むことに慎重なのか、それとも、就学援助を超える分については保護者負担すべきだと考えるから、市としては慎重なのか、この点についてお伺いいたします。

(3) 教育長の任期は前任者の残任期間のため、2年間となっております。これはちょうど学校施設整備基本計画の改定議論と重なってまいります。第六期長期計画・第二次調整計画に、「今後の改築事業が予定される学校は、子どもの学びを第一に、全市的な視点から中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎のあり方について、子ども、教職員、保護者、地域の意見や専門家の知見を踏まえ、建築面や財政面など様々な観点も含めて検討し、改築を進める」と明記されました。

公共施設の床面積の約半分を占める学校改築では、1校当たり70から80億円と財政面の影響も大きいわけですが、この中学校の適正な数との関係で、よく少人数学級を求める意見があります。この中学校の適正な学級規模について、この春まで学校長を務めておられた、中学校の現場におられた経験も踏まえて、どのようにお考えか伺いたいと思います。

(4) 不登校児童生徒が増加の一途です。予算審査でも、チャレンジルームからのオンライン配信ができないかというのを私は尋ねまして、それに対する答弁の中で、チャレンジルームは正規教員配置ではなく、学校のような一般的な授業ではないので難しいという答弁でした。

チャレンジルームは様々な事情がある子どもが通っていますので、もちろんそのチャレンジルームでの取組自体に、私は異を唱えているわけではないのですが、そうなるとやはり正規の教員を配置して教育活動をする、不登校になってもそういう教育を受けられるというのは、どういうところなのだろうと。この議会でも度々触れられている学びの多様化学校というのも、その一つの形態ではないかと思います。

不登校にはいろいろな状況がありますので、まず安心できる居場所が必要だと。この間私も議員になって1年余りになりますが、教育委員会の答弁を聞いていて、非常にその点についての関心というのは深いというふうに、私は認識しておりますが、併せて、学力を含めた生きる力を身につけるためのこういう正規教員を配置した学びの多様化学校などを検討する考えはあるか、これまでも教育委員会の答弁を求めています。新しい教育長にお伺いいたします。

(5) 中学校の部活動は、市が2025年度、今年度に、拠点校方式による合同部活動を実施します。市はこれまでも、拙速に地域移行せず、地域や学校の実態に応じた地域連携・地域移行を目指すとしています。国も最近名称を、この地域移行という言葉から地域展開という言葉に変更したようですが、これは市と国の考え方が、ある意味では近づいたと理解してよいのか、伺いたいと思います。

不確定原稿

(6) 他の議員からも毎議会でも一般質問などでも取り上げられています、武蔵野東学園についてですが、教員の大量退職や学園による訴訟の提起など、報道ベースで把握していること、そして所轄庁は都であるという答弁が繰り返されています。

ところで、2013年、これは議事録で東学園を検索していたところ、大分昔の議事録がヒットしまして、2013年にはその当時の宮崎教育長が、こちらの学園のアドバイザーボードなのか、評議員なのか、そうした役割を務めているように読み取れる答弁があったのですが、こうしたものに、東学園のある立場に、教育委員会の関係者が就いていたのでしょうか。そして現在はいるのでしょうか。一応学園のウェブサイトなどを拝見すると、現在の理事、評議員には教育委員会関係者は見当たりません。ということは、教育委員会関係者がどこかでそうした委員から外れたというふうに考えられるわけですが、分かれば、この外れた時期及びその理由を伺いたいと思います。

大きく2つ目、中学生の市内公園でのボール遊びの禁止についてです。中高生の居場所の重要性が認識され、西部地域の武蔵野プレイスに続き、東部地域について、「本町コミュニティセンターの移転にあわせて、中高生世代の居場所づくりなどの施設の複合化に向けた具体的な検討を進める」と、第六期長期計画・第二次調整計画に明記されました。居場所というのはもちろん屋内だけでなく、屋外も含まれます。

3月の予算審査で公園でのボール遊びについて資料要求して尋ねたところ、中学生以上のボール遊びを一切禁止していると分かりました。緑町スポーツ広場、武蔵野中央公園、小金井公園を利用するよう求めています、これだけで果たして屋外での居場所を保障したことになるのでしょうか。私はそうではないと思っています。予算要求資料のボール遊びができる広場がある市立公園一覧というのを頂きまして、これは市のウェブサイトにも載っておりましたが、11か所あったものですから、私も見てまいりました。その上で改めてお尋ねします。

(1) 11か所には、実際に回ったときにも、2か所ほどゲートボールで使われているところがありました。また、私の母校の向かいの第2しろがね公園ですけれども、サッカーゴールが、使われてはいませんでしたけど置かれている状態でありました。これらは使用許可団体によると思われませんが、ウェブサイトのこの市立公園の団体での使用の許可申請についてというのでは、具体的にどういう対象で申請を受け付けているのかというのが、ちょっと私がウェブサイトを見た限りはよく分かりませんでした。

私が予算のときに資料要求して示していただいた11か所以外も含めて、この申請対象となる公園の範囲や使用許可の基準を具体的に伺います。要するに、全ての公園でこういう使用の許可申請というのを受け付けているのかどうかということも含めて、御説明いただきたいと思います。

(2) 11か所のうち、防球ネットを設置し、ボール遊び等ができるしつらえとしている公園は3か所、一定の面積または一定の高さのフェンスを有していることから、ボール遊びに向いている公園は8か所です。かつて小学生の野球やサッカーの練習に使用した公園、先ほど申し上げた第2しろがね公園もそうなのですが、そういった公園も含まれていますけれども、現在はそうした団体に使用許可をしているのでしょうか。また中学生以上ですと、団体として使用許可申請をした場合は許可をしているのかも伺いたいと思います。

(3) 予算審査でお尋ねしたときに、2006年度に公園利用に関する懇談会というのをやりましたとい

不確定原稿

うことで、緑のまち推進課をお訪ねしたところ、こういうパンフレットを当時作ったというのを頂きました。2006年ですので、ちょっとウェブでももう見つけられないぐらいだったのですが、このときの議論が、私が今回一般質問で取り上げている問題意識とかなり共通なのではないかと感じました。

1つは、このときはドッグランの議論があって、もう一つがボール遊びと。ドッグランはこの議論を経て、2007年度から武蔵川公園で実施しています。懇談会のこのパンフレットでは、公園利用における問題、課題を市民自ら考える、公園利用に関する協議会を設置し、公園ごとのオリジナルルールづくり、利用のすみ分けと公園の役割分担などについて、さらに議論を深めたいとしていたのですが、ちょっと私がかうまく見つけられなかったのが、その後の取組がどうなっているのか。ここから20年近くたっているわけですが、その後の取組について伺います。

(4) 公園・緑地リニューアル計画では、コミュニティ、3 駅圏、全市レベルの公園区単位で機能配置を検討しています。例えばプレーパークであれば、3 駅圏に1つずつというような形で配置されているわけですが、例えばプレーパークと同じく、3 駅圏に1か所ずつ中学生がボール遊びできる公園を設ける、そうしたことは考えられないか伺います。

(5) 現地を見た印象では、具体的に検討する場合は、防球ネット、またはフェンスで四方を囲っている公園が対象になるのではないかと感じますが、これは担当課とも話をしたときに御説明もいただきましたし、予算審査での御答弁もいただいています。各公園で近隣住民との関係や過去の経緯など、考慮すべき事情がいろいろあって、今のような状態になっているということは推察いたしますので、先ほど申し上げた公園利用に関する懇談会とか、あるいは例えば船橋市では、有識者や市民代表等で構成する、ボール遊びのできる公園検討委員会を設置して、試行と検証を経て、施設やルールを整理し、2019年度から本格実施をしています。そうした取組。

ルールの弾力化などに、2017年の都市公園法の改正で規定された公園協議会制度を活用するか伺います。この公園協議会というのは、今101の自治体で111の協議会が設置されていまして、各構成員に、協議が調った事項について尊重義務を一応課しています。うち、この利用ルールを協議事項に含めている協議会が22ありまして、例えば八王子などでは5つの公園を対象に、ボール遊びをすることができる遊び場事業連絡会という形で設置されています。

要するに公園ごとに協議会をつくることもできますし、市内全体の公園を1つのまとまりとして協議会をつくることもできますし、今申し上げたように、例えばボール遊びができるところをつくろうということで、そうした特定の公園を対象にした協議会をつくることもできるという、公園法に基づく協議会制度ですので、そうしたものを活用するかどうかということについても併せて伺いたいと思います。

大きく3つ目、歳計現金及び基金管理運用委員会について伺います。これは失礼しました。12月と勘違いしておりましたが、2月議会の行政報告と3月議会の議案審議で、基金運用方針の見直しを議論しました。

その基金の管理運用に関する事項を審議する歳計現金及び基金管理運用委員会について、令和6年度第1回の監査委員による定期監査において、財政課に対して、「基金の運用について、組織規則に明確な記載がないため、担当する所管を明らかにされたい。大切な市民の税金を運用することに鑑み、多様な意見が取り入れられるような体制整備を引き続き検討するとともに、運用の実態等について透明性、

不確定原稿

公正性を図るため、より効果的な公表の仕方について方策を講じられたい」とありました。さらに会計課に対して、「大切な市民の税金を運用することに鑑み、委員会における意思決定過程を明らかにするため、議事録等の作成について検討されたい」との監査意見がついています。そこでお尋ねします。

(1) 資金管理方針は2025年2月26日に改正されていますが、その後の委員会の開催状況を伺います。

(2) 所管は、組織規則に記載がないため明らかにされたいという監査意見がついているわけですが、所管は財政課ということではよろしいのでしょうか。また組織規則には記載されるのか伺います。

(3) この委員会の議事録は作成するのか、作成する場合は、私は方針改正を決めた、この2月26日の委員会に遡って作成すべきと考えますが、どの委員会から作成するのか、あるいはその公表時期を伺います。

(4) 監査意見に対しては措置をした場合に、その措置の報告を再び監査に返すということになるとと思いますが、まず監査意見に対して担当課のほうから、こうした対応を取りましたという報告をいつされるのか、既にされているのかどうかも含めて伺います。

大きな4つ目、各種委員会・審議会等委員の充て職についてお尋ねします。私はPTAや学童協でも活動していますが、児童増や教職員の働き方改革を背景に、共働きの多い子育て世代と地域活動の意識ギャップがコロナ禍を経て加速しており、第六期長期計画・調整計画の市民自治における参加者や担い手の固定化、担い手の負担感の増加等の課題というものに直面している。このことは私の1回目の一般質問でも取り上げました。

こうしたPTA、青少協、コミュニティ協議会などの団体が、連絡組織の活動を担うとともに、その組織が市の各種委員会・審議会等の委員を充て職で務めることも、負担感の一因ではないかと感じています。例えば学童協では子どもクラブに通う児童と保護者の総数は増えていますが、毎年恒例のむさしの子どもまつりや、連絡組織である三多摩学童協への参加や役割分担が難しくなっています。数は増えているので、参加も増えるかなというふうに思ったのですが、数が増えるということは、ある種そこに参加される保護者の、ちょっと言葉を選ばずに言えば、意識の濃淡もかなりありまして、なかなかそこがかつてのようにはいかないという状況があります。

さらにPTAも学校によっては加入率が下がっている。これはもう学年に追うごとに、学校によってかなり差があるのですけれども、加入率が下がっていると聞いています。P連、市立小・中学校PTA連絡協議会——今年度はこの議場にもお二方、会長がいらっしゃいますけれども——からは、市の各種委員会・審議会等の委員に、この前資料を見たところ、延べ17ポスト、22名が入っているということも分かっています。そこでお尋ねします。

(1) 市及び財政援助出資団体の職員を除く充て職員の人数、団体数を、全庁的に調査したことはあるか伺います。

(2) 委員全体に占める充て職委員及び公募委員の比率について規定はあるか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○市 長（小美濃安弘君） 菅 源太郎議員の一般質問にお答えをいたします。まず私からは、大きな2点目の中学生の市内公園でのボール遊びについてでございます。

市立公園の一部または全部を独占して使用する場合は、武蔵野市立公園条例第4条第2項により、公

不確定原稿

園使用許可が必要となり、市立公園の公園全てが申請の対象です。使用許可の基準としては、市民の地域での活動や地域活性化に資する内容を前提といたしております。また一般の利用者、近隣住民、通行人等に迷惑をかけないように、万全の措置を取ることや、その他の関係法令を遵守することなどを条件としております。

2点目です。小学生を対象とした野球やサッカーでの団体使用許可に対する御質問です。サッカーについては、地元の小学生を中心としたサッカーチームに対し、公園使用許可をしております。中学生以上のボール遊びを禁止していることから、中学生以上の団体については、他の公園利用者への安全管理上支障がある行為として、使用を認めておりません。また、野球の練習については、バットや硬いボールを使用することから、小学生の団体であっても、他の公園利用者への安全管理上支障がある行為として、使用を認めておりません。

次に3点目です。2006年度の公園利用に関する懇談会を受けた、その後の取組に関する御質問です。2006年度以降の取組としては、平成20（2008）年度に、関前南小学校との連携により、児童の意見を最大限に取り入れた公園リニューアルを大師通り公園で行い、ボール遊びができるエリアやターザンロープなどを新規に整備いたしました。

また、それぞれの公園が持つ機能や特性を地域間で相互に補完し合うことによって、体系的かつ効率的な公園事業を展開することを目的として、平成22（2010）年に公園・緑地リニューアル計画を策定いたしました。計画策定に当たりましては、市民意見を参考にするため、各公園でヒアリングを行うなど、実態を調査した公園・緑地カルテを作成し、各公園の特性について評価を行いました。現在は、令和2年（2020年）3月に改定した公園・緑地リニューアル計画2020を踏まえ、利用のすみ分けや役割分担などに着目した公園整備を行っております。

次に、公園・緑地リニューアル計画で示す3駅圏レベルの公園として、中学生がボール遊びできる公園を設けてはという御質問でございます。市内公園での中学生以上のボール遊びを禁止している理由としては、中学生以上になると力も強くなることから、他の利用者、特に未就学児等の小さいお子さんなどに対し危険があること、ボールの公園外の飛び出しなどによる近隣への影響などが主な要因です。

中学生以上のボール遊びができる公園の設置については、防球ネット等の設置や防音対策施設の利用、ルールづくり、隣接住民の理解など、住宅に囲まれた狭小な公園が多い本市の特性からも課題が多いことに加え、適地となる広い公園の確保も大きな課題となります。このため中学生がボール遊びをできる場所については、市役所に隣接する緑町スポーツ広場、都立武蔵野中央公園のグラウンド部分、総合体育館については一定の場所が確保されていると捉えております。

市立公園の利用に関する基本的な考え方は、誰もが自由に譲り合いながら安全に利用できることから、現時点では中学生がボール遊びができる公園を設けることについては考えておりませんが、子どもから大人まで誰もが譲り合って利用できる公園利用については、研究をしていきたいと考えております。

次に、具体的に検討する場合、公園協議会制度を活用するかという御質問であります。現時点では、中学生がボール遊びできる具体的な公園の設定は想定はございませんが、公園協議会制度は、公園ごとの利用ルールを定める手法の一つであると捉えています。また国の様々な制度の活用について検討する

不確定原稿

ことは重要であると認識をしております。公園協議会制度を含め、公園緑地を活用する様々な手法については、本市の公園緑地の特性を踏まえ、緑化推進審議会の議論においても御意見をいただきながら、慎重に議論すべきものと考えております。

続きまして、大きな3点目の歳計現金及び基金管理運用委員会についてでございます。まず、資金管理方針改正後の委員会の開催状況についての御質問です。令和6年度第5回委員会を令和7年3月4日に開催いたしました。

続きまして、基金運用における所管の明確化等に関する御質問です。市が保有する資金の保管及び運用に関して必要な事項を武蔵野市資金管理方針として要綱に定めており、この要綱の所管は財政課となります。要綱の中で資金管理に関する事項は、武蔵野市歳計現金及び基金管理運用委員会が審議し、市長に報告する旨規定をしていますが、この委員会の設置に係る要綱の所管は会計課となります。

当該委員会では、1、歳計現金の管理、保管に関する事項と、2、基金の管理、運用に関する事項について審議することとされておりますが、このうち基金の運用に関する事項についての所管が組織規則上明確化されていなかったため、当該規則を改正し、新たに基金の運用に関することを財政課の所管として位置づけ、令和7年4月1日に改正規則が適用となったところでございます。

続きまして、委員会の議事録についての御質問です。議事要録につきましてはこれまでも作成をしておりますが、令和7年3月4日に開催いたしました令和6年度第5回委員会から、より詳しい議事要録を作成いたしております。

次に議事録の公開時期についてのお尋ねです。この委員会の議事録については公開は考えておりません。

続きまして、監査意見に対する報告の時期についてお答えいたします。昨年度末の基金運用に関する定期監査において、財政課及び会計課に対し、監査意見が付されたところであります。これは指摘事項ではないため、是正を要するものではありませんが、監査委員の意見を参考に、既に改善に向けた措置を講じているところでございます。今後監査委員より照会があった場合には、速やかに講じた改善内容について通知する予定でございます。照会の時期は秋頃になるものと聞いているところでございます。

続きまして、各種委員会・審議会等委員の充て職についてであります。各種委員会・審議委員会について、充て職委員の人数、団体数を全庁的に調査したことがあるかという御質問ですが、現時点で全庁的な調査は実施しておりません。

次に、各種委員会・審議会等の委員の比率について規定はあるかとの御質問ですが、充て職委員及び公募委員の比率については規定はありません。なお、委員構成については、自治基本条例第15条に基づき、適時適切な方法で市民からの意見を聴取できるよう、会議体ごとに決定しております。各種委員会等において、関係団体から選出された委員に参加いただくことは重要なことと考えておりますが、御指摘も踏まえ、研究してまいります。

他の質問に対しましては、教育長より御答弁いたします。

○教育長（吉原 健君） それでは、私からは大きな1番、学校教育の現状認識と方向性について、順次御答弁申し上げます。

まず、（1）学校給食の無償化についてお答えしたいと思います。これにつきましては従前から申し

不確定原稿

上げてまいりましたが、学校給食無償化につきましては、やはり本来国の責任で実施すべきと考えており、その考えは無償化した後も変わっておりません。

続きまして、(2)でございます。教材費等についてお答えをいたします。教材費や修学旅行費の無償化につきましては、もしこれを行うのであれば、やはり全国的に国や、あるいは東京都などの広域行政が考えるべきことだと考えております。一方で、使用する教材や修学旅行等の教育内容につきましては、これは各学校において、校長の責任の下、その充実や学習内容の着実な定着を図るために、それぞれの学校の児童生徒の実態に応じて必要なものを準備したり、また保護者に費用の負担を求めたりするものでございます。

そのため教育委員会として、例えば教材費を一律に指定したり、あるいは教育委員会としてその費用を負担したりするものではないというふうに考えてございます。ただし保護者負担が過度にならないようにすることはもちろん、これは大切なことであり、これまでも学校に対して指導しており、今後もその姿勢は変わりません。

続きまして、(3)でございます。中学校の適正な学級規模に関するお尋ねでございます。中学校の学級数につきましては、学校教育法施行規則第79条で、12学級以上18学級以下を標準とすると定められております。私自身の現場での経験を考えたときにも、やはり一定程度の学級規模があることによって、子どもたちの人間関係、例えば学校行事をはじめとした教育活動の充実が期待されますし、加えてまた、多様な人間関係を構築できること、そしてまた、子どもたちのリーダーシップやフォロワーシップの育成、さらにまた、教職員の校務負担の軽減等にもつながるというふうに考えております。したがって先ほど申し上げたとおり、一定程度の学級数が確保されることが望ましいというふうに考えてございます。

続きまして、(4)でございます。不登校児童生徒等への対応に関することです。武蔵野市におきましてはこれまでも各学校において、学校としての不登校等の子どもへの教育相談体制の充実に加えて、例えばチャレンジルームであったり、むさしのクレスコーレの整備、そしてまた今年度からは、全校に配置した家庭と子どもの支援員、常駐型ですけれども、教室になかなか入れない児童生徒への学校内での支援に努めております。また、スクールソーシャルワーカーによる個別支援などにつきましても、かなり充実しているところでございます。

市としては、不登校対応に関してこれまで様々な取組を行っていると考えております。子どもたちが学力を含めた生きる力を身につけるためにも、こうした取組をますます充実させることが、まず何より大切だと考えております。御指摘の学びの多様化学校につきましては、学校教育法上の学校であるため、これは正規の教員が配置されるものでございます。そして、その教員によって教科指導等を行うことができるという利点は大きいと考えております。

ただ一方で、新たな学校施設の整備であったり、様々な人的支援を含めた体制づくりも必要であり、このことについて市単独で行うことに関しては、やはり負担も大きいというふうに捉えております。したがって、こうした課題の検討も含めながら、引き続き国や都の動向を注視して、研究してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、(5)でございます。部活動です。中学校の部活動につきましては、議員の御指摘のとおり、本市では令和7年度7月、来月から、生徒にスポーツ、そして文化芸術活動に触れる機会を確保

不確定原稿

するため、拠点校方式による合同部活動を実施いたします。あわせて、教員の負担軽減及び教員の異動等の影響によらない、持続可能な部活動体制の実現のため、部活動指導員の拡充に努めております。本市の拠点校方式の部活動、そして部活動指導員の拡充につきましては、これは国の方向性と同じ方向を目指しているという認識でございますので、今後ともこの取組を着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、(6) 武蔵野東学園に関するお尋ねです。武蔵野東学園のアドバイザーボードに関する御質問でございますが、直近では竹内元教育長が同学園からの依頼を受けて、平成30年4月から令和6年3月まで、教育長の在任期間中の任期で、このアドバイザーボードのメンバーとして就任しておりました。しかし令和6年4月以降につきましては、同学園からの就任の依頼もございませんので、現在は教育委員会関係者は就任しておりません。

以上でございます。

○12番(菅 源太郎君) ありがとうございます。まず、3つ目の歳計現金及び基金管理運用委員会から伺います。監査委員の指摘を受けて、これは監査意見ではあるけれども、きちんと対応していくという、その方向は理解いたしました。1点だけこの議事録に関してです。今まで議事要録で来たが、もう少し詳しい議事録をつくると。3月4日の令和6年度の第5回委員会から議事録をつくるけれども、これは公表しないということです。

ちょっとこれは私がそこまで詳しく調べていないので、もし分かれば御説明いただきたいですが、こうした歳計現金及び基金管理の運用、これは武蔵野市に限らず、他の自治体もされていると思いますが、こうした委員会の議事録は、作成しても公表しないということなののでしょうか。その点についても分かれば、御説明いただきたいと思います。公表というのいろいろな考え方があって、即公表というのあれば、例えば一定5年とか10年とか経過して公表という考え方もあると思うのですが、全く公表しない議事録をつくるというのは、ちょっと私の中では理解に苦しむので、そこについて御説明をいただきたいと思います。

それからもう一つ、この大きい4つ目の充て職について伺います。これはちょっと今日は問題提起ということで、まずは調査の状況を伺うということにいたしました。ここはもうこの議場にいらっしゃる方のかかなり共通認識であると思うのですが、まさに様々な役割をどういうふうに市民自治の担い手が一担い手という言葉も、この使い方も非常に気をつけなければいけないわけですが、どういうふうにそれぞれが支えていくかという中で、今回一つの提起をいたしました。

やはり先ほど言いましたように、私はちょうど学童に今子どもを預けていますので、学童協という、12の小学校のこどもクラブの父母会の連絡会の総会が昨日がありましたけれども、やはり父母会ごとの活動はまだできて、そのもう1つ上の上部団体というか、連絡組織である学童協の活動になると、なかなか及ばない。三多摩になればさらに大変ということもありますし、今この充て職もそうですけれども、そういう連絡組織にまで人が出て行ってやっていくということについて、やはりその温度差というのがあるのです。なかなかどうしてそこまでやらなければいけないのみたいな感じのところもあります。

子どもまつりに関して少しだけ言うと、やはり近い学校と遠い学校と。12の学校があっても、中央公

不確定原稿

園に近い学校はすぐお子さんは通うわけですが、遠い学校ですとなかなかそこまでということもあつたりして、温度差がいろいろな面に出てきていると感じます。

この点は今回は意識の問題提起ということですので、これは今後、こんなことを今から予告して恐縮なのですが、決算とか予算の際にも、我々も自分で調べることも頑張ってみますけれども、どういうことになっているのかということに関心を引き続き持って、機会を見てお尋ねをしていきたいと思っておりますので、こちらについてはその表明だけにさせていただいて、質問は、この3つ目の歳計現金のほうをよろしく願います。

○市 長（小美濃安弘君） 自治基本条例の第11条には会議の公開について定めているのです。その逐条解説では、「公開とする会議は、市長等が設置する審議会・調査会・懇談会・研究会など、おもに有識者や市民等により構成される会議」となっています。今回お尋ねの委員会に関しては、これに当たらないところがございますので、議事録というより、議事要録については作成しておりますけれども、公開は考えていないという御答弁でございました。

○12番（菅 源太郎君） 自治基本条例からこの委員会がそういう対象でないという御説明は、御説明として一応承りました。ただ、これは繰り返しになりますけれども、他の自治体の取組がもし分かれば教えていただきたいですし、先ほども私は申し上げました、即公開が全てではないというふうに思いますが、議事要録はつくるけれども公開はしないという運用が、そういう他の自治体の取組などでもなされているのか。

これは結局2月議会と3月議会でかなりいろいろな議論があつて、今後、武蔵野市の基金の運用の方針が大きく変わるという中で、そしてこの委員会の構成も見ますと、基本的には市の職員が中心になっているということ、運用の専門家が委員を構成しているわけではないということ、そういう意味ではそうした委員会の取組を事後でも検証できるような仕組みにするために、ある意味では議事要録をつくると思うのですが、全く公表する見込みがないのであれば、それは事後検証には耐えられないと思うのですが、その点もう一度願います。

○市 長（小美濃安弘君） 他の自治体の取組等につきましては、担当部長よりお答えいたします。

○会計管理者（清野 聡君） 他の自治体の同様の委員会の設置等については、詳しくこちらでは承知しておりません。ただ、都内に限っているところですが、基金運用そのものをしていない自治体もございますので、こういったものがあるかどうかというのは、ちょっとそれは各自治体の状況によるものだというふうに認識しております。

○12番（菅 源太郎君） ちょっとここばかり追いかけていると再質問の回数を使い切ってしまうので、これはまた取り上げたいと思います。私たちがこの前、12月議会と3月議会で議論したときには、もちろん全ての自治体が基金運用しているわけではないのは分かっていますが、多摩26市の中でも、今までの従来の武蔵野市以上の比率で基金運用している自治体もあると紹介されていると思いましたが、それを全く確かめずに今回のこの議事録のことを、それから監査委員は議事録を作成せよと言ったのは、公表を前提としない議事録でも、これは監査意見にかなったものになるというふうにお考えなのかどうか。これはここでのお尋ねできることなのか。ちょっとその部分について、もしお答えいただけるようであれば、それが難しければまたにしますけれども、お尋ねしたいと思います。

不確定原稿

それから、ボール遊びのほうに行きます。御説明はよく分かりました。担当課でもそのような御説明がありました。中学生になるとやはり力が強くて、なかなか小学生までのボール遊びとは状況が違ってくるという御説明は、一定理解はいたします。ただ例えば、先ほども2006年以降どういう取組をされましたかということで、確かに関前南小の子どもたちと一緒に、大師通り公園ですか、ここは8時から18時までというふうに時間も設定されて、防球ネットがあつて。ただ上部がないのです。上部だけネットがないので、高くボールが飛ぶと飛び出してしまうようで、そういうボールの使い方はしないようにしましょうという注意書きはしてありました。

あと、防球ネットがあるのは本田東公園ですか。東町。それからもう一か所が、防球ネットで言うと武蔵川公園でした。この2つは完全にネットで覆われていました。どこも近隣にほかにも公園はありました。大きい、小さいはありますけれども、公園はありました。それからこの武蔵川公園なんかは、ネットに囲まれた場所と、それから普通の公園というとは何ですが、いわゆる小さい子どもたちが遊べる公園とドッグランとが一体となって、武蔵川公園というふうになっていました。本田東もそうでした、遊具のあるところとネットの中というふうになっていました。

そう考えると、少なくとも防球ネットのあるところに関してはちょっと。全くネットもない、私はさっき四方をフェンスでと言いましたが、フェンスでも囲まれていないようなところでボール遊びというのは、それも中学生というのは、これはとても難しいことだと思いますが、完全にそういう囲われているところであれば、それは考えられないのかなというふうに思っています。

ちなみに、その防球ネットがある本田東と武蔵川に関しては9時から17時ということで、この時間帯の設定に関しても、大師通りは関前南小の子どもたちと決めたので8時から18時ということで、時間帯が違ってはいけないということではないのですが、今回公園を見て思ったのは、いろいろな注意書きの看板とか掲示がいろいろされていて、多分それぞれの公園で、苦情が来るたびにそういうものを増やしていったという経緯はあると思うのですけれども、ちょっとその辺の掲示も。あと公園によっては、いや、実はそのこのスポーツ広場と中央公園ならそういうボール遊びができますよと、誘導している掲示をしている公園もありました。ただ11の公園が全部そうなっているわけでもありませんでした。

その辺の表示方法も少し工夫していただきたいと思うのですが、これはなかなか担当課とお話ししても、簡単に前に進みそうでないというのは感じながら質問はしているのですが、やはり先ほどの居場所ということで言いますと、確かに中央公園やスポーツ広場まで全市、中学生なのだから自転車をこいで来いというのも、言えなくはないですけれども、私は、一番身近な近所の公園をそうしろとは言いませんが、3駅圏ぐらいなら中学生の行動範囲としてあり得るのかなと思いますので、もう一度その公園に関して、2つ伺います。今のその3駅圏で中学生ということと、もう1点は、いろいろな表示とかルールとかを、もう少し整理していくつもりがないかということについてお伺いします。

○市長（小美濃安弘君） 適切な広さと近隣の御理解が得られれば、そういったことも考えられるかなと思うのですが、一番はやはり近隣の御理解なのかなというふうに思っているのです。特に防球ネットがあるところは、それなりの太い支柱のようなものが建ってございまして、中学生ですと、そこにボールが当たると物すごい音がするのです。それは気になる人には物すごく気になる。1日中その音を近隣の方が聞いていると、やはりそれがクレームになってしまう場合もあるわけです。

不確定原稿

では小学生はどのようなのだという話なのですが、小学生まで規制をしてしまうと、何のための防球ネットかという話になってしまいますので、それは運用によって今いろいろ行っているのですが、なかなかやはり近隣の御理解というのは難しいかなというふうに思っています。

もう1点は、ではそういうふうに近隣にきちんと注意してやってくださいということ、学校を通じてお話をさせていただいても、公園というのはいろいろな市区からも来ることがあるのです。そうすると、そこまでやはりルールというか、近隣対策等が浸透しないということも、一つ問題になっておりまして、なかなか中学生の利用に関しては、まだ課題があるかなというふうに思っています。

なので、もしその3駅圏に適切な場所、そして近隣の理解が得られるようであれば、それはぜひ進めていきたいと思うのですが、なかなかそういうところがネックになって、難しいところがあるかなというふうに思っています。

ルールや看板については、担当部長からお答えいたします。

○環境部長（関口道美君） 今お話しいただきました表示、ルールですとか、看板の工夫ということ、分かりやすい表示とか公園の案内というのは、これは必要かと思っておりますので、その辺は現場を確認して、分かりやすい表示に努めてまいりたいというふうに思っております。

○監査委員（小島麻里君） それでは、定期監査の意見のことが出ましたので、私のほうから少しお話しさせていただきます。会計課への意見でございますが、この定期監査の令和6年度の第1回の期間の中で行われた、この委員会で監査をいたしましたら、議事録がついておりませんでしたので、その部分についての指摘をいたしました。公表については、また市長部局のほうで今後の対応を検討していくかと思われませんが、まずは実査をして、ついていなかったところを指摘したというところでございます。以上でございます。

○12番（菅 源太郎君） 監査委員も御説明いただきありがとうございます。監査意見としては、まずは議事録をつくりなさいということですので、ちょっと議事録の公表に関しては、また機会を見て取り上げたいと思いますが、やはり公表を考えない議事録というのは、事後も含めて、一定の期間を経てということも含めて考えないとすれば、それは実効性があるのかなというふうに感じたことだけはお伝えしておきます。

それからボール遊びに関しては、市長自ら御説明いただきましてありがとうございました。初めに御答弁もいただいたように、もう住宅に囲まれた公園がほとんどですので、そこが難しいのだということ、これは担当課の御説明でもありましたが、これはなかなかやり取りがずっとこの状態で固定してしまうのかなと思いますが、まず先ほど部長のほうも御答弁いただいた、ルールは明確になっているのだと思いますが、それを周知するという点に関しては、まず取り組んでいただきたいですし、できれば、今回対象になっている、御紹介いただいた11の公園に関しては、今はできないのであれば、ここでできますとかいう案内を、11か所は少なくとも。小さい公園まで、小さい子どもしか遊ばないような公園までつける必要はないと思いますが、それは整えて。

幾つかルールをきちんとまとめて掲示して、ネットに貼ってある声もありました。そういうものを何か統一的に、これはできます、これはできませんということが、どこの公園でも行ったらすぐ分かるような、それは工夫をしていただきたいというふうに思います。これはちょっとなかなか難しいのかなと

不確定原稿

思いながらも、これからも関心を持って見ていきたいと思しますので、これ以上のお尋ねはしません。

最後に、この1つ目の学校教育のところを教育長に伺います。学校給食に関しては分かりました。

1つは、隠れ教育費——と言われる言葉ですが、教材費とか修学旅行費に関してですが、内容は学校でということ、これもいつも御説明があるのです。過度な負担にならないように指導するということなのですが、この過度な負担というのが多分難しいところ、誰にとって過度なのかというのがあります。

それから教育長に就かれる前に私がこの一般質問をした中で、例えばもう毎年買うのではなくて、学校に備え付けて、毎年それを使える備品に変えたほうがいいものがあるのではないかというようなことも言ったのですが、それも基本的に学校で考えますということで、そうすると学校がその過度な負担を考慮して、そういうことまで学校単位で考えられるのかなという、そういう問題意識から、私はもう一歩教育委員会が踏み込んで、教材費の負担もそうなのですが、そもそも教材を保護者に、もう子どもごとに用意させるのか、それとも学校で備え付けるのかというようなことについても考えていただきたいという認識からお尋ねをしていますので、もう1回、過度であれば指導ということですが、ほぼそういう指導はあまりなされていないのかという気がしますので、そこをお尋ねしたいと思います。

それからもう一つだけ、学校改築に関してですが、先ほどの施行規則だと12から18学級ということは、1学年で4ですね。中学生ですから、施行規則上だけで切れば4学級ないと。武蔵野市で1学年で4学級ある中学校はどれだけあるのかということになると思います。それから学校施設整備基本方針という2015年に出たものと、中学校の適正な学校規模を、各学年2学級以上、各学級おおむね30人以上とし、中学校は3学年6学級になった場合に、統廃合の可能性も含めて検討を開始するという、これは2015年の文書にありますけれども、この市の考え方は基本的にこっちだと3学年6学級。6学級が一つの目安になっている。この考え方は基本的に今もお変わらないのかどうかもお尋ねいたします。その2点お願いします。

○教育長（吉原 健君） それでは、最初の教材費等についての考え方でございます。議員がおっしゃるとおり、確かに過度な負担というところについてはなかなか難しいところですけど、私自身一番大事なものは、教材がそもそも目的とか必要性、その教材が、教科指導をしていく上でどんな目的のために使われているのかと、あと、それが本当に必要であるかということが、まず前提にあるべきだと私は考えておりますので、金額ももちろん大事なのですけれども、そもそもその教材が、子どもたちの教育、学ぶ上で本当に必要であるかということを、きちんと学校として精査することが一番大事なことというふうに考えておりますので、その点も含めて、今後、学校のほうにきちんと指導してまいりたいと思っております。

それから、2点目の中学校の学級規模に関しましては、先ほど申し上げたとおり、学校教育法施行規則での数字とか、あるいは本市の学校施設整備基本方針の中での数字もございますけれども、これにつきましては、まさに今年度、武蔵野市における中学校の適正な数であったり、これらについて全市的な視点で、学校施設整備基本計画策定審議会をこれから立ち上げて、2年間かけてその審議会の中で、適正な数、あるいはこれから子どもたちにとって必要な教育について、十分に議論してまいりたいと思しますので、まずはその部分で、審議会の中でしっかり議論を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

不確定原稿

○12番（菅 源太郎君） ありがとうございます。学校改築に関しては、これから2年間の議論があります。ただ最終的にこの基本計画を今度また決定する際は、教育長が中心になって教育委員会で決定されますので、その点は、この施行規則やこの基本方針どおりにいくのかは分かりませんが、ぜひしっかり議論をしていただきたいと思います。

あとやはり先ほどの教材費に関しては、確かにおっしゃることは分かるのですが、教育目的では必要でも、それが全部保護者の負担によって買いそろえなければいけないものなのか、学校で用意できるものなのかという線引きのこともあるということを、これは要望というか、指摘だけして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（木崎 剛君） 次に、10代20代の抱える困難、ロスジェネ世代・就職氷河期世代の生きる困難への対策等について、15番蔵野恵美子議員。

（15番 蔵野恵美子君 登壇）（拍手）

○15番（蔵野恵美子君） 立憲民主ネットの蔵野恵美子でございます。通告に従いまして質問させていただきます。今回の質問は大きく4点です。1項目めは、10代20代の抱える困難とロスジェネ世代・就職氷河期世代の生きる困難への対策について、2項目めは、米の価格高騰と学校給食について、3項目めは、猛暑は災害、命を守るエアコン設置費用助成について、4項目めは、さらなる災害時のトイレ対策についてでございます。

大きく1項目めとしまして、10代20代の抱える困難とロスジェネ世代・就職氷河期世代の生きる困難への対策について伺います。

まず、10代20代の抱える困難についてです。昨今、10代、20代の若者を取り巻く環境に不安を感じる報道が目にとまります。2024年の小・中・高生の自殺者数が前年より16人多い529人で、過去最多との3月29日の新聞記事がありました。これは統計のある1980年以降で最多とのことであります。また、5月5日の新聞には、「ゴールデンウイーク明け不登校・自殺リスク、子どものサイン見逃さないで」との見出しとともに、ゴールデンウイーク明けの5月、夏休み明けの9月に、小・中・高生の自殺者数が多いとの記事。また、2023年度の小・中・高生の不登校者数が、過去最多の41万5,000人とありました。

さらには、ミャンマーの拠点で特殊詐欺に加担させられていたと見られる日本人の高校生2人が、現地で相次いで保護されたとの記事です。16歳の高校生が、ノルマを達成できないとスタンガンを当てられたなどと日本の警察に説明しているとの驚きのニュースです。高校生は、オンラインゲームでやり取りをしていた相手から、タイにおいでよ、衣食住つきだよと誘われたなどと話しているとのことです。10代、20代という見えにくい困難を抱えている世代、そしてその不安定さに付け入る、想像を超える犯罪の手口に、耳を疑うばかりの事件であります。

本市では、2024年度から29年度までを計画期間とする武蔵野市自殺総合対策計画が改定されましたが、気になるデータが示されています。自殺による死亡者数は、2022年には全国で2万1,881人、東京都では2,396人となり、近年は微増傾向が続いています。市の自殺者数は2020年に32人と、前年から20人増えましたが、2021年で17人、2022年で18人と減少しました。市の年齢階層別に自殺死亡率を見ると、20

不確定原稿

歳代及び40歳代で高く、30代は増加傾向、40歳代が19.6%で最も多くなっています。全国と比べると、市では20歳代の割合が全体で17.8%と多くなっているとあります。そこで、以下伺います。

1、自殺総合対策計画には未反映となっている、2023、24年度の本市の自殺者数、年齢構成を伺います。

2、市の年齢階級別に自殺死亡率を見ると、20歳代及び40歳代で高く、30歳代は増加傾向となっている要因について、どのように考えているか伺います。

3、10代、20代という、心の闇が理解されにくい年代への対策について伺います。子どもの自殺は原因不明であることも少なくなく、周囲が予兆に気づかないうちに、突発的に命を絶つケースがあると言われていています。こども家庭庁によると、2019年から23年までの間に自殺した小・中・高生のうち、周囲が心身の不調や自傷行為などに気づいていなかった事例は、2割に上ったとの記事がありました。4割以上の児童生徒が、自殺の直前まで変わりなく学校に出席していたとのことであります。自殺を図るのは特別な子ではないという中で、どのような対策が必要であると考えるか伺います。

4、5月14日の新聞記事によると、都が小・中・高生の保護者らにスマホ利用調査をしたところ、スマホを持つ小学生の2割以上が、SNS上で知らない人とやり取りをしていたことがあるとの結果でした。小・中・高生全体の平均も、20.4%がやり取りをしたことがあるとの結果、さらには、直接会ったのが12.7%に上ったという驚く結果もありました。スマホやSNSの登場で、ミャンマーの特殊詐欺に監禁された事件のような想像を超える事態に巻き込まれるという、若者の抱える困難が複雑化、深層化していることに対して、自治体として新たな対応が求められていると考えますが、見解を伺います。

続いては、ロスジェネ世代・就職氷河期世代の生きる困難についてです。目を転じますれば、ロスジェネ世代・就職氷河期世代が生きづらさの中を今日まで生きてきた記事や、その世代への支援について、国がようやく動き出したという記事も目につくようになりました。当世代は、今では40から50歳代前半になっていますが、就職氷河期はバブル崩壊による企業の採用意欲が低下した時期に当たった世代で、不本意ながら非正規雇用や派遣社員、無職期間が続き、就職氷河期世代もしくは失われた世代という意味で、ロストジェネレーション世代とも呼ばれます。第2次ベビーブーム世代が当てはまり、対象人口も多く、現在支援が必要な人は約100万人に上ると見られています。

正規雇用の場合でも、長らく賃金が低い時期が続き、最近では人材確保に向けた初任給の引上げなど、若手が重視される一方で、就職氷河期世代の処遇改善がなかなか進まないとの指摘もされています。この世代が高齢化することで、労働人口が減少し、社会保障費が増加することを、2040年問題と呼んでいますが、課題としての認識はされていたものの、その具体的な対策はなされてきませんでした。

ここに来て政府は、氷河期世代支援3本柱として、就労、社会参加、高齢期の備えについて支援策の拡充を閣僚に指示し、今年6月をめどに取りまとめ、経済財政運営と改革の基本方針に盛り込むとしています。重点政策として、学び直しの支援、農業・建設業・物流業の分野における就労拡大、さらには公務員や教員の積極的な採用についても挙げています。そこで伺います。

5、今年の代表質問や3月の予算委員会でも質問をしていますが、本市の正規職員採用に氷河期世代も対象にすべきと考えますが、国の方針を受けて改めて考えを伺います。

6、武蔵野市自殺総合対策計画では、国から示されている地域自殺対策政策パッケージという、地域

不確定原稿

において優先的に取り組むべき施策群についての掲載があります。本市の自殺実態データ分析の結果として推奨される重点施策として、2019から24年度の計画では、高齢者、生活困窮者、勤務・経営が示されている一方、改定された2024から29年度の計画では、子ども・若者、勤務・経営、高齢者、生活困窮者、無職者・失業者が示されました。子ども・若者、無職者・失業者が加わった背景について、どのように認識しているか伺います。

7、無職者・失業者が加わった背景には、就職氷河期、ロスジェネ世代の困難が関連していると考えますが、見解を伺います。

8、自治体ともつながりにくい困難を抱える層が、支援につながる仕組みについての取組について伺います。

次に、大きく2項目めとしまして、米の価格高騰と学校給食について伺います。

近年、米の価格上昇が続き、消費者や食品業界に大きな影響を及ぼしています。随意契約による備蓄米の売渡しについて、中小の小売業者などを相手とする新たな仕組みの申請の受付が始まり、先日は、古古古米と呼ばれる令和3年産のお米8万トンが売り渡されるとの報道がありました。一般的な流通経路が上乘せされた店頭での価格について、小泉農林水産大臣は、5キロ税抜き1,800円程度になるのではないかと述べていました。新米の約半額で売り出された備蓄米は人気が高く、令和4年産5,000トンの契約を結んだ大手スーパーのイトーヨーカ堂は、東京・大田区の店舗で、1家族1点の購入制限を設け、5キロ税込み2,160円の販売をしたところ、用意された500袋は、午前10時の開店からおよそ30分で売り切れたとのことでありました。

3年前の小麦、原油の高騰、食品の値上げが続き、今では主食である米も備蓄米で対応しなければならない事態となっています。食料事情が日々変化する中、栄養価を保ちながら給食を提供し続けることは、本当に大変なことであると実感しています。そこで以下伺います。

1、2022年6月一般質問において、物価上昇と学校給食について質問をしました。ロシアによるウクライナ侵攻で小麦や原油などの価格が上がり、円安もあり、学校給食に影響が出る自治体も出ていたことからの質問でありました。その際の答弁では、本市は、単価の高い食材の使用を可能な限り控える、栄養価の変わらない他の食材に置き換えるなどの努力をしている、また、調味料や乾物は半期ごとの入札を行い、価格の維持に努めている。9月までの食材の入札は済ませているので、10月以降は状況を見てとの内容でありました。

その後、給食費無償化が実現し、質問以降の食材費の高騰に伴う影響について把握しておりませんが、米のみならず、食材費の高騰についての影響はどのように出ているか。もはや工夫だけでは、質や栄養の確保に対応し切れないのではないかと考えますが、状況について伺います。

2、現在、給食に関する会議では、課題などどのような話が出ているか伺います。

3、米の高騰により、パンの日が増えたという自治体もあるとの報道がありましたが、本市の状況について伺います。また、状況によっては古古古米などの備蓄米を使用することも考えられるか、伺います。

4、本市の米の入荷は、どこからどのような方法で買い付けをしているか伺います。

5、食材や米の安定的な仕入れのために、どのような対応が必要と考えているか伺います。

不確定原稿

6、小学生、中学生の給食1食当たりの平均単価について伺います。2021年の物価上昇前、2023年の物価上昇後、米の高騰後の2025年現在、それぞれ伺います。

次に、大きく3項目めとしまして、猛暑は災害、命を守るエアコン設置費用助成について伺います。東京消防庁の統計資料では、2024年の熱中症による救急搬送人員は、これまで最多だった2018年の7,960人を超え、過去最多となる7,993人（速報値）とのデータでありました。1898年の統計開始以降、日本の観測史上最も暑い夏となった「2023年の猛暑」と言われる2023年と比較すると、881人増加しています。そこで、以下伺います。

1、猛暑は災害であると言われる昨今、エアコンは命を守る必需品と言っても過言ではないと考えます。14万市民の命を守るための施策として、全世帯対象に家具転倒防止金具などの購入費用を補助、まちぐるみで防犯被害ゼロを目指し、全世帯を対象に住宅で実施した防犯対策費用について補助を実施した市長として、命を守るエアコンへの助成の必要性について見解を伺います。

2、東京都は今年夏の4か月間、一般家庭向け水道基本料金を無償化すると発表しました。本市では都営水道との一元化がされていないため、都の交付金により同じ措置がなされるとのことであり、都への働きかけを評価しています。記者会見で市長は、水道料金の基本料金はエアコンを使うための電気代に充ててほしいと発言されていたと記事にありましたが、エアコンがない方の猛暑対策についてのお考えを伺います。

3、2020年4月4日の一般質問において、家庭用エアコン設置助成について伺いました。他の議員もこれまで設置助成の質問をされており、昨年の答弁では、国の動向や近隣自治体の動きなども参考にし、市として取り組むべき方策については検討したい、また、他市がどういうふうな理念で、どういうふうなポリシーでその支援策を打っていくのかを含めて把握した上で、必要な武蔵野市らしい取組を考えたいとの内容でありました。

そこで、エアコン助成を実施している都内自治体の助成内容についての考え方等について、現状の把握状況を伺います。また、他自治体のポリシーを把握し、武蔵野市らしい取組についてどのような考えに至っているか伺います。

最後に、大きく4項目めとして、さらなる災害時のトイレ対策について伺います。

本市では、今年6月2日より約半年間、携帯トイレの無料配布がスタートしました。災害時の携帯トイレに関しては、2017年の一般質問を皮切りに、会派予算要望を重ねてきましたが、啓発はされるも予算なしの状態が続きました。2024年9月に小美濃市長に初めて一般質問で要望し、2025年度新規事業として実施となりました。早急な御対応を大変高く評価しております。引換券を含む啓発を兼ねたチラシは大変分かりやすく、広く市民に災害時の携帯トイレの重要性が浸透していることと思います。関心が高まっている今こそ、さらなる災害時のトイレ対策の推進をすべきと考え、以下質問をいたします。

1、内閣府が昨年12月、避難所運営に関する自治体向け指針を改訂、さらに東京都が今年3月に東京トイレ防災マスタープランを策定したことを受け、本市の災害時のトイレ計画にどのように反映されるのか伺います。

2、東京トイレ防災マスタープランでは、災害時のトイレ対策について、全ての市区町村に計画づくりの推進を促し、その際の補助制度も創設しているとのことですが、補助制度の詳細について伺

不確定原稿

います。

3、今年の代表質問の際にトイレトレーラーについての質問をし、他自治体の事例を調査研究し、課題や導入スケジュール等を整理したいとの答弁がありました。他自治体の事例調査、課題、導入スケジュール等、研究の進捗状況を伺います。また、東京都の災害時のトイレ補助制度において、トイレトレーラーの補助内容について伺います。

以上で壇上での質問とさせていただきます。よろしく御答弁をお願いいたします。

〇市長（小美濃安弘君） 蔵野恵美子議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、大きな1点目、本市の自殺者数に関する御質問でございます。自殺者数は国が暦年で統計を作成しているため、本市もそれに準じて暦年で数値を把握しております。令和5年（2023年）の本市の自殺者数は合計24人で、その年齢構成は、20歳未満はゼロ人、20歳代で1人、30歳代で4人、40歳代で5人、50歳代で11人、60歳代でゼロ人、70歳代で2人、80歳代で1人です。令和6年（2024年）の本市の自殺者数は合計22人で、その年齢構成は、20歳未満で2人、20歳代で4人、30歳代で4人、40歳代で2人、50歳代で8人、60歳代で1人、70歳代で1人、80歳代ではゼロ人でございます。

次に、20歳代から40歳代までの自殺死亡率についての御質問です。自殺死亡率は自殺者数を人口で除して算出するため、自殺者数の分数が少ない中では、非常に大きく変動しやすい指数であることに注意する必要があるものと認識しております。例えば20歳代の自殺死亡率について、令和5年は0.68だったものが、令和6年には2.71になるなど、近年も大きく変動しております。

その上で、国全体の傾向として、20歳代から40歳代の主な自殺の要因としては、他の年代と同じく、家庭問題、健康問題、経済・生活問題、勤務問題等がございます。またこの年代の自殺の要因として多いものとして、交際問題がございます。自殺の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しているものであり、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意する必要がありますが、本市における同年代の自殺についても同様の要因があると考えております。

続きまして、自殺を図るのは特別な子ではないという中で対策に関する御質問です。市では学校以外の場においても、例えば検索連動型広告による自殺抑止やLINE相談、チャット相談の案内等、若い世代に親和性のある手法を通じて自殺対策に取り組んでおります。また、職員等を対象として例年実施している、こころといのちの基礎研修においては、小・中・高生の自殺者数が過去最多となっている現状への危機感を基に、令和6年度のテーマを、子どもたちのSOSに気づいたらと設定いたしました。自殺を図るのは特別な子だけではないとの認識の下、子どもの悩みやSOSに気づくことができるよう、引き続きゲートキーパー研修を実施するなど、子どもの自殺対策の強化を図ってまいります。

続きまして、スマートフォンやSNSなどの使い方についての対応についてです。青少年のスマートフォン所持、SNS利用が一般化した昨今、いわゆる闇バイトが全国的な問題となっております。スマートフォンやSNSの利用状況は日々変化をしており、最近の情報に基づく取組が大切でございます。市では、青少協定例会や薬物乱用防止会議、子どもを守る武蔵野連絡会などにおいて、警察や教育委員会などの関連機関と情報交換、連携を進めております。

続きまして、職員採用についての御質問であります。正規職員採用に氷河期世代も対象とすべきとの御質問であります。市として全体的な人材不足の中、新卒者に限らない、多様な経験や知識、技能、

不確定原稿

専門性を持った職員の採用を検討していく方針であり、令和8年度職員採用試験においては、常勤一般職の一般事務職の募集年齢上限について、従来30歳までであったところ、40歳まで引上げを行っております。就職氷河期世代全体を含めた、さらなる年齢上限の引上げなどについては、国や他自治体の動向を見つつ、本市における職員の年齢構成や人材確保とのバランスを鑑み、引き続き検討してまいります。

続きまして、武蔵野市自殺総合対策計画における、推奨される重点パッケージに関する御質問です。同パッケージは、厚生労働大臣指定法人である一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターが、本市における過去5年の自殺の実態を分析した結果でございます。自殺の原因を正確に知ることは困難です。この分析には推定が含まれます。

まず、子ども・若者については、20歳から39歳までの方が職場の悩みを発端として自殺に至ったり、非正規雇用による低賃金による生活苦から自殺に至ったといったケースが、背景として推定されます。次に、無職者・失業者については、失業による生活苦を原因とする40歳代、50歳代の方の自殺や、失業、退職と家族との死別、離別が合わさったことによる、60歳以上の方の自殺のケースが背景として推定されます。

そしてこのことと、就職氷河期、ロスジェネ世代の困難の関連に関する御質問であります。今申し上げた推奨される重点パッケージにおける推定ケースのさらに背後にあるものとして、就職氷河期、ロスジェネ世代の困難が関連しているかどうかについては、自殺の多くが多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることから考えると、関連している可能性もあると考えております。自殺の要因を幅広く捉え、様々な属性の方にアプローチしていくことが重要であると認識しております。

次に、自治体とつながりにくい困難を抱える層を、いかに支援につなげていくかということですが、生活福祉課で毎年度全戸配布している生活困窮者に関するチラシについて、今年度は福祉総合相談窓口の周知も兼ねることとして、どこに相談してよいか分からない方が安心して相談できる窓口として案内する予定でございます。チラシのみではなく、SNSやホームページなど、様々な媒体を通じて周知するとともに、メールやLOGOフォームなどでも相談を受けることとするなど、相談しやすい取組を進めてまいります。

次に、大きな3点目、猛暑は災害、命を守るエアコン設置費用助成についてであります。命を守るエアコンへの助成の必要性についての御質問ですが、猛暑が続く昨今、自身の命と健康を守るためにはエアコンの使用が必須であると考えており、市では市報やホームページ等で、温度や湿度に気を配りながら適切にエアコンを使用いただくよう、積極的に周知啓発を行っております。エアコンの設置助成については、既に多くの住宅でエアコンが設置されているものと推測されますが、賃貸住宅などにおけるエアコンの設置は、一般的に貸主側が行うことも多いと考えており、助成には慎重な検討が必要であると考えております。

次に、エアコンがない方の猛暑対応の御質問です。市では市報、ホームページ等で、熱中症予防のポイントや熱中症に関する情報発信などについて、積極的に周知啓発をしておりますので、暑さ対策に役立てていただきたいと思いますと考えております。また市内の市関連施設40か所をクーリングシェルターにしておりますので、猛暑が予想される日などには、一時的な避難場所として御利用いただくとともに、小まめ

不確定原稿

な水分補給を心がけていただきたいと思いますと考えております。

次に、エアコン設置費用助成を実施している都内自治体の状況についてですが、区部では港区、練馬区、江戸川区等の9区程度、また、市部では多摩市が実施していると認識をしております。主に、稼働しているエアコンが一台もない生活困窮者世帯や高齢者世帯等を対象として実施しております。費用助成に当たっては、訪問調査によるアセスメントを踏まえて実施することが重要だと考えますので、他自治体の動向に注視しつつ、対象者や支援内容に加えて、実施体制等を慎重に検討する必要があると考えております。

次に、大きな4点目、さらなる災害時のトイレ対応策についてであります。

避難所運営に関する自治体向けの指針の改定や、東京トイレ防災マスタープランの策定を受け、本市の災害時のトイレ計画にどのように反映されるのかという御質問についてですが、現在本市では、災害用トイレの整備体制について武蔵野市地域防災計画に定め、本計画の実効性を高めるため、防災課とごみ総合対策課が共管でマニュアルを作成しているところであります。今年度と来年度の2か年で武蔵野市地域防災計画を修正していくため、国や都の関係計画との整合性を図り、発災直後から3日間までは携帯トイレや簡易トイレの活用を中心とするなど、フェーズごとのライフライン被害を想定した災害用トイレの整備体制や適切な数量を研究し、本計画に反映してまいります。

次に、災害用トイレにおける都の補助制度についての御質問ですが、東京都の補助事業、避難所環境整備・災害時トイレ確保等区市町村支援事業として、今年度新たに実施される予定でございます。本事業は災害時のトイレ環境向上を推進することを目的としており、在宅避難者向けの携帯トイレ、マンホールトイレ、トイレカー等、自己処理型トイレ等の購入費用を、2分の1補助されるものでございます。現時点で詳細な情報はなく、東京都の準備が出来次第、通知される予定となっております。

次に、トイレトレーラーの他市の事例等に関する御質問ですが、現在都内でも多くの自治体が、導入または導入に向けた検討、準備を進めており、近隣自治体では、府中市や調布市、小平市がこれまでに導入しております。課題としては、平常時の活用方法や維持管理体制などが挙げられ、導入する上で検討していく必要がございます。導入スケジュールについては、いつ発生してもおかしくない災害に備えるためにも、課題解決のめどが立ち次第、導入してまいります。

トイレトレーラーやトイレトラックにおける都の補助制度についての御質問ですが、先ほどの答弁で御紹介した避難所環境整備・災害時トイレ確保等区市町村支援事業において補助対象となっており、購入費用が2分の1補助されるものでございます。現時点で詳細な情報はなく、東京都の準備が出来次第、通知をされる予定となっております。

他の質問に関しましては、教育長より御答弁させていただきます。

○教育長（吉原 健君） それでは、私から、まず大きな1つ目、自殺予防に関してです。③の自殺を図るのは特別な子ではないという中での対策についてお答え申し上げます。

まず、学校や教室は当然のことながら、全ての子どもにとって安心できる居場所であるべきだと思っておりますし、また、子どもたちが自分の不安や悩みについて相談できる場所であるべきだと考えております。各学校におきましては、意識的に子どもたち一人一人のよさや成長を伝え、自己肯定感や自己有用感を高めるなど、子どもたちが自信や意欲を高める学級づくりをし、また、いつでも相談できる体

不確定原稿

制を整えていくよう、各学校に対して指導、助言を行っておるところでございます。

そしてもう一つの視点として、教員や大人が子どもたちのSOSを受け止める力、子どもたちの声を聞いて、教員や大人がしっかりそのSOSを受け止める力、受信力、あるいは受援力という言葉もございますが、それがとても大事であると思います。子どもたちに対してSOSを出す教育も今努めておりますが、大人がそれをしっかり捉えて聞く力を高めていくことがとても大事だというふうに、私は捉えております。それからまた保護者に対しても、お子様の様子で気になる様子が見られる場合には、すぐに学校や各相談機関に相談するように周知して、家庭との連携も図っているところでございます。

続きまして、1番の④SNSなどの使い方についての対応についてもお答え申し上げます。SNSの使用に関しましては、ただ制限や禁止をするだけではなくて、やはり子どもたち自身が自分の判断で、適切かつ効果的にSNSを活用できるようにすることがとても重要だというふうに思っております。しかし一方で、スマホやSNSにまつわる昨今の状況は、日々目まぐるしく変化しておりますので、最新の情報に基づく取組や指導、これも大変重要であるというふうに思っています。

そのため各学校では警察や企業と連携して、セーフティ教室等を計画的に実施して、SNSの適切な使い方について、現在も学習を進めておるところであります。こうした取組を通して、情報モラルやセキュリティについて正しい理解を図り、不安や悩みがある場合にはいつでも相談できる、安心した学校づくりを進めていくことが、何より大切だというふうに考えております。

続いて、大きな2つ目の①です。食材の高騰の影響についてお答えをしたいと思います。まず給食食材費の高騰につきましては、給食事業を委託している給食・食育振興財団において献立の工夫を行うとともに、給食食材費のほかに、令和4年度から給食食材費高騰対応臨時補助金を支出することによって、給食の質を確保しており、現時点において、この給食の質や栄養の確保については影響はないというふうに認識しております。引き続き、武蔵野市学校給食の献立作成及び給食調理の指針に基づき、安全・安心でおいしい給食の質を維持し、子どもたちに提供してまいりたいと考えております。

次に、給食に関する会議で上がっている課題についてお答えをいたします。現在月1回、教育支援課と給食・食育振興財団の連絡会というものを実施しておりまして、5月実施の際には、この食材費の1食当たりの単価についても協議を行ったところでございます。

また財団が、8月を除く毎月実施している食品選定委員会がございますが、ここにおきましても幾つか意見、声が出されております。例えば市から給食食材費高騰対応臨時補助金が出ているが、食品選定委員会では、味のみならず価格も重視して選定を行っていく必要がある。あるいは、天候によって収穫量が減少してしまう食材もある。あるいは安全を第一に考えて食材を選定するため、次の食材を探すまでにやはりどうしても時間を要してしまうといったことが、この会議の中でも話題として上がっております。

続いて、2の③と④でございます。関連する内容でございますので一括してお答えいたします。本市で給食でパンが提供される状況ですけれども、これは従前同様、週5回のうち1回がパン食、パンが提供される状況です。また米飯が提供される給食は週5回のうち3回、そして麺類が1回ということで、こちらも変更しておりません。

米の買い付けにつきましては、生産地から直送してもらう方法、及び生産地から市内業者に卸しても

不確定原稿

らい、その業者から納品してもらう方法により買い付けを行っております。学校給食物資規格基準に基づき、国内産で有機栽培、それから無農薬栽培、特別栽培等を優先し、圃場の状況調査と生産者視察を十分に実施した事業者から買い付けを行っております。このように現在は供給体制の確保をしておりますことから、古古古米などの備蓄米を使用することは考えておりません。

続いて、2番の⑤食材や米の安定的仕入れのための対応についてお答えいたします。生産地や生産工場に栄養士や調理員が直接視察を行っており、顔の見える関係を築き、信頼関係をつくることで、継続して使用可能になったり、あるいは優先して納品してもらえたりする状況がございます。引き続きこのような取組が重要であるというふうに考えております。

続いて2番、⑥でございます。給食の食材費についてお答え申し上げます。令和3年の物価上昇前の1食当たりの給食食材費は、小学校低学年で260円、中学年で270円、そして高学年280円、中学生340円です。令和5年は、この金額にそれぞれ約20円増加しております。そして令和7年は、それぞれ約50円増加している状況でございます。

以上でございます。

○15番（蔵野恵美子君） それでは、再質問させていただきます。

まず、エアコンの設置助成からいたします。率直な感想、ちょっと残念な答弁だったなと思います。毎年変わらないというか、ちょっと前回とも進捗がなかったかなと思ってまして、昨年の答弁では、武蔵野市らしい支援の在り方とは何かを考えていきたいとかとおっしゃっていたのだけど、ちょっとそこら辺がよく分からなかった。要するに啓発だけでいいのかという感じの答弁だったので、そこら辺もう少し詳しくいただければと思います。

他の自治体の状況見ながらという答弁もあったので、答弁でもいただいたけれども、一応私のほうでも確認した事例を幾つか紹介いたしますと、その助成条件というのが、大体目的によってちょっと分かれています。例えば省エネ目的、それから低所得世帯に対する助成という考え方、それにプラス低所得世帯でかつ高齢者のみ世帯というような条件をつけているところもあって、それぞれそれは、それこそ自治体の考え方、首長の考え方が表れるのだと思うのです。

西東京市とか国立なんかでは、省エネ型のエアコンを購入すると助成が出る。大体1万円から2万円ぐらいになっているのです。例えば高齢者世帯で低所得世帯だと、65歳以上の非課税世帯で最大10万円ぐらいというところが多いです。ただ対象数はやはり、そんなに多くないということだと思うのです。最近、5月14日の新聞記事では、江東区もこのような考え方で導入しています。5月31日、多摩市、先ほども紹介もありましたけど、多摩市の助成の内容というのは、高齢者のみではなくて、もう低所得世帯全体で上限10万円という助成になっていますので、ぜひこれはもうお願いしたい、参考にさせていただきたいと思いますし、14万市民の命を守るというところの市長らしい助成というのは、もう少し他自治体の状況も見ながら。もう増えていますので。

しかもこの猛暑。猛暑は災害だと言われている中で、災害対策に力を入れていらっしゃる小美濃市長の考え、これはもう緊急の補正予算を組んでも、今年度からお願いしたいぐらいなのですけれども。もたもたしていると今年の夏に間に合わないですから。ですので、その辺もう一度御答弁いただければと思います。

不確定原稿

○市 長（小美濃安弘君） エアコンって、我々の感覚からすると、エアコンがあれば必ずそれを使うということが感覚としてあります。ただエアコンが難しいのが、例えば高齢者の方。なぜつけていないのかというと、ついていてもつけていない人っているのです。それは電気代とかではなくて、つけ方が分からないという方がいらっしゃるのです。本当に難しいなと思って。たかがリモコンではないかといって。実はこれは実際に私の身近な高齢者の方の話だったのですが、いつ行ってもついていない。ではつけてもしょうがないなど。だったら次の方法を考えなければいけないなど。

私は、実は大学は熱工学をやっていたので、エアコンに関しては物すごく理解がある人間なのです。高齢者にもエアコンは絶対必要だと思っている。エアコンというか、高齢者の場合、常に体温の調整が利かないので、いつも恒常的な温度の中にいるのが一番いいのです。それは、本来はエアコンでいつも温度を一定にしているのが一番いいのです。一番いいのですが、その環境ができていないというのが問題であって、ではその環境をつくるのにどうしたらいいのかということを考えなければいけないなど。それがイコール、ではエアコンの助成なのかということ、しっかり考えなければいけないと思っているのです。

一つの考えだとは思いますが。なので、全くエアコンがついていない御家庭に関しては、一つ全くエアコンがついていないおうちで、エアコンが使って、使う意思があるという御家庭に関しては、何か考えてもいいのかなというふうには考えています。ただ、さっき申し上げましたとおり、いろいろな例があるので、これはやはり様々調査を行いながら、一律に、エアコンがついていないから、では助成しますという話にはならないのかもしれないです。

これはもう少し慎重に考えなければいけないかなというふうに考えておりますので、御提案にありました、もう確かに今、室内で熱中症になってしまうという、そういう現状がありますから、14万市民の命を守るという中には、そういうことをぜひ避けていきたいなと思っています。なので、イコールそれが全てエアコンの助成につながるかどうか分かりませんが、何らかの形で熱中症にならないような、そういう対策はしていきたいなというふうに考えています。

○15番（葦野恵美子君） そうなのですが、要するに、使い方が分からないとか、ちょっと冷たい風が苦手とか、そういう方もいらっしゃる、それはそれで対策は別にあると思うのです。なので、使いたくても使えない人を対象とした助成についての話ですから、そこはちょっと分けて考えていただきたいと思うのです。そういう使い方が分からないとか、接し方が分からないとか、それは別な支援の方法ですから、これは使いたい人の助成についてですので、それについてお願いしたいと思います。

これはここ二、三年で出ている話ではなくて、もう議事録をたどると結構前から質問が出ているのです。そのたびに検討しますとか慎重にとかとやっていると、その間に、では、これでもしかして亡くなっている方が市内に何名かいらっしゃるのではないかなというふうにも思うのです。ですのでこれは、もうここまで猛暑が暴力的な暑さになっている中で、自治体としてやはりそこは啓発の意味も兼ねて、こういう新しい事業助成という形でしていくべきではないかと私は思います。ちょっとこれ以上の答弁は出てこなそうなので、残念ですが要望にしておきますけれども、毎年進展のないこの答弁の中で、やはり命を落としている人がいるかもしれないということは、重く受け止めていただきたいと思っています。

続いて、ロスジェネ世代・就職氷河期世代の課題。これは認識されていたものの、その具体的な対策

不確定原稿

がなされてこなかった。自己責任の風潮の下、放置されてきたことが問題であると言われていて、この世代が10年後には高齢者になる今になって、待ったなしの状態である。一方で、人口減少による労働力不足が訪れつつある中で、この世代を積極的に活用していこうという動きも出始めている。今そういった状況であると認識しています。

一言で就職氷河期世代と言っても、経験を積んでこられた方もいるし、積む機会がなかなかなかったという方もいらっしゃる中で、採用する側もそこは受け止めて、それぞれが働きやすい職場環境をつくっていく。採用する側も努力が必要であると思います。就労支援というと、どうしても生活福祉課という捉え方をされる場合が多いと思いますけれども、一方で、ある程度経験を積んだ方に働いていただく場合、待遇に関しても考慮しなければ、なかなか来ていただけないと思います。なので、これは人事課にも大いに関わることかと思えます。

そこで伺いたいのですが、本市役所では事務職の正規職員の中途採用を、30歳までを40歳までにした。これは確かにありがたいのですが、ただ、つまりそうすると41歳は駄目ということですよ。これはちょっと予算委員会でも聞きましたけど、41歳だと駄目ということです。私はまずそこが課題であると思っている。要するそこは、就職氷河期世代というのはもう40歳以上から50代前半ですから、全く丸々外れてしまっているわけです。

さらに課題であると思えますのは、給料体系です。何歳から入所しても係長クラスの待遇から始まるというところも、ある程度経験のある方を遠ざけてしまっている要因であると思うのですが、こういったもろもろの本市の採用の課題について――私は課題だと思っておりますけれども、見解を伺います。

○市長（小美濃安弘君） いや、エアコンについて、突き放したわけではなくて、考えますとさっき言いましたので、全くついていない方で熱中症対策はしなくてはいけないなと思っているのです。その一つがもしエアコンの助成だとするならば、それは考えなければいけないと思っておりますけれども、様々熱中症対策ってしなければいけないので、様々考えながら、また他市の動向も見ながら検討していきたいということを申し上げましたので、決して突き放したわけではないので、そこは御理解いただければなというふうに思います。

職員採用につきましては、では担当部長からお願いします。

○総務部長（一ノ関秀人君） 採用については、先ほど係長とおっしゃいましたが、何歳といいますか、採用した人はまず、今のところは一番下の主事からスタートという形になってございます。そういったところが就職氷河期の方々を採用するに当たって、そのままいいのかといったような課題は、かなり大きいものだというふうに認識してございます。

この就職氷河期の方に関しましては、議員がおっしゃるように、関係閣僚会議で意見が出されて、今年度の骨太の方針にも、また書き込まれることになったということでございます。国のほうでも、実態調査を行った上で対応していくということでございますし、公務員についても採用を実施していない自治体に対しては、その実施について要請するという書き込みがございます。前回もそういうふうに出して、なかなか実施する自治体が、やはり課題が多くて少なかったというところがございますので、その辺り課題は認識してございますので、市長が答弁したとおり、検討をしてみたいと考えてござ

不確定原稿

います。

○15番（蔵野恵美子君） ではエアコンについては、今ある程度前向きな部分もいただきましたので、御検討をお願いしたいと思います。

さらに就職氷河期世代です。これについても課題としては認識しているということですので、具体的な形として、令和7年度は、予算委員会でも答弁がありましたけれども、待遇面等についても整理、検討するということでしたので、多様な人材が働きやすいような環境を、この市内の市役所からつくっていただきたいと思っています。要望です。

採用に関してもう一つ伺いたいのは、採用とか困難の支援、両方に関わりますけれども、自治体とつながりにくい困難を抱える層が支援につながる仕組みについて伺いたいと思います。

様々多様な分野で支援や施策、周知方法を取ることで、広く網をかけること、これは本当に大切だと思っています。困難を抱えている方は若者だけでもないし、氷河期世代だけでもないわけですから、その困難を抱えている方がどこの何に目を留めるかというのは、予想が私たちはできないわけですから、その方がなるべく多くのところでも引っかかっていたらいいと思うのですけれども、自殺の総合対策計画でも、様々な支援について掲載していますし、さらに言うと、市で行っているほぼ全ての事業というのは、直接・間接的にそういった困難な人たちの解決に関わっているといっても過言ではないと思っています。

ただ一方で、特定の困難を抱えている層にピンポイントで届くような仕組みというのも、別に必要だと私は思っているのです。例えば今回の質問では、10代、20代の困難層、それから氷河期世代の困難層について取り上げましたけれども、そういった新聞記事が目にとまったからでありますけれども、なぜ止まるのかと考えたときに、私自身がその氷河期世代であるということ、それから、今18歳、10代後半の娘がいるということもあることに気がつきました。

今年の代表質問で私が申し上げたのは、武蔵野市の人材育成基本方針から、就職氷河期世代の採用について検討しますという文言を、改定したときに外しているのです。これは社会情勢と逆行している。むしろその世代に、必要とされているのだというメッセージとして、施策や事業名の中にも文言を入れるべきだということを私は述べました。なぜならこれまでの風潮として、40歳以上の転職は難しいのではないかという固定観念を大体多くの方が持っていて、対象者が曖昧な事業や採用情報というのは、他人事として捉えられてしまう、そういった可能性がある。

年齢を区切らない多様な人材が欲しいから、そういった文言を消したというような答弁も、前回あったのですけれども、私は逆だと思っています。実際国の事業でも、国家公務員の中途採用にも、氷河期世代対象と打ち出していますし、SNSの発信でも、内閣官房就職氷河期世代支援推進室という組織名での発信をしているわけです。ですので、広く網をかけることと同時に、重点的な課題解決が必要な、そういう工夫、これは両方が必要であると考えますけれども、改めて見解を伺います。

○総務部長（一ノ関秀人君） これは質問としては、職員採用に関してということですのでよろしいのでしょうか。もうちょっと大きい話なのかなというふうには思っておりますけれども。職員採用に関して、まず御答弁させていただきますと、当然、ただ枠を広げるだけでいいのかというのは、国のほうからも問題提起はされているというところは認識してございます。積極的な採用のために、昇任制度等につい

不確定原稿

ては、通常の昇任制度以外にも設ける等の配慮をすとかといったような方針も、国から一定程度出されてはおります。

それも含めて、ただし一気にそこをやるかというのは、組織的にかなり大きな課題があるというふうには認識してございますので、まずは氷河期世代の積極的な採用、あるいは採用の実施です。年齢的なところの拡大がどの程度できるのかというところから検討してまいりたい。最終的には、所得が下がっていった方についてどうするかといったような問題はあるとは思いますけれども、まずは採用のところをどうするかというところから考えたいというふうに考えてございます。

○15番（蔵野恵美子君） ぜひ、これは何もやらないと絵に描いた餅なので、やはり実施してみるという一歩を踏み出していただきたいと思います。国の方針を受けて、実際に都内の自治体で、経験者というか、ある程度経験を積んだ方ですけれども、50歳代の正規職員の採用を行っている自治体も出てき始めていますので、そこは、これから公務員離れも、民間の条件が上がってきて、公務員の受験者数が減っているという現状もあるので、そうすると結果的に、こういった多様な人材を採るという努力をしなければ、将来的に市民サービスの低下につながりますので、これはもう早急をお願いしたいと思います。

続いて、米の高騰と給食です。答弁を聞くと、ここ最近ぐっと単価は上がって、50円プラスになっているというふうにあって、大変なのだと思うのだけれど、でも、工夫である程度乗り切っているのかなということもうかがえる感じなのですけれども、これは自治体としてどうしていくべきか。先ほど顔の見える関係を築いていって、安定的な仕入れをと。これは本当に大切なことだと思って聞いていました。

ただ、本当にお米がもうなくなってしまって、備蓄米もなくなってしまってというふうになったら、どうすることも私たちはできないですし、トランプ関税だとか、自治体としてなかなか着手できない部分も出てくるので、では自治体としてどうしたらいいのか、子どもたちの栄養を保ちながら、どうしていくのかというのは、常にやはり考えていかなければいけないけれども、市議会としては補正予算も一定程度仕方がないのかなというふうにも思っていますし、そこら辺は柔軟に議案の提案等もしていただければと思います。

これはちょっと質問は今のところないのですが、本当に厳しい状況になってきたら、次の手が必要なのかなと。本来であれば国が、生産者の保障というのをやはりやっていかないと、今後厳しいだろうなというふうには考えています。

続いて、10代、20代の困難です。これに関しても、先ほど答弁で、SOSを発信しやすい環境づくり。これは本当にそうだなと思いました。私自身も何か娘が難しい時期なのですけれども、そんなことを考えていたのだとか、結構思うことがあるのです。やはりそういったことは多分私には言いにくいのだと思うし、それを別な方から聞いて、そんなことを考えていたのだと思うこともあるので、そういった多様な子どもたちが相談できるというか、お話ができるツールをつくっていく。もうこれしかないのかなというように思います。

自殺者が過去最高という事実は、本当に心が痛いことだと思いますので、権利擁護センターも武蔵野市でできたし、そういったチャンネルが1つできましたし、本当にそういったたくさんのチャンネルをつく

不確定原稿

って、子どもたちがどこかでそういった思いを打ち明けられる環境をつくっていただきたいと思います。これも要望です。

続いて。もう時間がないです。トイレトレーラー。今、東京都が頑張っているところなので、補助金を使って、ぜひ前進させていただきたいと思います。

以上、要望です。

○議長（木崎 剛君） 暫時休憩いたします。

○午前 11時52分 休憩

○午後 1時00分 再開

○議長（木崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小学校での子どもの安全対策等について、17番山崎たかし議員。

（17番 山崎たかし君 登壇）（拍手）

○17番（山崎たかし君） 自由民主・市民クラブの山崎たかしです。通告に従い、大きく3つの質問をいたします。

1つ、小学校での子どもの安全対策について。ほかの市議と質問が重なる部分がありますが、子どもたちの安全のため大事な話なので、回答をよろしくお願いいたします。

5月8日に立川の小学校で2名の男性が侵入し、暴れるという事件がありました。6月4日には隣の杉並区でも、放課後の校庭開放の時間に保護者でない不審者が校庭に侵入、副校長が声をかけたところ、石のようなものを壁に投げて学校を出ていったということも起きています。幸いにも校庭で遊んでいた児童には被害がなかったということで、最悪な状況は免れました。

武蔵野市ではあそべえの開催があり、ほかの地域よりも大人の目があり、放課後のほうが安全性が高いと思いますが、授業中に侵入して、校庭で体育の授業が行われている時間に児童に対して物が投げられるなどされれば、大変なことになってしまいます。

小学校の校長先生に聞くと、平成13年にあった附属池田小事件以降、東京都の小学校では校門に鍵をかけて、遠隔で解錠できるようにしている、そのことで不審者の侵入を防ぐようにしている学校も多くあると聞きました。また校門を閉じることは、児童が勝手に学校の外に出ることを防ぐ効果もあり、いろいろな面で児童の安全を守る効果は高いものと思われます。しかし武蔵野市の学校では、遠隔で鍵が解錠できるシステムを導入していない学校もあります。そこで質問です。

1の1、東京都の公立小学校で、遠隔で鍵の開け閉めができる割合はどれだけあるのか、また、23区と多摩地域で差はあるのかを伺う。

1の2、武蔵野市内の公立小学校で、遠隔で鍵の開け閉めができる学校は何校あるのか伺う。

1の3、現在導入できていない学校に関しては、学校の建て替え時に導入をするのか伺う。

1の4、遠隔で鍵の開け閉めができない学校がある理由はなぜか、それを伺う。

1の5、児童が学校から抜け出す事例は過去5年であったのか、ある場合の件数は幾つか伺う。

1の6、建て替え工事が間もなくある。遠隔で鍵を開け閉めするシステムの導入が建物の状況などで難しいなど、現状ではすぐに鍵を遠隔で開け閉めするシステムの設置ができない場合、どのようにして

不確定原稿

不審者の侵入や児童が勝手に外に出ることを防ぐ考えをしているのかを伺う。

2、子どもの食の安全について。令和7年4月28日に、武蔵野市立学校給食北町調理場で調理した給食に、異物混入のおそれという報告がありました。去年の夏休みに行われた学童で提供されたお弁当での食中毒の発生、中高生の居場所でもある武蔵野プレイス内にある喫茶店でも食中毒が発生と、ここ最近、武蔵野市の施設で提供された飲食物での問題の発生が続いています。

今後、中高生を中心とした子どもの居場所づくりなどで、武蔵野市の施設で飲食の提供は増えていくものと思われます。安心して子どもたちに使ってもらえるようにするためには、このような問題が発生したときのPDC Aサイクルを回した対策が重要になると思います。

また、3.11の震災のときには被災地でお湯がなく、水でしかミルクを作ることができなかったという声もありました。粉ミルクは滅菌状態で作られているわけではないため、粉ミルクを水で作る場合、細菌による感染のおそれが出てきます。また、できたミルクをあげるには、哺乳瓶などを殺菌処理する必要もあります。非常食として粉ミルクだけをストックしていれば、災害時の赤ちゃんの食の安全が守られるわけではありません。

ほかにも、この物価高騰、特に今の米の価格上昇は、特に貧困家庭の負担増となっています。そのような家庭の助けとなっている子ども食堂の運営にも、大きな影響を与えていると聞きます。これから夏休みに入れば、子ども食堂の助けがより大きく期待される場合も出てきます。

以上の状況から、武蔵野市の子ども食に対する安全について確認をたく、質問いたします。

2の1、武蔵野市の施設に入っている飲食店で食中毒などが発生した場合、その後の対策はどのようにしているのか伺う。

2の2、給食センターはその後、実際の異物混入が確認されたのか、それとも異物は別のところで見つかって、給食の中に入っていなかったのか、それとも異物はいまだに行方不明のままで、どうなったのか分からない状況なのか、また、この今回取られた対策について、効果の検証など、今後の予定はどうなっているのか伺う。

2の3、非常食に対して、赤ちゃん用には粉ミルクを準備しているが、実際にミルクを作るための水や、その水をお湯にするための燃料、哺乳瓶などの消毒の準備などはどうなっているのか伺う。

2の4、令和7年の予算委員会できくち由美子市議が液体ミルクについて触れていたが、そのときに、保管が難しいという話が出ていた。武蔵野市で保管することが難しいのであれば、購入の補助金を出して、それぞれの自宅で準備してもらい、イベントなどで配布して、実際に利用してもらって、その存在を知ってもらい、そういうことで自主的に購入を促す。そのような対策もできると思います。そのようなことの検討はできるのか伺う。

2の5、武蔵野市内で子ども食堂はどのくらいあるのか、市内にある子ども食堂に対して、米などの価格高騰の影響はどのようになっているのか伺う。

3、男性のDV被害について。今年に入り、ネット放送も含め、いろいろな媒体で男性のDV被害が取り上げられるようになりました。警視庁のホームページにある警視庁へのDV相談の割合を見ますと、相談件数の約20%が男性の相談となっています。女性のほうが多いとはいえ、5人に1人という割合は、決して考えないでよいほど少ない人数ではありません。また、男女共同参画局のデータを見ると、女性

不確定原稿

は配偶者から被害を受けた後、60%以上の方が誰かに相談しているのに対して、男性は40%未満しか誰かに相談していないということが分かります。

夫婦の関係の不和（DV）を理由とした自殺は、男性が81人に対して女性は12人となっており、夫は妻の6.7倍に上がっていることが分かります。これらのデータを見ると、男性はなかなか相談ができず、そのために自殺までいってしまうおそれがあると、そのように考えられます。今年になって報道されたテレビやネット放送では、男性の相談場所が少ないなど、男性が相談するハードルが高くなっているという話も実際にされていました。また、子どもの親権が取られてしまうという理由から、なかなか離婚に踏み切れず、DVを受け続けてしまうという問題も話されていました。

このように見ると、実際の相談件数よりも男性のDV被害はもっと多くあるものと考えられます。また男性は離婚がなかなかできず、DVから逃げ出しにくく、そのため自殺まで至ってしまいやすいなどの問題があることも分かります。そこで質問いたします。

3の1、武蔵野市は男性のDV被害についてどのように考えているのか伺う。

3の2、男性は相談できる場所が少ないため、深刻化するという話もありました。私は前回の一般質問でも、男性の相談について取り上げたばかりです。またそこでは、「ただし、今後、その必要性を含めて検討課題ではあると認識はしております」という返答をいただきました。このような報道の状況などから、武蔵野市で前回の2月からこの6月の間に何か変化があったのか伺う。

3の3、男性がDV被害から逃げにくい要因の一つに、離婚した場合、親権を取られて子どもに会えなくなるという、親子断絶の問題があります。親子断絶がなければ、離婚してDVから逃げ出すことができる男性も増えると思います。そうすると、この親子断絶の問題をなくしていくことが、DV被害やDVによる自殺を減らすことにつながると思います。そこで武蔵野市では、この親子断絶が起きないような対策を何か講じているのか伺う。

3の4、相談できないもう一つの理由に、ジェンダーバイアスによるものがあると言われていました。男は耐えることも大事だ、力の弱い女性の暴力を訴えるなんて男らしくない、家庭を守る包容力が大事だなど、男性についてやはりどうしてもいろいろなことを言われる。そのようなことから相談がなかなかしにくい。そのような話がありました。そのようなジェンダーバイアスからの解放が、自分がDV被害者であるという認識をさせ、DV被害から逃げ出す行動を起こすのに必要になります。また、どのようにしたら親子断絶を防げるのかなどを知ることも、離婚に踏み切るきっかけとなり、DVから逃げる行動を起こすのに必要となります。そこで、男性のDV被害に対してのセミナーなどは考えているのか伺う。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。御答弁のほどよろしく願いいたします。

○市 長（小美濃安弘君） 山崎たかし議員の一般質問にお答えいたします。

私からは、2番目の子どもの食の安全についてから御答弁をさせていただきます。

まず1点目、市の施設で食中毒が発生した場合の対策についてでございます。市庁舎食堂さくらごはんではこれまで食中毒は発生しておりませんが、例えば食事中利用者が激しく嘔吐された場合には、まず連絡スタッフは、食堂利用者への配慮、厨房責任者への連絡を行い、対応スタッフは、当事者のケア及び応急処理の準備を迅速に行うこととしております。同時に管財課へ連絡が入り、保健所や関係課へ

不確定原稿

連絡を行うという流れになっております。食事を提供している他の施設についても、万が一食中毒が発生した場合、同様の動きで対応しているとのことでございます。

次に、粉ミルクについての御質問です。避難所では、飲料水または井戸水を、ミルクを作る水として利用することを想定しております。各避難所には500ミリリットルの飲料水が備蓄されており、粉ミルク配布対象者に優先して配布を行います。燃料については防災倉庫内の燐薪を利用し、お湯を沸かし使用するのを、消毒については哺乳瓶などを熱湯で煮沸し使用することを想定しております。

次に、液体ミルクについての御質問です。液体ミルクの有用性については理解しておりますが、はらっぱ水防・防災フェスタでは、防災課と助産師会のブースにおいて、液体ミルクの啓発及び無料配布を行っております。しかし分量の調整ができない点や、コスト面、流通している商品が少ないことなど、粉ミルクと比べた課題もございます。液体ミルクの適切な啓発の方法につきましては、他自治体の動向等を踏まえ、検討してまいります。

続きまして、市内の子ども食堂の数、米などの価格高騰の影響についての御質問です。子ども・コミュニティ食堂の数は13か所、フードパントリーのみ実施のところが3か所でございます。価格高騰については提供価格へ影響してしまうため、米はフードバンクから提供を受けたり、なじみの商店から仕入れをするなど、安く購入できる工夫をしており、現時点では助成金の中でやりくりができていますと伺っております。

次に、大きな3点目です。男性のDV被害について。

1点目、男性のDV被害をどのように考えるのかという御質問です。男性のDV被害相談は警察庁の発表にあるように、毎年増加傾向にある状況です。性別にかかわらず相談できることが浸透してきていると考えております。相談に踏み切れない方、自分が被害者だと気がつかない方もいらっしゃるから、男性であってもDV被害について相談先があることを周知すべきと考えています。

次に男性相談についての御質問ですが、前回の一般質問でもお答えしましたとおり、現在は東京都のウィメンズプラザが実施する、男性のための悩み相談を案内する対応をしております。なお、武蔵野市男女平等推進協議会では、男性の相談に関しては、女性も男性も同じような悩みがあるという意見や、男性は気軽に相談を利用しない傾向もあるといった意見が出ています。そのような議論を踏まえ、男性相談については、その必要性も含めて引き続き検討してまいります。

次に、離婚後に子どもに会えなくなる、親子断絶に係る市の対策についてでございます。市では子ども家庭支援センターで、相談員が母子・父子家庭等の支援を行っております。離婚の相談があった場合に、養育費の確保、支援だけでなく、離婚後の親子交流について、子どもの利益を最も優先して、父母間で具体的に取決めをしていただくよう御案内し、必要に応じて相談機関を御紹介しています。

続きまして、セミナーの開催についての御質問です。DVに関する啓発を目的に、男女平等推進センターでは、男性のDV被害に関する内容も含めて、デートDV講座を実施しています。性別にかかわらずDVの被害者にも加害者にもなり得るとの内容で、受講者の約25%は男性でございます。

他の質問に関しましては、教育長よりお答えいたします。

○教育長（吉原 健君） それでは、私からは大きな1つ目、小学校での子どもの安全対策について、順次お答え申し上げます。

不確定原稿

まず1の1、都内公立小学校において、遠隔で鍵を開け閉めできる学校の割合、23区と多摩地区での差に関する質問についてお答えいたします。現在、都内の公立小学校で遠隔で鍵を開け閉めできる学校の数につきましては、詳細は把握しておりませんが、多摩地区では一部の市を除いて、まだこれは導入されておらず、23区のほうが導入が進んでいるものと認識しております。

続いて1の2です。武蔵野市内の公立小学校で、遠隔の鍵の開け閉めができる学校は何校あるのかという御質問についてでございます。現在遠隔で鍵の開け閉めができる小学校は市内で2校でございます。

1の3です。小学校で建て替えのときには導入できるのかという御質問についてですが、これにつきましては、今後建て替えを行う小学校には順次導入をする予定でございます。

1の4、遠隔で鍵の開け閉めができない学校がある理由についての御質問ですが、これは、遠隔操作ができる設備の設置工事には、門の形態、あるいはその門と校舎の距離に応じて多額な費用がかかること、また、多数の訪問者に対応する学校の体制を取る必要があることなどが、今現在開け閉めできない理由でございます。

続いて1の5でございます。児童が学校から抜け出す事例についてということでお答えいたします。過去の5年間におきまして児童が学校から抜け出す事例はございましたが、これはもう大変状況としてはまれでございまして、教育委員会に直接報告が上がったケースとしては、数件であったというふうに捉えております。

そして次です。1の6です。工事などの関係で鍵を遠隔で開け閉めすることができない場合、どのようにして不審者や、児童が勝手に出ることを防ぐのかという御質問でございます。これにつきましては、複数の防犯カメラを設置する、あるいは開けることのできる門を極力限定して、それ以外の門は施錠する、それから来校者、学校に来られた方に関しては来校者証、そしてまた学校の職員に関しては職員証の着用を徹底する、そしてまた教室の扉に設置している内鍵を活用する。こうした対応を行っているところでございます。

続きまして、大きな2番です。子どもの食の安全について。

2番の1、武蔵野市の施設に入っております飲食店で食中毒が発生した場合、その後の対策についてということでございますが、教育委員会が所管しております武蔵野プレイスのカフェにつきまして、まずはこれについて罹患された方、また利用された方に大変御迷惑をかけたことにつきまして、改めておわびをいたしたいと思っております。この事案の発生後は、保健所職員による衛生講習会が実施され、その際の指導に基づいて、カフェの衛生管理マニュアルを改定いたしまして、現在そのマニュアルに基づいて、細心の注意を払いながら適正に営業しております。

続きまして、2の2です。給食センターでの異物混入のおそれの件についてお答え申し上げます。4月28日、北町調理場での事案についての御質問ですが、6月2日時点で異物、眼鏡の鼻当ての部分ですけれども、これについては見つかっておりません。今回の事案につきましては、給食・食育振興財団職員でこの状況について共有しまして、混入のおそれのある、業務上不必要なものについては身につけないことを、再度周知徹底いたしました。また刃物、それから機器類、それから手袋のチェックと同様に、眼鏡についても、使用前の確認、釜ごとに、調理をする調理員により複数回のチェックを実施しております。引き続き、給食調理における衛生管理の徹底及び異物混入の未然防止について、細心の注意を

不確定原稿

払ってまいりたいと思います。

○17番（山崎たかし君） 回答のほうありがとうございます。順番どおりに、1番からまず行っていくと思います。まずやはりこの遠隔の鍵の開け閉め、23区と多摩。この多摩格差というのがここでも出てくるのかなという感じに思えました。武蔵野市はやはり23区と接している、23区並みに人気のあるまちということであれば、ぜひとも23区と同等に、そういう安全を高めていく必要もあるのかなと感じましたが、そういうふうに23区と比べて遅れている、この状況をどう思っているのかをお聞かせいただけますでしょうか。

また鍵の開け閉め、この問題点のところ、いろいろな訪問者の対応という話がありましたが、これは1の3では、今後、新しい建て替えのときには導入していくという話でした。そうすると、導入したときにその問題が出てくるのかなと思います。本当にその訪問者の問題があるというのであれば、1の3の今後の導入自体も考えなければいけなくなってしまう話だし、私から思うに、確かに私も保護者として、またいろいろな立場で小学校に行きます。そのときに、ただ鍵がかかっていたら、インターホンをぼんと押して、こういう理由で来ましたと言って開けてもらえばいいだけで、鍵がかかっていること自体が、決して地域の方をシャットアウトしているということにつながることはないと思います。

また、新しいシステムを導入するならば、その通行証などにIDを入れて、頻繁に来られる方にはもうIDを渡してしまう、そのような対策もあるのかなと思います。ぜひともこの辺り、より地域の方との交流も考えながら、よい安全なシステム、それを考えていただければと思います。これについても御感想を聞かせていただければと思います。

そして1の5、これは数件という話でしたが、具体的な件数は把握していないのでしょうか。また話を聞いている限りだと、上がってきたのはという話がありました。そうすると、報告のない事例も実際にはあり得るということでしょうか。そこをお聞かせいただけますでしょうか。

まずはここまででお願いします。

○教育長（吉原 健君） ただいまの御質問に関してお答えしたいと思います。まずハード面のセキュリティに関しましては、先日も御答弁申し上げたと思いますが、今現在、武蔵野警察の方が、各校の安全管理の状況であるとか課題について、学校を回っていただいて、その状況、課題を今整理していただいているところです。ですのでそれを受けて、武蔵野市においてどのようなセキュリティが一番効果的であるかということも含めて、特にハード面のことに関しては取り組んでいきたいというふうに考えております。

23区との格差ということですが、例えば多摩地区で既に導入している市についても、例えば正門に電子錠をもう設置している学校であったり、それから校舎に入る入り口に電子錠を設置している。それも市によって実は様々でございます。ですので武蔵野市においてどのようなセキュリティが一番効果があるかということも、これからしっかり見極めて、それに向けて教育委員会としても検討してまいりたいというふうに思っております。

それから2点目、議員のおっしゃったとおり、地域との交流をシャットアウトするということは、もちろん当然そういうことがあってはならないと思いますので、子どもたちの安全を守ることと、それから地域の方との交流に関しては、またそれは別というふうに捉えていますので、今回この問題を

不確定原稿

受けて、もう一度しっかりそこも整理して、今までの地域との関係性が失われないような形で、また取り組んでまいりたいと思っております。

それから最後に、その抜け出した事例に関してですけれども、正確に教育委員会に上がってきているのは2件でございます。これも、例えば子どもがちょっとその授業内容に関して不満があり、学校から飛び出してしまったというような状況としては聞いておりますが、先ほど申し上げたように、例えばそこで何か大きな事件、事故、あるいはけがに巻き込まれたという、そのような事態はございませんので、さっきその形として御報告申し上げました。

以上でございます。

○17番（山崎たかし君） 先日もきくち由美子市議が、校門のところに守衛さんを置いてチェックするなど、提言もされておりました。ぜひとも学校の教室の内鍵。確かにそれで立川の件のようなケースは防げると思います。でも先ほど話しました杉並区の例、これが授業中に行われれば、当然校庭での話なので防げる話ではない。池田小のときも、廊下で被害に遭ったお子さんがたしかいたはずです。そう考えると、教室の中だけ守ればいいわけではないと思われま。また校舎の中だけ守ればいいというわけでもないと思われま。いろいろな形があると思うので、ぜひとも子どもたちがより安心・安全に学校に通えるよう、いろいろと研究していただければと思われま。そこはよろしく願われま。

また、先ほど2件、しかもきちんと把握して、多分すぐにこれは連れ戻したということによろしいでしょうか。これは確認をお願いします。行方不明になったとか、知らない、休み時間の間に出ていった、そういう子どもはいないのだなということで一安心しました。ぜひとも子どもたちに今後もそのようなことがないよう、小学校でしっかりと見ていただければと思われま。

続きまして2番のほう。まず調理場のほう。私は逆に、眼鏡の鼻のプラスチックの部分が無くなっていたことに気づいて、すぐに報告が来た。これはすばらしいことだと思われま。よくそういうのをしっかり分かって、すぐに報告が行った。そういうことができることが、信頼につながるのだと思われま。まるっきりトラブルがない、これというのはなかなか現実的に無理な話なので、ぜひともトラブルが起きたときの対応をしっかりしていただければと思われま。

逆にプレイスのほうの話なのですけれども、これはマニュアルを改定したということですが、逆にちょっとその前のマニュアルでは不備があったから、そのようなことが起きたということでしょうか。それとも、より安全性を高めるためにマニュアルを改定したということでしょうか。

また保健所からの指導があった場合、多分休業なされたことがあると思うのですが、その休業なされた場合、食中毒で休業しましたということをお知らせしているのでしょうか。それとも何か理由なく休業だけをしたのか。または、よく飲食店をしている人から聞くと、ちょうどその休業のときに設備や何かの交換をしてしまうので、表向きには設備の交換ですと言って休業する、そういうことをする方もいると聞きました。そのような形での一般の人への告知だったのか、そこを教えていただけますでしょうか。

まずそこで終わります。

○教育長（吉原 健君） プレイスのそのカフェでの対応でございますけれども、基本的にこちらとして理解しておりますのは、これまでのマニュアルを再度徹底するというところでの対応だったという

不確定原稿

ふうに聞いております。例えば手洗いに關しましても、トイレ内で手洗いの後、厨房でも再度手を洗う、つまり2度洗いを徹底すること等、この事故を受けて再度周知したということを知っておりますし、それから作業時の使い捨て手袋の着用に關しても、もうこれもきちんとマニュアルに定められたことを再度徹底するよふにということで、保健所の指導を受けて徹底したというふうに聞いております。

それから3点目の實際の告知については、申し訳ありません、ちょっと私のほうではまだ承知していませんので、申し訳ございません。

以上です。

○17番（山崎たかし君） マニュアルに不備があつたわけではなく、より徹底させる、よりよくする、そういうことだと聞いて少し安心しました。いろいろな施設で武蔵野市は今後、飲食の提供も行われる機会があると思います。ぜひともより安全のためによろしく願ひいたします。

続きまして、非常食の件ですが、哺乳瓶の消毒ですが、これは哺乳瓶の消毒をするための釜だつたりとか設備は準備しているのでしょうか。お湯があればすぐ消毒できるわけではないし、防災釜や何かを使つてお湯を作つて、そこに入れるとした場合、その釜はその間それにしか使えなくなつてしまうので、やはり哺乳瓶を消毒する専用の設備というのがまた必要になるのかなと思つたのですけれども、その辺りどう考えているのか、お知らせいただけますでしょうか。

また、これは液体ミルクの話ですが、やはり粉ミルクと液体ミルクは同じミルクですけれども、即効性があつたりとか、いろいろな状況によつて、液体ミルクのほうがよりよい、粉ミルクで十分、そういう時期が分かれてくると思います。そう考えると、もう少し液体ミルクの優良性、それを考えて、状況に応じて、まず震災が起きてすぐのパターンは液体ミルクのほうがいいのだ。ではその分このぐらゐ各家庭に持つてもらつたほうがいいのだな。粉ミルクのときに、家でお湯が作れないから、どうしても避難所に来て作る。そのときにどうするか。そういうところまで今後考えていただければと思います。そのことについて感想を聞かせていただきたいと思います。

また子ども食堂は、本当に夏休みに入つた後、子どもたちは給食がなくなつて、なかなか大変になる、そういう家庭もあると聞きます。子ども食堂だけではなくて、例えば子どもの宅食、宅配するものとも考えられるので、いろいろ今後武蔵野市で考えていただければと思います。

取りあへずここまでにしておきます。

○市長（小美濃安弘君） 専用の釜があるかというのは、ちょっと担当部長よりお答えします。

液体ミルクは御案内のとおり、今御指摘があつたとおり、各家庭によつて状況が様々です。最初の質問でもいただいたのですけれども、液体ミルクに關しては、まず御理解をいただくというのか、どういふものかというのを實際知つていただくのが大事だと思うのです。実はちょっと個人的な話で申し訳ないですけど、孫ができて、ゆりかごフェスタで液体ミルクをもらつてきたのです。ところが全く飲まなかつたです。これは使えないのだと思ひました。だから家庭によつて違ふのです。液体ミルクを取つておけば必ずそれは万能なものではなくて。ただ、使えるところもあるでしょう。なので、まずは周知をさせていただいて、本当にそれが御家庭、御家庭によつて必要なかどうなのかというのを知つていただくというのは、とても大事なことだと思ひました。なので、まずは御答弁させていただき、健康課と助産師会で液体ミルクの啓発及び無料配布などを行つていますから、こういったものを利

不確定原稿

用していただいて、まずその御家庭に本当に必要なかどうかというのを、把握していただきたいなというふうに思っています。その上で、他自治体が行っている動向を見ながら、武蔵野市ではどういう形が一番いいのかというのを検討していきたいなというふうに思っています。

○防災安全部長（稲葉秀満君） 粉ミルクのお湯をどのような形で沸かすかということにつきましては、炊き出し釜が各学校に2台ありますので、一応こちらを使ってお湯を沸かすということを想定しております。

以上です。

○17番（山崎たかし君） 液体ミルクのほうは、本当に飲める子、飲めない子がいると思います。逆に飲める家庭に至っては、出かけるときにも使って、ロータリーストックがやりやすい、そういうふうにもなったりします。なので啓発の部分に本当にもう少し力を入れていただければと思います。いろいろ配ったりとか、また補助する、そういうのも一つの案であって、とにかく啓発をしていって実際に使って見てもらう。それでそれぞれの家庭で考えてもらう。またそのときに、このぐらいの量があるといいとか、そういう説明もできる。そういうことが必要だと思います。ぜひともそういう啓発のほうに、より力を入れていただければと思います。

また粉ミルクのほう。哺乳瓶の消毒、こちらのほうも大事になってきます。大体私の息子の通っている学校も、防災釜は大きいのと小さいのと2つですけれども、もし哺乳瓶用のミルクを作る用のお湯と消毒用のお湯、それで2つの釜を使ってしまえば、ほかのことに釜が使えなくなってしまいます。赤ちゃんは年齢に応じては、哺乳瓶を使う回数、ミルクを飲む回数が非常に多くなります。そういうときにその防災釜をそれだけに使ってしまえば、ほかのことができなくなってしまふ。そういうことを考えてどういうふうに考えているのか、お聞かせいただければと思います。

最後の部分の3の男性DVのほうになります。実際に報道や何かであった話ですと、やはり市という基礎自治体が一番相談しやすい。もうその市にないと、いきなり今度都道府県のほうのレベルになると、そこはちょっと距離があってなかなか相談しにくい。そういう声もその場で話されていました。市というのはそれだけ市民の方に密接していて、頼りにされている存在なのだ、都がやっているから市はやらなくていいのだ、そういうわけではないのだということを、ぜひとも考えていただければと思います。

都道府県がやっていたら市町村はやらなくていいのだ。そうなってしまうと、図書館や何かだって都道府県で持っているのだから、市区町村は要らないだろう、そんな話になってしまうと思います。ほかにもあったように、どういう相談員が必要なのかとか、なかなかいろいろあると思いますが、ぜひともその辺り、いろいろ考えていただければと思います。

また前回の質問でも、ほかの自治体でどのような状況なのか見ながら検討してまいりたいという返事もありました。これも本当に他の自治体なんかの動向をチェックして、武蔵野市に生かしていただければと思います。これは要望とさせていただきます。

親子断絶の問題。これはいろいろな相談や何かもそうですけれども、例えば武蔵野市はいろいろイベントがあります。子どもと親が参加できるイベント。このときに、別居親と子どもと一緒に参加できる。そういう形になると、当然同居親の方も、自分がわざわざ別居親と会わなくて済む。公の目のある場所と一緒にいるから不安も少ない。そういうこともあると思います。何かそういうこと。

不確定原稿

例えば学校でも運動会など、別居親と同居親が顔を合わせないで一緒に運動会を見ることができる。そのような状況になれば、別居親の方も子どもたちのふだんの行動を見ることができる。でも、きちんと同居親と別居親2人、仲が悪くなって別れた、その2人は会わなくて済む。そういうこともできると思います。そういうことを考えていただければと思いますが、その辺り、今後の考えを聞かせていただければと思います。

最後のセミナーですが、デートDV、それ以外も、さっき言ったようにいろいろな形があります。ぜひとももう少し男性のほうのDVのことを扱っていただければ。または、結構いろいろな男女共同参画のやっているのを見ると、女性とついているパターンがあつたりします。デートDVのところも、結構女性という部分が強調されて書かれているパターンが、過去のポスターで見受けられました。そういうふうには、どちらかを強調するなら両方のパターンをする、両方同時でできると思うならば、どちらかを強調しないで、両方とも大丈夫なのだという告知の仕方をしていただければと思いますが、そちらについて回答いただけますでしょうか。

○教育長（吉原 健君） 親子断絶が起きないように対策、特に例えば学校行事等における配慮ということで、今お話がありました。これにつきましても、個々のケース、それぞれの家庭において、もちろんそれぞれ事情も異なっていますので、一律に同じ対策、対応ができるということはなかなか難しいと思いますけれども、やはりその実態に応じた対策や配慮は可能であるというふうに思っていますので、まずは、例えばその状況について、学校等でその実態をできる限りまず把握することと、それから必要に応じて関係機関からも助言を得ながら、丁寧に対応していくのがよろしいかと思っていますので、今後こういう状況が起きた場合、そのようにそれぞれの個々の実態をしっかり把握して、対応について考えてまいりたいと思います。

それから、すみません、もう1点、先ほどちょっと答弁で、例の今回のプレイスのカフェの食中毒の件についてのことで、これについては財団のホームページで、食中毒の発生と、それから営業再開についてはきちんと公表しております。もちろん保健所の衛生指導を受けた形で改善したということも含めて、ホームページの中でしっかり公表しておりました。それからカフェのほうから、利用された方々へのおわびであったり補償のことについてもしておりましたので、追加で答弁させていただきます。

以上です。

○市長（小美濃安弘君） 後のほうのDVに関しましては、これは先ほどの答弁なのですが、暴力はその対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、許されるものではないということなので、これはもう議員が御指摘のとおり、性別にかかわらず、広く啓発等をこれからも行っていきたいと思っています。

○防災安全部長（稲葉秀満君） 先ほどは失礼いたしました。粉ミルクについては先ほど申したとおりですけれども、哺乳瓶を煮沸する場合も、同じお湯を使って煮沸するというのを想定しております。ただ、今、山崎議員がおっしゃったように、釜を何らか別の用途で使うようなときは、各避難所にカセットコンロが8台ありまして、カセットボンベもありますので、そちらで代用するというのも考えられるかと考えているところでございます。

○17番（山崎たかし君） 煮沸消毒は、お湯をかければできるわけではなくて、つけておかなけれ

不確定原稿

ばいけないので、ぜひともその辺りも実際にどのぐらいできるのか、またはカセットコンロだったらどのぐらいできるのか、実際にそういう乳幼児を連れてこられる方がどれだけあり得るのか、今までのほかの避難所や何かの例も見て、その台数でいいのか、考えていただければと思います。これはぜひとも要望させていただきます。

またDV被害の啓発、ぜひともお願いいたします。これは本当に女性も当然あってはならないことで、男性もあってはならないこと。両方ともまた本当に起きたときにどう避難する、どうそのDV被害から逃げるか、そういうこともとても大事になってきます。ぜひともそういう部分の啓発、今後よろしくお願いいたします。

最後に、ぜひともいろいろなイベントや何かで、別居親と子どもたちが会える機会をつくっていただければと思います。いろいろ仕組み的には難しい部分もあると思いますが、実際にやっている自治体もありますので、いろいろな例を見て、今後のことを検討していただければと思います。ではその部分、再度、市のほうのイベントの部分は市長から返答がなかったので、その部分を最後にお聞かせいただけますでしょうか。

○市 長（小美濃安弘君） 市のイベントに関しましても教育長と同じでございまして、その辺につきましてはしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○17番（山崎たかし君） ぜひとも市のほうでも積極的に、そういう事例があった場合、受け入れていただければと思いますので、そういう事例があったときのことを想定して、今後いろいろ準備をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議 長（木崎 剛君） 次に、対応遅滞の縦割り行政を改めることについて、4番深田貴美子議員。
（4 番 深田貴美子君 登壇）（拍手）

○4 番（深田貴美子君） 4番深田貴美子でございます。地域防災計画見直しに当たり「東京とどまるマンション」の普及促進についてです。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の際には、建物自体が損傷を受けていなくても、停電があったマンションでは、水の供給やエレベーターの運転が停止し、結果として自宅での生活の継続が難しい状況となりました。東京都は平成24年から高度防災都市づくりを進め、東京の防災対応力を強化し、都民生活の安全性の向上を図ることを目的とし、東京とどまるマンション登録事業に着手をしています。防災備蓄器材購入に当たりまして、上限66万円、町会や地域との合同訓練を行えるマンションについては、上限100万円、これを補助するものであります。

登録できる建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震性を有している共同住宅で、以下の登録基準の1つ以上を満たすものとしています。

1、停電時でも水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源を確保するなど対象建築物が一定の設備等を有していること。2つ目、防災マニュアルを策定し運用するなど居住者や管理組合が一定の活動をしていること。

武蔵野市は総世帯7万8,000世帯の7割が集合住宅であることから、マンションの自助、共助を構築する一方で、登録時点で耐震性能を満たしていないために差別化されるマンションの支援も、今後の課

不確定原稿

題と認識するところであります。以下、お尋ねいたします。

1、登録できる前提が建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく、すなわちI s 値0.6以上の耐震性を有している共同住宅である。平成24年実施の武蔵野市分譲マンション実態調査では、耐震診断、耐震改修の実施状況を建築年別に見ると、昭和56年以前では、「耐震診断を実施した」は23%、「耐震診断を実施する予定」は3.3%、「耐震診断を実施していない」は68.9%とありました。耐震性を有しないマンションの把握はできているのか伺います。

2つ目、一方、とどまるマンションは、2025年5月9日現在、武蔵野市内マンションの登録件数、これはたったの5件のみです。市が取り組む積極的な情報提供や窓口相談対応並びに申請支援などの現況を伺います。

3つ目、2024年度登録で築30年以上のマンションに対しては、下水配管確認マニュアル作成、こうしたサービスも実施しているのが東京とどまるマンションであります。2025年度は、何とこれが実施されないようなのですが、事情を伺います。

4つ目、年2回開催する自主防災組織情報交換会では、マンション管理組合と避難所運営組織との連携状況が整備されてきていると思っておりますが、その状況についてお伺いをいたします。

大きな2つ目です。自治事務である地籍調査についてであります。本日、下田議員が、都政新報、昨年11月22日の1面、「災害に備え「地籍調査」急務」、この記事先ほど下さったところであります。地籍調査は国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき、市町村が実施主体となって土地の境界確定、面積を測量する調査であり、地図及び簿冊に取りまとめ、言わば土地の戸籍に相当するものであります。

地籍調査を実施することで、1つ目、土地境界明確化による紛争の未然防止、土地取引の円滑化と土地資産の保全の事例として、相続に伴う土地の分筆の際、登記所での分筆、登記申請に当たっても、地籍調査を活用することで、登記手続の簡素化、費用の縮減が期待できます。

2つ目、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的開発事業、道路・街路整備、マンション建設など、まちづくり事業の促進について、六本木ヒルズの開発では、現地の約400筆、約11ヘクタールの境界調査に、何と4年が費やされ、地籍調査の重要性が再認識されたといえます。

3つ目、災害時の道路復旧、上下水道等のライフラインの復旧、罹災住宅の再建などへの迅速対応については、東日本大震災で甚大な津波被害があった宮城県名取市では、地籍調査が実施済みだったことで、防災集団移転促進事業の用地測量関係費を約1,000万円節減でき、早期事業着手が可能となったと報告があります。

そして4つ目は、道路や各種公共施設等の適正管理の促進に寄与するものであります。監督官庁である国土交通省地籍調査Webサイトによれば、武蔵野市の進捗率はゼロ%とここに記載されているものであります。武蔵境駅北口前の再開発ビル、これはスイングビルなのですが、これと西側1棟のビルの底地は、第一種市街地再開発事業で権利変換したことによって、現在の公図と大きくずれているということも聞こえてきています。逆に言えば、その再開発事業のときに、武蔵境駅周辺から国土調査法に基づく地籍調査をするチャンスがあったのではないかとということも考えられるところであります。以下、お尋ねをします。

昭和38年からの国土調査事業十箇年計画は、令和2年から11年を期間とする、第7次計画の取組中で

不確定原稿

あります。本市が未着手である理由を伺います。

2つ目、国土交通省は、都道府県や市町村の地籍調査担当者を対象とした研修会の実施や、地籍アドバイザー派遣を実施しています。過去の研修の実績を伺います。

3つ目、現在市内では道路管理課が主管と聞いています。首都直下型地震の可能性が高まっている今日、阪神・淡路大震災、とりわけ津波に見舞われた東日本大震災の復旧、復興の経験を経て、地域防災計画改定の機に、市民の財産を守るためにも、早期に各課横断的な取組に着手すべきではないかと思えます。御所見をお尋ねいたします。

4つ目、調査実施に当たり、実施計画策定、住民説明会、境界確認、測量、地籍簿作成、閲覧登記書送付の手続という段取りを踏みます。事業完了までのスケジュールの見込みを伺います。

地籍調査は自治事務であります。国費2分の1、東京都4分の1、市町村4分の1を負担するスキームですが、特別交付税措置対象でもあり、実質的には市町村は5%の負担と聞いています。予想される予算額の規模を伺います。

次に、吉祥寺駅南口周辺交通体系検討支援業務委託についてであります。2023年2月に行政報告のあった、吉祥寺駅南口交通環境基本方針の策定に向けた考え方に沿って、令和7年度吉祥寺駅南口周辺交通体系検討支援業務委託、こちらは2025年4月17日に株式会社国際開発コンサルタンツ東京支店が、979万円で落札をしています。

委託内容は大きく2つ。1つ目は、吉祥寺駅南口交通環境基本方針の作成として、吉祥寺大通りの活用案及び可能性a、b、c案——こちらです——3案の更新。とりわけ、a、南口駅前広場の拡張。ここにaとあります。そしてb、井ノ頭通りの活用。これがbです。そしてc。このaとbを組み合わせた可能性、d案というもののイメージパースの作成を委託しています。

そして2つ目は、吉祥寺駅北口バス交通の改善検討として、平和通りへのバス停移設検討、そして吉祥寺大通りへのバス停移設検討です。これは、ここの平和通り、そして大通りはこのヨドバシ前の吉祥寺大通りのことでもあります。こちら、そして吉祥寺駅北口の降車場設置検討を委託しているところでもあります。

1つ目、現在吉祥寺駅南口進入車両の一部は、吉祥寺大通り、キラリナ東側で乗客を降車させ——ここで降りるのです。そしてバスがこちらの北口を通過してこちらに出てくるわけです。北口ロータリーを回転して、吉祥寺駅南口発車バス停に向かって運行しています。1日の台数と時間帯を伺います。

2つ目、南口については南口駅前広場の拡張と、b、井ノ頭通りの活用、これを組み合わせた可能性d案作成。先ほど申しました。南口駅前広場の拡張する範囲と総面積を伺います。ここにつきましては、市が決定しているのはここの交通広場であります。0.19ヘクタール。一体どこまで拡張するということを考えているのか、お尋ねしているところでもあります。

そして南口駅前広場整備に当たりまして、現存する土地面積、土地評価額、建物面積、建物評価額等を総合した現存の資産額、そして土地整備費、補償費を含めた広場形成総事業費の概算をどのように見積もっておられるのか、お伺いします。

最後に、休日には人であふれ返る平和通りへのバス停移設検討、駅からますます遠くなる吉祥寺大通りへのバス停移設検討、さらに吉祥寺駅北口の降車場設置検討、このメリットと費用便益について、御

不確定原稿

所見をお伺いするところであります。よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

〇市長（小美濃安弘君） 深田貴美子議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、大きな1点目です。東京とどまるマンションの普及促進についてです。

1点目、耐震性を有していないマンション数についての御質問です。例示いただいた武蔵野市分譲マンション実態調査では、昭和56年以前に建築された分譲マンションが134棟でしたが、このうち耐震性を有しているものが8棟ありました。マンションの場合、昭和56年以前であっても耐震性を有しているものも一定ありますが、平成24年の実態調査では、126棟は耐震性を有していない、または不明の状況でございました。その後、実態調査後に耐震改修等が行われたことを確認しているのが22棟で、令和5年度に行った他の調査では、分譲マンションの総数は534棟でございましたので、現状では、分譲マンションの約20%が耐震性を満たしていない可能性があるかと把握しております。

続きまして、東京とどまるマンションに関する情報提供、相談対応、申請支援などの状況についてでございます。情報提供につきましては、東京都からの依頼に基づき、住宅対策課の窓口でパンフレットを配布しております。また、窓口相談対応や申請支援につきましては、現状市には相談等は寄せられておりませんが、東京都のパンフレットに記載のある問合せ窓口を御案内することとを考えています。

続きまして、下水配管確認マニュアル作成サービスの2025年度の実施状況についての御質問です。こちらは東京とどまるマンションの支援制度の一つである、給排水管点検調査の専門家派遣のことと認識しておりますが、東京都からは2025年も継続されると伺っておりますので、今後公表されるものと認識しております。

続きまして、自主防災組織情報交換会で、マンション管理組合と避難所運営組織との連携状況は整備されているのかという御質問です。同じ課題を持った自主防災組織が集まり、情報交換を行うことで、日頃の活動の参考や課題解決の一助となるよう、毎年情報交換会を開催しております。令和6年度も2回実施し、マンション自主防災組織と避難所運営組織をそれぞれの地区でグループ分けをし、ふだんの活動や取組について意見・情報交換を行うことで、連携が図られていると認識しております。マンション自主防災組織と避難所運営組織とでは、求められる役割に違いはありますが、マンションにお住まいの方には自宅にとどまっていただく在宅避難を推奨しているため、避難所運営の現状を認識することは重要と考えております。

続きまして、大きな2点目、地籍調査についてでございます。

地籍調査未実施の理由についての御質問です。市ではこれまで武蔵野市道について、路線ごとに境界確定を進めてきており、武蔵野市道と隣接する土地との境界確定を実施しております。市が実施してきている境界確定の成果は、国土調査法に基づく地籍調査と同等のものであると捉えており、今後、市がこれまで実施してきた成果の活用を踏まえながら、法に基づく地籍調査への移行に向け、検討を進めてまいります。

続きまして、国土交通省が実施する研修会等についての御質問です。国土交通省が実施している研修会は、地籍調査を実施している市町村などに向けてのものであることから、参加実績はございませんが、東京都の地籍担当へのヒアリングのほか、東京都が開催している地籍調査に関する区市町村向け意見交換会へ参加するなど、地籍調査に関する情報収集に努めております。地籍アドバイザー派遣制度は、地

不確定原稿

籍調査の着手準備時のアドバイス等にも対応していることから、今後必要に応じて地籍アドバイザー制度の活用を考えてまいります。

3つ目、庁内の横断的な取組に関する御質問です。法に基づく地籍調査は、道路の境界確定を実施している道路管理課が担当所管として進めていくことと考えています。一方、地籍調査の成果については、防災、税務、都市計画やまちづくりなどに関連するものと捉えているため、関係する各所管課が連携し、業務の必要性に応じて活用していくものと捉えております。

次に、調査実施に当たり、実施計画策定、住民説明会、境界確定、測量、地籍簿作成、閲覧登記書送付の手続となる事業完了までのスケジュールと、事業費に関しての質問に関しましては、関連しておりますので、一括して御答弁させていただきます。

事業完了までのスケジュールでございますが、実施する調査地区を設定し、1地区ごとに計画、準備、測量作業及び図面作成、関係土地所有者との立会い、地籍図作成、法務局への成果送付などの工程があると捉えています。仮に1地区を0.05平方キロメートルと仮定した場合、100年を超える事業期間となります。また事業費は、全市域を完了するには、現在の価格で約11億円と試算をしております。なお、事業費に対する補助額は、御案内のとおり95%となっているため、全額交付されれば市の負担は約5,500万円となりますが、他区市での実態としては70%程度の交付額になると伺っております。

次に、大きな3点目、吉祥寺駅南口周辺交通体系検討支援業務委託についてであります。

1点目の吉祥寺駅南口発車バス停に向かって運行している1日の台数と時間帯についての御質問であります。吉祥寺大通り、キラリナ東側で乗客を降車させ、北口ロータリーを回転して、吉祥寺駅南口発車バス停に向かって運行しているバスですが、吉祥寺と仙川を結ぶ吉03系統及び午後7時30分以降の全ての南口系統のバスで、1日の運行台数は236台、時間帯は午前5時台から午前零時台。これは令和6年4月現在でございます。

続きまして、南口駅前広場の拡張する範囲と総面積についての御質問です。広場の範囲と面積は、吉祥寺駅南口交通環境基本方針の策定に向けた考え方（令和5年2月）でお示しをしました、可能性aからc案及び令和7年度に新たに検討を進めているd案で、それぞれ異なると考えております。これらについては、御質問の検討支援業務委託の中で引き続き検討し策定を進めている、交通環境基本方針で明らかにしてまいります。

続きまして、吉祥寺駅南口駅前広場市道第191号線整備事業については、都市計画決定面積は約1,900平方メートルであります。市が所有する道路用地があるため、買収対象面積は1,361.96平方メートルでございます。そのうち買収済み面積は、令和7年5月30日現在649.95平方メートル、進捗率47.7%となっています。広場を整備するための総事業費の概算は、第2期公共施設等総合管理計画策定時点、令和4年3月では、約60億円と示しておりますが、土地評価額、建物面積、建物評価や補償等については、現在関係者と折衝中であるため、金額等の公表は控えさせていただきたいと存じます。

続きまして、平和通りへのバス停移設、吉祥寺大通りへのバス停移設、吉祥寺駅北口の降車場設置を検討する目的についての御質問です。現状の北口駅前広場においては、バスの降車場がないこと、バスの待機場所がないことなどの問題が生じていることから、南口周辺の交通環境改善と併せて、北口駅前広場の交通環境の改善策を検討するものでございます。

不確定原稿

以上でございます。

○4 番（深田貴美子君） それではマンションからお尋ねします。とどまるマンションの登録のさらなるメリット、それは先ほど御案内がありました一般社団法人東京都建築士事務所協会による、トイレが使えるかどうかを確認する、このマニュアルです。給排水管点検調査専門家派遣、これや、東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課というところによる、防災力向上プラス個別の避難計画の素地にもなるであろう認知症対策、これもアドバイスしてくれるのです。マンションへのアドバイザー等派遣事業だそうなのです。

私が申したいのは、要はトイレが壊れたらマンションは、避難所に行くしかなくなるのです。避難所のキャパを超えるから、とどまってくれと言っているわけです。ですので、マンションが被災したら、まずたちまちにして、この災害時在宅避難のためのトイレ点検使用マニュアル、これが命なのです。これが今年のウェブサイトを見ますと、ちょっと締め切りましたと、昨年度で終わっていて、心配なところがありました。今年、引き続き東京都が事業を継続してくれるということです。

こうしたいいわゆる避難所対策にも連携し、個別の避難計画の必要性のある高齢者にもきちんとサポートをしてくれる、とどまるマンションのパッケージ、この重要性というのを全庁的にどう認識されているのかというのが、まず1つ目。

それから、八王子市は住宅政策課、小平市は総務部危機管理課、調布市は総務部総合防災課、江東区は危機管理室防災計画課地域防災係、これが東京とどまるマンションの所管となっているのです。本市の場合は、ウェブサイトを見ますと、住宅対策課さんのところに出てこないのです。どこを探すかというところ、暮らし、住宅、分譲マンション対策というところ、令和6年の10月20日に開催した分譲マンション管理セミナーのところ、この話が初めて出てくるという状況になっているのです。これでは住民の方はたどり着けないわけです。

それから地域防災計画の中にも、令和4年に改定していただきましたが記載がないのです。今御答弁の中で連携していくと言った以上は、きちんと情報発信というところをまずやっただけではないですか。これについてちょっとお考えをお聞かせください。

それから地籍調査。これは自治事務です。小・中学校設置管理、それから市町村の賦課徴収、介護保険の給付といった自治事務と同じなのです。極めて重たい作業なのです。これは都市計画の下地にもなるわけなので、これをこれまで取り組んでこなかった主たる理由というのを、どのように全庁的に理解されているのか、まずそれをお尋ねします。

その上で、世田谷区は40%、杉並区は37%、小金井市は29%、横浜市は39%の進捗率なのです。この違いは何なのかということです。世田谷区によりますと、国直轄の基本調査であります都市部官民境界基本調査、これを活用しているというのです。これは御担当のほうがよく御存じだと思いますから部長さんに御答弁いただきたいのですが、GNS S測量普及、そして測量機器の高性能化、格段に進捗をしていると、こういうお話を聞くことができました。

こういった具体的なことにお取り組みになったほうがよろしいのではないのですか。今の御答弁だと、検討しますという話なのです。具体的な進捗させるための、自治事務ですから。もう一度言います。自治事務ですから、これを実施していく手法として、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

不確定原稿

○市 長（小美濃安弘君） 今まで実施してこなかったというのは、先ほど御答弁させていただきましたが、境界確定を今まで道路課が行ってきましたので、地籍調査と同等のものであると捉えていたために、今まで実施してこなかったのですが、検討という言葉は使っておりますけれども、今、議員が御案内のとおり、これから南口の再整備等も進めていくに当たり、やはり地籍調査というのはそれなりに必要になってくるであろうと、私は認識をしておりますので、先ほど御答弁させていただいたとおり、法に基づく地籍調査への移行に向けて、これは検討を進めていきたいというふうに。

検討を進めていくという御答弁が弱いという御質問なのかもしれませんが、必要性は今感じておりますので、まずは、これについて研究をしながら、しっかりとその場所を必要なところから決めて。全部やると、これは100年以上かかると先ほども答弁させていただきましたが、やみくもにやるのではなくて、必要なところからやはりやっつけていかなくてはならないと考えておりますので、それがまずどこなのかということから検討し、進めていかなくてはならないかなというふうに、地籍調査については考えています。

その前の東京とどまるマンションは、確かにトイレが使えなくなると大変なことになります。これは地中に埋まっている下水管の問題にも関わることで、建物の下水配管の損傷等にも関わることでございますので、その点につきましては、しっかりと全庁的な認識を持っていなければいけないかなと思っておりますが、詳しくは担当部長から答弁できますか。

○防災安全部長（稲葉秀満君） とどまるマンションにつきましては、たしか前回の議会でも他の委員から御質問いただいたかなと思っております。やはり多くの、武蔵野市の70%の方がマンションにお住まいだということで、このマンションにお住まいの方が避難所に来ないような形のとどまるマンションという点では、非常によいかと思っております。今、私もちょっとホームページで、他の自治体は部署が違うなどというのは感じておまして、防災課と住宅対策課のほうでも、今後この事業をさらに進めていくような取組については、庁内議論にしっかりとらせていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○都市整備部長（大塚省人君） とどまるマンションの情報提供のお話をいただいたと思います。市のホームページでは分譲マンション対策の中に、主に東京都さんの事業でございますから、リンクを張っている状態になっております。なので議員が御指摘のように、若干分かりにくい情報になっております。先ほど令和6年のセミナーのお話をいただきましたけれども、リンクは張っておまして、そのリンクをクリックしていただくと、東京都の1ページ目にとどまるマンション制度というのは出てくるのですが、若干深くなってございますので、その辺の分かりやすい情報提供については、今後検討し、改善していきたいなというふうに思っているところでございます。

○4 番（深田貴美子君） 答弁漏れがありますので、都市整備部長さんにちょっとお答えいただきたいのですが、地籍調査は、都市部の官民境界基本調査、これを使うと速やかにできるそうです。御認識があると思いますので、ぜひお調べいただいて、これから取り組んでいただきたいと思います。強く要望しておきます。

それからこのとどまるマンションなのですが、手続が大変なのです。うちはマンションで、登録を

不確定原稿

するに当たり、物すごく大変だったのです。何しろ理事長さんの登記簿謄本まで必要になってしまうのです。これはかなり個人情報も関わることなものですから、管理組合としてもかなり慎重に進めていった経緯があります。苦勞したものですから、やはり行政支援が必要だなというのを実感しています。

年月を重ねたマンションは、住んでいる方も高齢化し、管理組合も高齢化する。これはもう分かっていますよね。そうすると、こういう手続だけでも物すごいハードルなのです。エントリーできないのです、物理的に。そこをきちんとおもんぱかって、先ほど御答弁がありましたから、防災課さんと住宅対策課さんときちんと連携した会議を持っていただいて、誰が対応するのか、そこを明確にさせていただかないと、この登録数は増えません。要望はしておきますけれども。

自主防災組織の懇談会も、回を重ねて広がってきています。港区では跡見学園女子大学の鍵屋先生のお力を借りたり、日本ハウズイングさん、清水建設、三菱電機ビルテクノサービス——これはエレベーターの大手です、それからNPO日本トイレ研究所さん、そして自治会で構成される港区高層住宅の防災対策に関する検討会というのを立ち上げて、マンション震災対策ハンドブックを作成するに至っているのです。そろそろそういうお取組も、武蔵野市でなさってみてもよろしいのではないのでしょうか。横連携が必要なのです。それにはやはり実績をつくるということが大事だと思います。

それから地籍調査なのですけれども、先ほど各課連携してという話でありましたが、本市は道路管理課が主管です。でも多職種連携、これに進捗をさせていただきたい。着手に当たっては災害に備えて、まずはどこからといったら木密地域です。木密地域を着手することはお勧めだというふうに、参議院の記録にも書いてあります。それから駅周辺。先ほど市長がおっしゃられたとおりです。ここを重点的にまずやっていくということが、首都直下型地震に対応するのに大変有効だと思います。

それから土地測量や不動産表示登記の申請の専門家としては、土地家屋調査士、この活用が極めて有効だということが、国の参議院調査会の記録の中にもあります。ぜひそれを御検討いただきたいと思います。何しろ横浜市はみどり環境局総務部地籍調査課まであります。ですので、地籍課をつくれとは言いませんけれども、それぐらい力業が必要だということを、ぜひ心得ていただきたいと思います。御所見を伺います。

それでは吉祥寺の南口の問題です。新宿、品川などのバスタプロジェクト、御存じだと思います。あれはビルインすることによって、交通の結節点の多機能集約化を図っているわけです。そこはバスだけではないわけです。タクシーも来るわけです。多機能集約化をして、そして利用者の利便性が格段に上がるという、こういう仕組みを今国交省はしきりとやっているわけです。

吉祥寺のこのたびの吉祥寺駅南口交通環境基本方針に基づくコンサル委託のお話は、それこそ昭和の40年代に都市計画決定をしました南北駅前広場。うちの駅前広場は北口まで含んでいるわけです。その駅前広場への機能の分散化、要はバス停をさらに広げるとい話ではないですか。それは北口が、今バスが縦列駐車をしています。そこで何と人が、バスやいろいろなことをきょろきょろ見ながら、何とか渡っているわけです。もう本当に事故が起こらないのが不思議なぐらい。

そういう意味ではこの縦列バス駐車を解消したいがために、バス停を平和通りや、さらに吉祥寺大通りに持っていくことによって、これの解消が1点。それから南口からこれだけの台数が巡回して、北口を通過して南口に回ってくるということで、さらなるバス停の配置移転、これを考えるわけで、ちょっと

不確定原稿

見ていると。国のほうはバスの集約化という機能の交通結節点の機能集約化を図っている一方で、吉祥寺の駅については、どう考えてもバス停のまき散らしをしているようにしか見えんです。これは本当に利用者にとって利便性が上がるのかどうか。この辺り、どういうふうに御覧になっているのかをお聞かせいただきたいのが1点です。

それから恐らく、御担当の方もふわっとおっしゃっていましたが、今0.19ヘクタールのところは交通広場として都市計画決定し、買収を進めていらっしゃるわけですが、さらに広げたいとなると、どう考えたってその西側です。その西側も果てしなく西側まで広げてしまうと、駅と、さらに井ノ頭通りへの、さらにそのまた南への動線の分断になるので、そこに至らないようにするための南口の駅前広場の拡張とお考えになっているというのは、これは常識の範囲だと思います。

そうしますと、令和6年時点の経済情勢等を勘案して、吉祥寺駅南口駅前計画の事業検証資料、これをちょっと頂いております。この事業検討区画が0.65ヘクタールなのです。これが土地面積と建物面積のそれぞれの評価を合わせた従前の資産の整理として177億円、土地の整備費、更地にして解体して整地するのに12億円、そして補償費、通常の損失補償、これを98億円と見積もっておられ、合計287億円の事業になると。

今お話ししたように、そこまでいかず、市が考えている拡張のところまでとした場合に、大体今お話ししました287億円の65%ぐらいになるのかと。そうすると、186億円は下らないのではないかという専門家の積算があります。先ほどこれは御答弁を控えたいということなので、私からの情報提供とさせていただきますが、一体これだけの事業費を市がどうやって捻出するのかという問題があると思いますが、どういうふうにその財源をお考えになっていらっしゃるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○市長（小美濃安弘君） 地籍調査につきましてはおっしゃるとおりなところもございますので、今後これは前向きに。ただ場所としてはおっしゃるとおり、木密地域が先なのか、駅周辺が先なのか、そういうところも含めてこれから検討していきたいというふうに思っております。

南口からの交通環境につきましては、担当部長よりお答えいたします。

○都市整備部長（大塚省人君） まず、先ほどあったとどまるマンションへの支援の話でございますが、東京都にも伺ってございまして、東京都の制度でございまして、まず支援については東京都のほうでというお話も伺っておりますが、市のほうも、マンション相談等のマンション管理士さんに委託して、マンション相談をやってございまして、その中でもこのとどまるマンションへの申請の支援みたいなことはやらせていただこうと思っておりますので、市の住宅対策課が所管してございまして、そちらにお問合せいただければ、丁寧に対応したいというふうに考えてございます。

また、先ほど吉祥寺駅の南口の拡張の案の話をして、事業費をどう考えているのかということで、以前の287億円という事業費の御紹介をいただきましたけれども、まだ再開発事業をどうするかとか、そういうところの段階まで至っているかという、市のほうではそこを検討している段階といいますか、まだ考えている段階でございまして、今年度は南口のパークのまちづくりということで、総合政策部のほうが主体となって、市民の方々も含めながら意見交換会等をさせていただき、具体的な検討を進めるというような段階でございまして、その中で事業費等も、再開発事業の可能性等も検討されるという

不確定原稿

ふうに伺ってございますので、当然都市整備部としても連携させていただくわけでございますが、なので事業費が今どこのようにという話については、今後の検討かなと思っている段階でございます。

○4 番（深田貴美子君） まちづくりというのは人づくりでもあり、様々な力を合わせながらなのですけど、お金がかかるのは間違いないのです。ない袖は振れない。さすがに武蔵野市といえども、100億円、200億円の話というのは、これは厳しい。そして水道や下水道につきましても、今後まさに3桁の単位の事業が待っているわけでありまして、そういう意味においては、この都市の交通結節点でもあり、多くの方々が利用される吉祥寺駅の南北を、どう安全を担保したらいいのか。

これはまさにこちらの21世紀への基盤づくり。これは吉祥寺駅周辺再開発事業誌としてつくられたもので、まさにこれはバイブルです。平成元年に発行されているわけですが。ここの中に、当面という言葉がよく出てくるのです。南口のバス停の問題も実は当面事業なのです。当面って当たるに面です。つまり暫定です。今後のまちづくり、21世紀に宿題にしますと書かれているのがこれ。今その宿題をどう果たすのかが問われている中で、きちんと事業費についても、もちろんお相手さんのいることですから、デリケートな問題ではありますけれども、きちんと財政計画については、私ども議会も責任を持たなければいけないわけです。私たちは関係者なのです。そこをきちんと配慮していただきたい。

その上で、令和7年3月31日付、国土交通省都市局市街地整備課・住宅局市街地建築課、この2つの課から、各地方整備局等担当部局宛てに発令しました、市街地再開発事業等関連要綱の一部改正についてという通知があります。部長がうなずいています。これは市長は御存じですか。まずそこをお尋ねします。

○市 長（小美濃安弘君） 詳しくは存じ上げておりません。

○4 番（深田貴美子君） それでは御担当にお尋ねします。市長が御存じないとすると、これは非常に問題なのです。きちんと報告をしていらっしゃるのでしょうか。この市街地再開発事業等関連要綱等の一部改正というのは、市街地再開発事業に対する支援制度の改正であります。これは、近年の資材価格の高騰や労務費の上昇による工事費の高騰などの影響によって、全国的に市街地再開発事業等の事業費が大幅に増加をし、社会資本整備総合交付金等の要望額も例年を大幅に上回る額となっていて、今後も同様の状況が継続することが見込まれる。すなわち厳しいと言っているわけです。想定外の急激な工事費の高騰、これも国としても財政的に厳しい状況だと言ってきているのです。

その上で、市街地再開発事業の交付事業の絞り込みをしようと言っているのです。これでは、再開発事業については市街地の中で再開発を促進すべき区域であり、かつ都市機能の集約、国際競争力の強化、密集市街地の解消という、都市政策上の喫緊の課題に対応する位置づけのある区域において実施をします。必要性、緊急性の高い事業に交付対象事業を限定しようと言ってきたのです。これは大変なことです。

しかも経過措置としてです。令和8年度末までに事業着手されている場合は、従前の例によることができる。なお、ここで言う事業着手とは、都市計画決定がされていることを想定しています。これは大変な改正ではないですか、武蔵野市にとって。これは今後吉祥寺駅も同様、三鷹駅北口も同様。この事業対象になれるかどうか、これが交付金を獲得できる鍵となります。これについて庁内での情報共有があったのかどうかだけ、確認させてください。

○都市整備部長（大塚省人君） 要綱の改正についてでございますが、庁内の情報共有ということで

不確定原稿

ございますが、担当部署では、その要綱の改正については存じ上げてございます。再開発事業について、その都市計画決定、令和8年度までという話がありましたが、先ほども申しましたように、現在の市のこの段階で、再開発事業についてはまだ判断をしていないという段階だと認識してございます。先ほどパークロードの今後の検討、まちの将来像の検討というものを、今年度から開始するというふうに申し上げましたが、その中で、その再開発事業の話も一定程度言及されてくるのかなと。

それで、今年度総合政策部という話がありましたけれども、その中でいろいろな可能性について検討するという状況でございますので、先ほどの要綱の改正について、市長へ情報をきちんと上げていないという御指摘がありました。その中でも、適宜適切に市長のほう、理事者には、その情報、国がどうという考えで再開発事業に補助、支援をしようとしているのかという考えも、打合せさせていただこうと思っておりますので。まだ、今後、市民との対話等を通じながら、そのパークのエリアのまちづくりの可能性を探っていくという段階でございますので、それも含めて今後の話なのかなというふうに判断しているところでございます。

○4 番（深田貴美子君） 御担当の部長さんがきちんと認識をされ、しかも重く受け止めていらっしゃるがよく分かります。まさに今後の大きな喫緊の課題です。ですので、やはり英断をいただかなければならないと思います。

そういう意味では、この法改正、通達、市街地再開発事業等関連要綱の一部改正、これはもう本当にデッドラインが見えてきているということですから、本市におきましては、まず再開発という言葉がこの長期計画から削除、第五期の長期計画にはきちんと記されているにもかかわらず、ここから削除されたことに、私は非常に憤りを感じています。それによって業務が停滞しています。

ですのでしっかりと、ステークホルダーの皆さん、地域の方々、権利関係者の方々にしっかりとお話をさせていただき、公約を実現していただくことを、私は心から願っています。お気持ちは変わっていないと思いますから。そのために超えなければならないハードルが非常に大きい、高い。ですけど、時間もありませんけれども、これはしっかりと踏みとどまって進めていかなければならない。吉祥寺の都市の未来がかかっています。ぜひとも公約に従って御英断をいただけるようにと願って、本日の質疑を終わりにさせていただきます。

○議長（木崎 剛君） 次に、今後の保育士確保等について、25番川名ゆうじ議員。

（25番 川名ゆうじ君 登壇）（拍手）

○25番（川名ゆうじ君） それでは今回の一般質問は、今後の保育士の確保について、桜堤公衆トイレについて、この大きな2つのテーマで行います。

1つ目、今後の保育士の確保について。

武蔵野市では、これまで待機児童対策として保育施設の整備が進められて、待機児ゼロが現在も続いてきています。このことは高く評価をしますが、一方で、全国的に保育士不足が深刻化しています。厚生労働省のデータによれば、令和5年度における保育士の有効求人倍率は、全国平均で3.54倍、東京都ではそれを大きく上回る5倍以上に達しており、都市部ほど保育士確保が困難な状況にあります。また、都市部では保育士の定着率が低いという課題もあります。

不確定原稿

この背景には、賃金水準が他業種と比べ相対的に低いことや、仕事量に対する不満が多いとされています。東京都による保育士実態調査では、保育士が退職意向を示している理由には、給料が安い、仕事量が多いが多く挙げられています。ほかの業種に見劣りすることで離職してしまうという指摘もあります。

令和2年と少し古い厚生労働省のデータでは、保育士全体の離職率は9.3%であり、日本の全産業平均の離職率の約15%よりも低い水準となっていますが、私立保育園は高い傾向にあり、経験年数6年未満の保育士の離職が全体の約49%を占めていることや、保育士の平均勤続年数は7.8年であり、全産業平均の12.4年と比較して短い傾向にあることが分かっており、このことは若手保育士が辞めていく傾向が表れていることとなります。

また保育士確保が難しくなっている理由には、学童保育や放課後デイなど、保育士が働く場が増えていることもあります。平成15年と比較すると平成30年度で2倍になっていること、さらに保育士を養成する学校からの卒業生は7.1%しか増えていないことから、より競争率が高くなっていることも背景にあります。

今後については、全国的に少子化が進み、短大や大学に入学する学生が少なくなり、保育士の養成課程がある短大や4年制大学でも募集停止になる例が増えています。これは2024年1月以降に募集停止をした短大、4年制大学の一覧ですけれども、38の学校があります。このことで、今後の新卒が減り、新規採用が減ると予測されています。

これらのことから注目されているのは、資格を持っていて働いていない潜在保育士や中途採用による確保で、多くの保育園事業者は求人サイトによる保育士確保を行っています。ところが厚生労働省の調査によると、2020年における保育士の平均給料は年収換算で363.5万円、1人当たり年収の約20%から40%を手数料とする求人サイトが多いとされていますので、1人当たり約70万円から140万円の手数料が必要とされていることとなります。

人材紹介サービスは1人当たりの年収の30%から40%とされていますので、約109万円から140万円がかかることとなります。就職フェアへの出展料が1回当たり20万円から100万円とされていることから、保育士1人当たりの採用コストは5万円から25万円とされているように、採用コストは保育園の経営に大きな影響を与えています。このことは武蔵野市においても例外ではないと考えられます。特に民間の保育園はより大きな影響が懸念され、安定的な保育運営に支障が生じかねない状況だと懸念をしております。

一方で、保育園にも2025年問題があります。全国的に見ると、少子化により保育園の利用児童数が2025年にピークに達することが見込まれていることです。このことで、現状の保育園をどの程度維持していくのが課題となっています。ですが、都市部では共働き世帯の増加や多様な保育ニーズの存在が挙げられ、保育園の必要性はさらに続くとの考え方もあります。このことは今後の保育士確保へ大きく影響してきています。そこで以下を質問いたします。

質問1、今後、武蔵野市内の保育園では、市立・子ども協会立園以外の民間園を含めて、保育士不足になる可能性があるかと市は想定しているのか、保育ニーズは減ると考えているのか、御見解を伺います。

質問2、潜在保育士の掘り起こしは全国の自治体で積極的に行われています。本市がこれまでに行っ

不確定原稿

ている具体的な対策を伺います。

質問3、具体策として考えられるのは、母子家庭等自立支援給付金事業による修学支援や、市内民間保育施設における資格取得支援制度の導入などがありますが、現時点で市が行っている対策の利用実績と、保育士になった数を伺います。

質問4、東京都の調査によると、保育士養成施設による資格取得者は5割台半ば、保育士試験での資格取得者は4割台半ばとなっています。このことは新たな保育士だけではなく、社会人となってから資格を得ることや養成施設以外の学生が資格を取得することで、保育士を増やせる可能性が高いと言えます。そこで、国が行っている保育士資格取得支援策、例えば専門実践教育訓練給付金や保育士修学資金貸付制度のような国の制度が、市内でどの程度利用されているのか、また、市として制度の周知や申請支援をどのように行っているのかを伺います。

質問5、東京都の調査によると、保育士を辞めた人が復職する希望条件には、勤務時間、給与の次に通勤時間を挙げています。このことは自宅近くで働きたいとの希望が多いことになり、武蔵野市内の保育園で武蔵野市民の保育士が働きたいとの希望を持っていると推測ができます。あくまでも理想ですが、処遇改善だけではなく、市民に市内の保育園で働いてもらうことも重要だと考えますが、市としての見解を伺います。

質問6、令和7年度予算審議でも指摘されていましたが、市独自の取組が必要と考えます。令和7年度から令和11年度を計画期間とする第六次子どもプラン武蔵野では、現状と課題で保育士不足が書かれ、「東京都と合同実施する就職相談会等の実施により保育人材等の確保を図ります」、「国や東京都の制度等を活用しながら、保育士が安定して働き続けられるよう、職場環境や処遇の改善に取り組みます」と書かれていますが、国や東京都の制度の活用と書かれており、市独自策については書かれていません。23区では区が独自に給料の上乗せを行うなど、対策を行っている例があり、このままでは武蔵野市民の保育士が23区へと流れてしまうことにもなります。

そこで、武蔵野市であえて保育士をやりたいと思ってもらうことが必要ではないでしょうか。そのためには、武蔵野市の保育のよさを市として周知すること、例えば中学生には保育園の職場体験を行っていますが、より多くの保育園で行うことや、高校生、大学生、社会人も対象とした事業も行うことで、市内の保育園で働きたいと思う将来の保育士を育てること、保育園で資格がなく働いている人に資格取得への支援があることも知ってもらい、働きながら資格を取って保育園で働いてもらうことも必要だと思えます。

これは国による資格制度の説明です。国の制度には、非正規雇用者のキャリアアップとして、保育士資格取得の授業料、勉強時間を勤務扱いにすること、資格取得後に正社員転換することなども支援対象としており、市としてさほど費用をかけずに保育士を増やせる可能性があると考えられます。しかしあまり知られていないのがこの制度とも言えます。このような制度の周知について、市の御見解を伺いたいと思えます。

次に、桜堤公衆トイレについて。武蔵野市桜堤にある公衆トイレは、1970年に吉祥寺駅南側に初めて設置された公衆トイレのコンセプトを継承し、市内4か所に展開されている公衆トイレの一つで、武蔵野市一般廃棄物処理基本計画には、駅前周辺の3か所の公衆トイレは、主として鉄道やバスの利用者に

不確定原稿

利用されている施設としていますが、桜堤公衆トイレについては、主に桜堤団地公園の利用者に使用されていますと書かれています。つまり駅前にある公衆トイレとは異なる利用者像となっています。

この桜堤公衆トイレについて、市の第2期公共施設等総合管理計画では、駅周辺への設置を基本、更新時期を見据え、過去の経緯を踏まえつつ、施設の必要性について検討すると書かれています。更新時期は2021年から2030年とされており、今年はその中間年とも言えます。そこで今後の方向性を、以下質問いたします。

質問1、過去の経緯を踏まえつつ、施設の必要性について検討するとありますが、過去の経緯とは具体的にどのようなことでしょうか。以前は市の出張所として使われていたことは存じていますが、公衆トイレとなった経緯を伺います。

質問2、駅周辺への設置を基本としてあり、必要性について検討すると書かれていることは、廃止も選択肢として検討されているのでしょうか。現状での検討状況を伺います。

質問3、桜堤公衆トイレは、桜堤公園の利用者だけではなく、タクシーやトラックドライバーなどの利用も多いように思っています。そこで、分かる範囲で構いませんので、利用状況と現状評価を伺います。

質問4、桜堤公衆トイレの年間維持管理費を伺います。

質問5、現状を見ますと、男性トイレの洗面台のうち1基が使用中止となっています。ここに使用中止と書かれていて、ずっとこのままになっているのが現状です。

もう一つ、この裏側にパーゴラがあります。この柱には、見えますでしょうか、こういうようなひびが広がっています。この場所でいつも子どもが遊んでいるのは、地域の方は御存じかなと思っています。さらにこのパーゴラの木材部には腐食が起きています。先ほどの柱の内側には恐らく金属の柱があって、大丈夫だとは思いますが、このような柱の状況を見ていくと、安全性は大丈夫なのだろうか、ちょっと不安を持ってしまいます。そういうこともありますので、この安全性の状況とメンテナンスはどうなっているのかを伺いたいと思います。

質問6、令和6年能登半島地震などで明らかになったように、災害時のトイレが大きな問題となっています。先ほどの議員も指摘していましたが、地震のときのトイレというのはかなり深刻な問題になっています。ここにあります写真というのは、地面のところがちょうど地割れのような形になっていて、下水管が離れ離れになっていたという状況も、私は実際に行って見てきました。下にあるこのトイレは、一般の戸建て住宅街の中にトイレを設けている。要はマンションだけではなく、トイレが使えないというのが実際に起きている状況になっていました。マンションでは下水への接続部が損傷し、マンションのトイレが使えなくなる可能性が分かっています。

このことを考えると、周囲に大型集合住宅が多い桜堤公衆トイレは、災害時も想定して必要であり、早期に更新をすべきだと考えます。しかし武蔵境駅南口公衆トイレの改築の際には、費用が高いと疑問視する意見や、公衆トイレ自体が不要との意見も聞きました。そこで市は、桜堤公衆トイレを必要と考えているのか、必要性はないと考えているのか、御見解を伺います。

質問7、昨今の建設費高騰を考えると、コストの検討は重要だと考えます。そこで、必要とされている機能やパーゴラの改修を検討した上で、トイレトレーラーも選択肢として考えてはいかがでしょうか。

不確定原稿

災害時には貸し出す可能性があることは周辺住民に理解してもらい、ふだんは震災時への備えとして設置していることを表示し、防災意識を高めることも可能です。令和7年度の施政方針で、トイレトレーラーの導入についても研究するとしていましたが、現状での研究状況と、トイレトレーラーの可能性について御見解を伺います。

質問8、今後どうしていくのか、周辺住民や桜堤公園を利用する児童生徒を含め、意見交換の場を早急に設けるべきと考えますが、御見解を伺います。

以上で壇上での質問を終わります。御答弁をお願いいたします。

○市 長（小美濃安弘君） 川名ゆうじ議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、今後の保育士の確保についてです。

1点目、市内の保育園で保育士不足になる可能性があるか、市は想定しているかということでございますが、保育士の配置は園によって異なりますが、現状においても保育士が不足しており、保育士確保は今後も課題であると考えております。

保育ニーズにつきましては、令和7年3月に策定した第六次子どもプラン武蔵野において、令和4年に本市で実施した将来人口推計及びニーズ調査等を勘案し、保育の量の見込みを算出しておりますが、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間では、現在と同程度の水準で推移すると想定しております。なお今後、人口推計の見直しを実施した際には、保育の量の見込みについても、再度算出する必要があると考えております。

2点目です。潜在保育士の掘り起こしに関する具体的な対応策についての御質問です。現在潜在保育士の掘り起こしを目的とした対応策はございませんので、国や東京都の補助金の活用を含め、今後検討する必要があると考えております。

一方、他の議員への答弁と重複いたしますが、保育補助者雇上強化事業補助金について、令和6年度から、保育士資格を有する者であって保育士として現場復帰を目指す方を補助対象に追加しております。対象要件が拡大されておりますので、就業を希望する方と保育施設の理念や求める人物像等が合致すれば、御活用いただけるのではないかと考えております。

3点目です。保育士の確保に向けた、現時点で市が行っている対策についての御質問です。母子家庭等自立支援給付金事業において、給付した方の資格種別は、直近3年間では、精神保健福祉士、管理栄養士、キャリアコンサルタント、ウェブデザイナーで、保育士は含まれておりませんでした。民間保育施設における資格取得支援制度については、現在本市では実施しておらず、国や東京都の補助金の活用を含め、今後検討する必要があると考えております。

次に、国が実施している保育士資格取得支援策等が、どの程度利用されているのかという御質問です。例えば専門実践教育訓練給付金については、申請先がハローワークのため、利用実績については市は把握できておりません。また、保育士修学資金貸付制度については、現在本市では実施しておらず、国や東京都の補助金の活用を含め、今後検討する必要があると考えております。

制度の周知については、定期的な実施はしておりませんが、例えば東京都等から保育施設または個人への制度の案内が届いたタイミングで、保育施設に周知しております。申請については、各施設または制度を利用したい方に御対応いただき、御質問等があれば適宜対応しております。

不確定原稿

次に、市民に市内の保育園で働いてもらうことも重要ではないかという御質問です。市内保育施設で働きたい市民の方については、保育施設の理念や求める人物像等とマッチングすれば、御本人にとって望ましいと考えています。一方、自治体を超えて保育所を開設し、人事異動等がある事業所もごさいます。市民か否かにかかわらず、保育士が働きやすく、資質や専門性を向上させられる環境を整えていくことが重要だと考えております。

続きまして、働きながら保育士の資格を取得するという御質問でございます。経済的な負担で保育士になることを思いとどまっている方に対する費用支援は効果的だと考えますが、まずは保育士になりたいと思っただけの方、保育の現場では重要だと考えています。中学生や高校生などが将来の職業を考える際に、様々な選択肢の中で保育士を知っていただくことは重要です。本市の保育士の採用試験においても、保育園における職場体験をきっかけに保育士を目指す方の話を聞いております。また、市立保育園及び子ども協会園では、中学生の職場体験や、保育士養成課程に在籍する大学生の保育実習等の積極的な受入れに加え、子ども・子育て支援新制度における東京都子育て支援員研修の見学実習の受入れも実施しております。

今後も武蔵野市の保育のよさを、子どもたち、保育士を志望する方、保育に関心がある方に体験していただき、保育士の仕事に関心を持っていただけるよう努めてまいります。

続きまして、大きな2点目、桜堤公衆トイレについてです。

桜堤公衆トイレとなった過去の経緯についての御質問です。全市的な出張所の統廃合により、桜堤出張所が廃止となったことを受けて、跡地の利用について検討するため、平成2年に桜堤出張所跡地利用検討委員会が設置されております。地域からトイレを求める要望があったこと、周辺にトイレがなかったことなどから、跡地には公衆トイレを設置するのがよいとする委員会からの報告を踏まえて、桜堤公衆トイレを設置したという経緯がございます。

2番目です。桜堤公衆トイレの必要性についての現状の検討状況についての御質問です。桜堤公衆トイレの改修については、事務事業評価実施結果集令和6年度評価実施版において、「現在の利用状況や改修・維持管理費用等を踏まえ」、「全市的な公衆トイレのあり方を関係部署で検討すること」としてしています。今後は周辺公園のトイレ状況も考慮した上で、桜堤公衆トイレの存続の可否も含め、方向性について検討してまいります。

次に、桜堤公衆トイレの利用状況と現状評価についての御質問です。職員が市内公衆トイレを巡回する際に、利用状況の確認をしております。専門的な調査ではなく、また定期的に行っているものではないため、およその現状把握としての数値にはなりますが、昼間の時間帯で、1時間当たり14名程度、男性12名程度、女性が2人程度の利用と捉えています。駅周辺の公衆トイレは不特定の方が広く利用しているのに対して、桜堤公衆トイレは隣接している公園を利用する方が主に使用し、そのほかタクシーやトラックの運転手の方々が利用しているという特徴があると認識しています。

次に、桜堤公衆トイレの年間維持管理費についての御質問です。令和5年度決算では、日常・定期清掃、管理保守委託料176万2,200円、土地借上料67万320円、電気料金13万9,192円、水道料金10万6,338円となります。このほか、令和5年度はパーゴラの修繕工事として37万7,300円を支出いたしました。

次に、安全性の状況とメンテナンスについての御質問です。桜堤公衆トイレを含む公衆トイレ全体に

不確定原稿

については、職員が定期的に巡回し、現場を確認しております。また、日常清掃の委託業者からも故障などがあれば連絡が入りますので、その都度修繕などの対応をしています。この安全確認の中でパーゴラ上部の木材部の腐食が見つかったため、令和5年度に安全を考慮して木部材を取り替えました。御指摘の腐食部分は、この取替えの際に残った古い木部材の一部で、安全面に問題がないと判断し、残したものであります。

なお、御質問にあります男性トイレの洗面台の1基が使用中止になっていることについてですが、配管の詰まりによるもので、現在対応中でございます。

次に、桜堤公衆トイレの必要性についての御質問です。日常的に隣接公園の利用者、タクシーやトラックの運転手の方々などが利用しており、また災害時であっても下水道が使用できる状況においては、災害トイレとして利活用できますので、一定の必要性は認識しております。

続きまして、トイレトレーラーについての御質問です。牽引式のトイレトレーラーや自走式のトイレトラックは、能登半島地震における被災地で有効に活用された実績があり、本市においても導入に向けて検討しております。現在、都内でも多くの自治体が、導入または導入に向けた検討準備を進めております。他自治体においては、平常時の利用を行わず、啓発として活用する方法と、公園等に設置し、平常時より活用する方法が考えられます。

平常時の活用については、タンク容量の上限により発災時に十分な活用ができないことや、迅速な駆けつけ対応に影響が生じるなどの課題があり、桜堤公衆トイレとして活用することは難しいと考えております。

次に、意見交換の場を早期に設けるべきという御質問でございます。現在は利用状況や改修、維持管理費用、また借地であることを踏まえ、公園のトイレも含めた全市的な公衆トイレの在り方を検討するところでございます。必要に応じ、周辺住民や利用者の皆様の御意見を伺ってまいります。

以上でございます。

〇25番（川名ゆうじ君） では幾つか確認をさせていただきたいと思います。

大前提として、市長は武蔵野市の保育園全体の評価は、いいと思っていられるのか、それともごく普通だと思っていられるのか。要は我々も見ていくと、皆さん一生懸命頑張っていて、ほかにも負けないことをやっている。であつたら、そういうところにやはり保育士がいっぱい来てほしいなと思っているのです。そういう思いがあるのだつたらそれを伝えていくことで、実は保育士も、絶対というわけでもないけれども、武蔵野市内で働きたいなという思いにもつながると思っております。今の御答弁だと、あまり何かそういう思いというか、現状のお考えが伺えなかったもので、その点についてまず伺いたいと思います。

保育士不足については、今後の人口推計もあるので、なかなか数字を市がつかみづらいということではあるのですが、これは今後課題になっていくという認識を持っているということでもよろしいでしょうか。多分今は、足りないというのは各保育園はなかなか言いづらいところもあるので、結構綱渡り的なことをやっていると思うのです。そう考えるとこれが不足となると、それがどんどん広がっていくことになってしまいますので、感情的な問題ですけど、これはかなり喫緊な課題になっているという認識である、これは共通理解でいいのかどうか。この2点をまず伺いたいと思います。

不確定原稿

その上で、市が何かできることを考えていくということなのではないでしょうか。国と東京都任せなのか。ここがポイントだと思っているのです。予算委員会でも指摘されていましたが、ほかの自治体では、直接待遇に対してお金を出すところもあったりします。23区ですと世田谷区は、家賃補助をさらに加えると。杉並区だと、潜在保育士が再就職のときに商品券5万円を出している。杉並区は隣ですから、武蔵野市民の方が杉並に行ってしまうかもしれない。千代田区も月額3万円の処遇加算を行っているということもあります。こういうことを考えていくと、やはり市として武蔵野市の保育はいいと考えているのだったら、来てもらえるような努力が必要だと思っています。

神奈川県藤沢市なのですけれども、ここは返済中の奨学金の一部を免除するというに加えて、市報で保育士を募集していますということをやっているのです。市報とかホームページでやっていて、これを見ていて思ったのは、今ムーブスの運転士さんが足りなくて、市のホームページとかで、市もやっていますよね。これは同じことができるのではないですか。これは大して費用もかからないと考えると、こういうこと。

あと、国の制度もそうなのですけれども、これを幾つか聞いていても、やはり知らないのと、制度が難しく、申請の仕方とかそこら辺がよく分からないというか、分かりにくいという声も幾つかあるのです。そう考えていくと、制度を知らせていくということも重要かと思しますので、この辺はちょっと前向きに進めていくべきかと思しますので、まずこの点について御答弁をお願いします。

○市長（小美濃安弘君） 人が不足しているのは保育士さんだけではないのですけれども、今は保育士さんに限った御質問でございますので、まず御答弁させていただきたいと思えます。

まず評価につきましては、本当に一生懸命皆さんやっていたらというふうには思っていますので、その認識は一緒ですし、喫緊の課題であるという認識も、同じものを持っているということをお答弁させていただきたいと思えます。

その上で市が何ができるのか。なるほど。武蔵野市の保育、ある意味、認可保育園等に関しましては、市の責任でやらせていただいているところもございまして、そこにつきましては、何か表に向かってのPRをしていくというのは、一つの方法かなというふうには思っています。その一つの方法として、市報等を使っていくというのは、これはあり得るなというふうには、今お話を伺いながら思いましたので、そのほかにも何か媒体として使えるもの、またもっと積極的に何かPRできるものがあるならば、また考えていきたいなと思っています。

○25番（川名ゆうじ君） ぜひともそれは前向きに早めにしていただきたいと思えます。処遇改善も私も必要だと思っています。これはこれまでの議会の中で、会計年度任用職員さんのいろいろな課題があって、結局ほかの市が上げていってしまうと、やはりそちらへ移ってしまう。これは仕方ないことなのですけれども、こういうことも当然保育士のところで起きてくると思うのです。それを考えていくと、早めに手を打っていくことも必要だと思えます。

幾らにすればいいとか、そういう議論はなかなか難しいですし、予算と絡む話なので、ここで、はい、すぐにやりますとは言わないと思えますけれども、これはかなり早めに手を打たないと、同じことが起き得ると私は思っていますので、早急にこれも検討していただきたいと思えますが、これを再度確認させていただきたいと思えます。

不確定原稿

桜堤公衆トイレのことなのですが、全市的なトイレの在り方という、いわゆるここで言っている大型の公衆トイレと、公園の中に1基だけあるような小さいトイレ等もあります。それも含めて在り方を検討していくという意味なのでしょうか。結構個別需要があるから、全市的に考えても仕方ないというか、あまり意味がないというのも失礼な話なのですが、結構公園の状況によっても違うし、そこを通る人によっても違うので、全市的に統一というのはなかなか難しいと思うのです。

そう考えると個別事情を考えていくと、今、市長の御答弁にあったように、周辺的大型マンション等考えれば、ここは特に必要だと考えていますが、今の御答弁にあった、全市的に可否も含めて検討するという話と、必要性はあるなという認識が、結構2つあって、矛盾しているのです。桜堤公衆トイレについて、実態はどちらなのかということ、再度確認させていただきたいと思います。

もう一つ、パーゴラは5年で改修してあれなのですか。あんな欠けたままで本当に大丈夫なのですか。一体5年の改修って何をやったのだ、あれだと改修していないのかなという印象を持ちますけれども、安全性は大丈夫だというお話ですが、本当に大丈夫なのですかという、これを確認させていただきたいと思います。

要は腐食しているのです。そこにあそこはボルト留めだけということを見ると、一体これはどうなのかという印象を私は持ちました。あそこの下っていつも子どもが遊んでいます。そういう場所なのに、何かけちってしまったのか、コストを削減してしまったのか、改修したという割には改修感が全然ないのでけれども、これはどういった経緯であそこを残したのか、御答弁があるようでしたらお願いしたいですし、ちょっとあれは見た目にもあまりにもと思いました。

ひび割れも、安全だとは言っていましたが、あれは基本的に中に柱が入っていて、きっとそのまま囲っただけですよ。その構造について御答弁がなかったのですが、見た目にはああいうひび割れ状態です。あれは普通に見れば、危ないと思わないですか。何かそこら辺が全然住民感情のことが分からないような印象を受けたのですが、ちょっとその点について、本当に安全なのですよとしか聞きようがないのですが、これはどういった経緯であのままになっているのかについても御説明をさせていただきたいと思います。

トイレトレーラーのことについては、いろいろな種類があって、タンクの容量を今おっしゃっていましたが、そのまま下水管に流すトイレトレーラーもあります。それを使うことによって、別にあそこでタンクを使わなくても構わないことができるはずですよ。そう考えると、今の御答弁の理由としてはちょっと違うなど。ただ、あそこに置くかどうかは別の議論で、本当はあそこはしっかりしたものに改修してほしいとは思っていますので、この点だけは指摘をさせていただきたいと思います。

以上お願いします。

○市長（小美濃安弘君） 保育士の処遇改善につきましては、本当に重要な課題かなというふうに思っております。ただ、処遇によって人の取り合いになってしまうということも、一つ課題としてはありますので、冒頭おっしゃっていただきました、武蔵野市の保育ってこんなに素晴らしいよということを、まずはしっかりとPRさせていただいて、その上で、処遇改善は何ができるのかということ、研究していきたいなというふうに思っております。

パーゴラにつきましては、担当からお答えさせていただければと思います。

不確定原稿

○環境部長（関口道美君） 桜堤公衆トイレのパーゴラの件、あとひび割れの件で、どういった経緯であのようになっているかということですが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、令和5年にパーゴラの一部、木部材が腐食しているということで、改修したというふう聞いております。そのときは、その改修部分において安全性が確認できているということで、今の部材を残しても大丈夫であったという判断であったというふうには聞いているところですが、また改めて、その安全性ということは大事ですので、少し現場のほうも確認して、ひび割れも含めて、点検、チェックをして、安全性のほうはきちんと確保できるように対応してまいりたいと思っております。

○25番（川名ゆうじ君） ぜひとも早急にこれはお願いしたいと思っております。

それで最後にもう一つ、住民といろいろこれから意見交換等していきたいという方向性でしたので、それはぜひとも進めていただきたいと思います。そのときにちょっと1つ、市長も1回確認してほしいというか、外で構わないのですが、さっきの利用実績を見ても、女性の方の利用がすごく少ないのです。結構聞くと、やはり使いたくないという方が多いと。中に入ったことがないので私は分からないのですが、ちょっとそこら辺もつと、内容というのか、境南のトイレもきちんときれいにしたので、同じように使いやすいようなトイレに進めていくことも当然必要だと思いますけれども、このことを最後に伺いたいと思っております。

○市長（小美濃安弘君） 公衆トイレに関しましては、本当に相当きれいでないと、なかなか女性の方に使っていただけないという認識は持っておりますので、住民の方々との話合いも行っていくということでございますので、そういった中でもそういう御意見を伺わせていただいて、改善すべきは改善していきたいというふうに思っております。

○議長（木崎 剛君） 暫時休憩をいたします。

○午後 3時16分 休憩

○午後 3時40分 再開

○議長（木崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、水道、DX、行革、米不足について、5番東山あきお議員。

（5番 東山あきお君 登壇）（拍手）

○5番（東山あきお君） 日本維新の会武蔵野市議団、東山あきおです。通告に従いまして、大きく4項目について質問させていただきます。件名、水道、DX、行革、米不足について。

1つ目、水道事業についてでございます。

もうすぐ都議選です。関係者の皆さんも本当にお疲れさまでございます。陰でこっそり見ております。まちなかでチラシや街宣車をよくお見かけするようになりました。チラシを見ると、どの方も大事にされているのかなと思うのが、都営水道一元化の話、統合の話もしくは上下水道の更新だったり耐震化という水道の話をよく伺います。

本市においては、平成24年の第五期長計にて、水道事業の広域化と基盤強化を目的として都営水道一元化を目指すことを決定されまして、平成26年に東京都水道局に対して正式に都営水道一元化の再要望を行ったというところでございます。これまで、東京都の水道局と市の間で実務者レベルの協議を設置

不確定原稿

して、統合の検討をするに当たって様々課題の整理が行われたと理解をしております。そして去年は、通水70年という節目の年で、このタイミングを契機とされて、昨年4月に都知事に対して市長から都営水道への早期統合に関する要望書を御提出された、手渡しされた。そして今年の5月には、水道部長より議員宛てに、都営水道一元化推進会議の設置についてという紙が配られまして、副市長や水道部長や財務部長などの構成員から成る会議体が設置されて、スピード感を持って東京都と確実かつ速やかな協議・調整を行って、課題に対応するべくやっていかれるというところで、ますます期待が進むところでございます。

一方で国では、前の質疑でもございましたけども、コンセッションの推進やウォーターPPPなるものの推進もあり、それらも踏まえて、確認の意味も含めて質問をさせていただきます。他の議員の質問とかぶるところ、あと、やや意見が違うので気まずいところがありますけれども、御答弁をお願いできたらと思います。ひとまず質問を全て述べてから、後に趣旨を述べます。

(1) 番、本市における水道事業、下水道事業において、職員の人材採用、管の老朽化、水道料金と下水道使用料の上昇という観点から、今後予測される課題、市として取り組んでいく内容について改めて伺う。

(2) 番、今夏は、都の交付金を活用して、本市においても水道料金の基本料金4か月分の税負担化を行いますけれども、本施策でどのような効果を期待できるのかを伺う。また、家計にどのような影響があったのか、効果検証などを行う予定なのか伺う。

続いて3点目でございます。議会で何度か取り上げられている宮城県の水道事業のコンセッション方式について、本市は都営水道一元化を目指しており、コンセッション方式などの検討は行われていないですけれども、あくまで思考実験として、恐らく明確な御答弁は難しいのかなと思いますけれども、議事録に残したいと思ひまして、伺います。

(3) 番、本市において、都営水道一元化を目指した場合とコンセッション方式を取った場合、双方のメリット・デメリットを伺う。また、宮城県の事例を参考に、水道料金はどちらを目指したほうが上がると予測されるか、本市の見解を伺う。

(2) 番について、あくまで都からもらうお金をそのまま流用するということでありがたく使えばいいのではないかと思いますけれども、こういう側面があるのではという指摘をさせていただきます。水道料金無償化、これは税負担をするということでもあります。ということは、水道事業全体を例えば経営改善するのだという、そのようなインセンティブが一切なくなります。料金も高い非効率な事業のままいくのだと。ここは都議会ではないので言っても仕方ないのですけれども、無償化に金を突っ込むぐらいであれば、もっとこれからさらに技術革新を進めていって、よりよい方法を東京都の水道局さんには追い求めてもらうべきなのではないかなと思っております。今のままだと、非効率的な高コストのまま納税者が負担するというところでございます。

東京都の水道局さんは、都自体がすごく莫大にお金を持っているので、管路の管理なり設備管理なりにノウハウ技術を確立できる可能性がございます。フランスの巨大企業のヴェオリアぐらい、そういったノウハウ技術を確立できる可能性があります。そういった技術を外資に頼らなくても確立できると思ひます。本当なら、東京都の水道局を民営化して、ほかの県の地域の配管の管理を東京都の水道局がや

不確定原稿

るぐらいのことをやってほしいなと思います。ただ実際には、技術革新のために膨大な金を計上するかどうかと言われれば、しないと。難しいとは思いますが。基本料金を無料にするよりも、開発投資をして、将来のコストを下げる。そして、ほかの自治体も、東京都の水道局が民営化をしてやっていく、そしてむしろ税収を取っていくぐらいやってほしいなと思います。

本市においても、都営一元化するまでは、技術革新、そして設備投資を積極的に推し進めてコスト削減に努めてもらいたいという趣旨で、このような質問を申し上げました。ただ、水道基本料金の無償化は、我が党の大阪市長も実施されるそうなので、批判はこのぐらいにしておきたいと思います。

(3) 番については、都営の一元化を進める市役所の皆様の足を引っ張りたくないわけではなくて、競争の原理を働かせることが大事だという話を簡単にさせていただきます。私が申し上げるので、ばりばり民営化・コンセッションをやるべきだと言いたいのだろうと思われるかもしれませんが、全くそうではございません。コンセッション、正確には完全な民営化ではなく、コンセッション方式、運営権売却方式ですけれども、引き続き本市の水道部さんでやっていただくのか、都と一元化するのか、コンセッションをするのか、まともな価格と質で運営できれば、どれでも問題ないと思っています。

ただ、たまにイデオロギー的な論争になっていて残念です。公営に反対する人は反対する人でわーっと言い、コンセッションに反対する人は反対する人で、水道を民間の事業者に任せるなんて、例えばパリで民間の事業者に任せていたけど再公営化した、それは市民の勝利だ、今こそグローバル資本主義と戦わなければいけないのだみたいな方もいらっしゃいます。どっちでもなくて、まともな価格として契約ができれば、何でもいいわけでございます。誤って他国の事例が紹介されていたりするので、こちらを正していきたいと思います。再公営化、民営化で他国で行われている話というのは、まかされている契約書がまともでないから起きているわけでございます。現地の役所、そして政治家の実力がいないから起こった事態でございます。

ミクロ経済学の初歩で学びますけれども、契約においてはプリンシパル・エージェント理論というのがございます。きちんと発注者側が契約者側にどんな仕事をさせるのか監視をしなければならない。働かないときのペナルティをどうするのか。そして、役所と業者では情報の非対称性という課題がありますから、それを埋めるための契約をしっかりと結ぶ必要があります。詳細な業務仕様書を提示させるとか、成果物の段階的な提出をさせるとか、ペナルティ・ボーナス付き契約だとかです。よく再公営化したではないかと言われるようなフランスのパリは、そこを失敗しました。

パリは、先ほど申し上げたヴェオリアという著名な水道会社と25年間契約を、民間と契約をしていました。この間、見直しはされず、適切なモニタリングが行われず、財務の情報がブラックボックスで、本当に駄目な契約でございました。財務報告書では、一体何にどれぐらいお金がかかっていて、実収益はどれくらいだったのかということはさっぱり分からないということでございました。長期契約で見直しが困難だった、これをもって再公営化されたということで、まともな契約がないとこうなるということでございます。

10年前のデータで恐縮ですけれども、みんなフランスの国内の自治体は再公営化したかということ、そうではなくて、人口ベースで見ますと、水道事業は公営が41%、コンセッションが59%、下水道は公営が59%、コンセッションが41%という形で、とんとんでございます。公営事業でやっても、常にコ

不確定原稿

ンセッション化する、民営化するぞという圧力をかける。民間がよければ民間で、民間に任せなければ、どうもサボっているらしいとなれば公営化に戻すという、それだけの話だというふうに思います。なので、独占事業というのは、こういう選択肢を残していくことが非常に重要だと思っています。イデオロギーの話ではないと思います。

これもミクロ経済学の初歩ですけれども、独占事業体というのは、民間だろうが公営だろうが腐敗をします。疑似的に競争させることが大事です。独占をさせると必ずコストが壊れるようにできています。自治体だろうが民間だろうと一緒に、常に緊張感を事業体に持たせるということが大事なのではないでしょうか。

高い技術力を持つ東京都水道局ですが、本市と一元化となれば、その疑似競争をどう持たせるかというのがすごく課題なのかなと思っています。本市だけの話であれば、民間から見積りをもらって比較をするなど、疑似競争を生み出すことはできますけれども、一元化することはなかなかできないと思いますので、今のうちに質問したいというふうに思います。

大きな2つ目。武蔵野市C I O直轄D X推進プロジェクト・シーズン2について、今回も取り上げさせていただきます。冊子もお配りいただいて、いろいろと読ませていただきました。こうしてC I OとC I O補佐官を中心にこの事業が継続をして徐々に浸透しているというのは、本当に素晴らしいと思いますし、次回のシーズン3も期待をしたいと思います。前回は伊藤副市長のお写真がすてきというお話をしましたが、今回も7ページ目に、これ、映せばよかったのですが、桜まつりのパフォーマンスステージで片足立ちではしゃぐ伊藤副市長のお写真もあって、すごく職員の方からの愛も感じました。さらなる発展を願ひまして、これからも提案していきたいと思いますが、その観点で、以下質問をさせていただきます。

(1) 番、令和5年度における初回の武蔵野市C I O直轄D Xプロジェクトにて前回一般質問してきたところ、見えてきた課題について、各課では、日々の業務に追われて、課題を感じているものの、改善まではなかなか手が回らないという状況が見受けられました。また、新しいことに着手するのに慎重な職員もいるほか、デジタル技術に関する知識も含めたD Xへのマインドの部署による温度差もあるというふうに感じていますというふうに御答弁をいただきました。今回シーズン2を実施するに当たり、そういった課題は克服できたのか、まだ道半ばなのか、新しい課題は見つかったのか、お伺いをします。

(2) 番、シーズン2全体を通じて、いつでも、どこでも、どこからでも行政手続きができる市役所、オンライン申請の拡大など、市民の利便性向上においてすごく成果が上がっていると見受けられます。一方、具体的なコストの削減だったり、業務時間だったり、残業時間の削減など定量的な成果も期待しているのですが、今後も含めて具体的にお出しいただけるものがあるのか。その他、報告書で書き切れなかった定性面などの成果などあればお伺いしたいと思います。

(3) 番、シーズン3の実施を期待しております。もし実施されるとすれば、どういう課題に取り組んでいかれるのか、大まかな方向性をお伺いします。

大きな3番、行革甲子園についてでございます。以前一般質問でも取り上げました。私が毎年楽しみにしている行革甲子園について改めて質問させていただきます。

改めて行革甲子園とは、愛媛県の総務部行財政推進局市町振興課さんがやっている一大イベントで

不確定原稿

ございます。ホームページの言葉を引用すると、地方自治体が取り組んできた行政改革、行財政改革の取組を発表し表彰する、行革先進県愛媛を象徴する本県の独自の大会でございます。これは、自治体間でアイデアとかノウハウを共有して、各自自治体自らの取組に活用していただくことで、行財政改革、行政改革のさらなる推進を図ることを目的に、これまで7回開催されたそうでございます。国内外の先進的な取組のアイデアやノウハウを共有することで、全国の市町村において、イノベーションに結びつく政策立案に役立ててもらいたいとのことでございます。

質問としては、本市もそれに昨年度エントリーされたというところで、どういう経緯でエントリーされたのか、今後の取組、これを発展していくためにどのようなことが必要なのかということをお伺いさせていただきます。

(1) 番、愛媛県主催で、市区町村の創意工夫あふれる取組を発表、表彰する大会である行革甲子園がある。自治体間でアイデアやノウハウを共有し、自らの取組に活用することで、行政改革のさらなる推進を図ることを目的とし、これまで開催されてきた。本市は昨年、教育委員会から、学校用務員に技術を伝承、ユーチューブでスキルアップ動画を公開という事業をエントリーされました。なぜ本事業がエントリーされたのか、市内でのプロセスだったりとか、行革甲子園へのこれまでのエントリー実績などをお伺いします。

(2) 番、行革甲子園2024など直近の大会における優秀賞受賞事業を確認の上、本市が優秀賞に選ばれるにはどんなことが必要と考えるのかということをお伺いします。

(3) 番、都内でも様々な自治体が入賞されています。本市の特徴と照らし合わせて参考となるような事業と自治体名をお伺いします。オリンピックだと、参加することに意義があるといいますが、行革甲子園は、愛媛県さんが書いていらっしゃる通り、自治体間でアイデア、ノウハウを共有して自らの取組に活用することこそがこの目的でございますから、参加するだけでなく、これをどう今後生かしていくかということをお伺いしたいなと思います。

大きな4つ目でございます。米不足についてでございます。こちら他議員の質問とかぶりますが、そして、具体的な対策の話は、もちろん政府マターの話かと思いますが、地方自治体に対してどのような影響があるのか、どう総括されるのかということをお伺いしたく、質問をさせていただきます。

昨今の米不足や価格高騰問題について、こちらNHKニュースを引用しますと、昨年来、米の値段は上がり続けており、全国のスーパーで4月20日までの1週間に発売された米の平均価格は、5キロ当たり税込み4,220円と、ずっと値上がりが続けていて、3月下旬以降、備蓄米が流通する中でもずっと値上がりとなりました。こうした中、小泉大臣の号令で、備蓄米の入札をやめて、指定した業者に政府が決めた値段で卸す随意契約に変更されたと。店頭で安いお米が並んだのですが、備蓄米放出のスピードを重視するような姿勢を示されました。ただ、このような随意契約の備蓄米について、精米業者の中には、物流の遅れから予定した量が届かないというようなケースも出ているというところがございます。こうした中、小泉大臣は、随意契約の備蓄米について、今月下旬から来月にかけて相当量が市場に出回るのではないかというような見方も示されました。まずはコンビニとかでの普及を通じて日本全国段階的に進んでいく。それに加えて、まちのお米屋さんや中小スーパーとの契約を次々とやってい

不確定原稿

くことできめ細かい広がりが出てくると述べて、なので、今月末から来月にかけて相当量が回るのではないかというような見方を示しました。

一方、物流の遅れも影響が出ておりまして、とある茨城県の精米業者さんは、随意契約で調達した備蓄米およそ60トンが届いたそうなのですが、本来300トンの備蓄米が届く予定でございました。国が手配する物流の遅れなどによって、実際届いたのは20%ほどだったそうでございます。そういった随意契約の条件では、今年8月までに備蓄米を売り切ることになっていて、会社は、条件どおり売り切るためにも、国に対してもトラックの台数を増やすなど物流の支援を強く求められているということでございます。

また、そういった高騰が続く米の値下がりに向けては、今後、ミニマムアクセスと呼ばれるような仕組みで、政府が輸入した米の活用とか米の緊急輸入も含めて、あらゆる方法を検討されるそうでございます。

一方、価格高騰の要因と指摘されている米の流通の在り方については、ある卸業者は利益が500%という話だと。一体幾らで販売しているのか、どれぐらいマージンを取るのか、一つ一つ解明していくというふうに述べられていて、今後、流通の現状が明らかになって適正化するのだという方針だそうでございます。

個人的な所感だけ述べますと、基本的に、やはり市場で価格は決定すべきであり、減反制度をはじめとした需給をゆがめるような農政の諸制度は廃止すべきだと思いますし、政府による恣意的な備蓄米や、その放出も同じでございまして、こういった価格の高騰は、備蓄米といった本当に無用な制度だったりとか、米の生産抑制を促す転作補助金だとか、JAによる安価な米の買い付けなど、もともと全て農水省が原因なので、同省が余計な利権構造を止めれば解消するのだろうと思います。一見すると卸が上がり上げているように見えますけれども、それらの背景は農水省の愚策にあるのではないかなということだけ述べておきたいと思います。

これらを踏まえて、以下伺います。

(1) 番、昨今の米不足や価格高騰問題で、学校給食事業など本市が影響を受ける事業はあるのか、対策を進めるのか、お伺いします。先ほどの質問とすごくかぶりますが、改めて御答弁のほうをよろしくお願ひします。

以上で壇上からの質問を終わります。御答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

○市 長（小美濃安弘君） 東山あきお議員の一般質問にお答えをいたします。

まず大きな1点目、水道事業についてです。水道事業、下水道事業について、3つの観点での今後の課題、取組についての御質問です。

職員の人材採用については、生産年齢人口の減少や民間企業との採用競争激化等により、技術職の職員の確保はさらに困難な状況になると認識をしております。応募者を増やす取組としては、採用時期の分散化など柔軟な採用試験の実施、自治体技術職の魅力を発信するPRなどをさらに強化してまいります。

水道事業の管の老朽化については、法定耐用年数である40年を超過した管渠が今後はさらに増加していくことが課題と捉えているため、口径の小さいビニール管の更新に重点を置いた配水補助管更新計画

不確定原稿

に基づき管路の耐震化を進めます。

下水道事業の管の老朽化についても、法定耐用年数である50年を超過した管渠が今後さらに増加していくことが課題と捉えているため、引き続き武蔵野市下水道ストックマネジメント計画に基づき、効率的に修繕、改築を実施してまいります。

続いて、水道料金と下水道料金の上昇についてです。水道事業の水道料金は、平成23年以降料金改定をしておりませんが、近年の物価高騰、人件費の上昇等により、経常経費の上昇を抑えることが難しい状況でございます。今後、都営水道一元化の進捗状況等を踏まえ、持続可能な料金体系について検討していきたいと考えております。

下水道事業の下水道使用料については、今後も浸水対策や老朽化対策、切替え工事等の大型下水道建設事業などの必要な建設投資を行うため、下水道使用料や国庫補助金の財源の確保とともに、4年ごとに下水道事業経営の在り方検討を継続して、下水道使用料見直しの必要性や企業債の方向性を決定し、下水道事業経営の健全化と安定化を図ってまいります。

続きまして、水道料金の基本料金無償化の効果と効果検証についての御質問です。

効果については、家計への物価高騰の影響を緩和するとともに、無償化する基本料金分を電気代に充ていただき、猛暑の時期の熱中症対策としてエアコンを適切に活用するなど、一般家庭の皆様の暑さ対策に資することを期待しております。

効果検証については、今回の施策は、東京都のスキームを基本に、交付金を活用して実施を判断した経緯がありますので、都の動向を踏まえて検討したいと考えております。

次に、本市において都営水道一元化を目指した場合、また、コンセッション方式を取った場合のメリット・デメリット及び宮城県の事例を参考にした水道料金に関する質問についてであります。

都営水道一元化を目指した場合。都営水道一元化を目指した場合のメリットについては、本市のような中小規模水道事業では、広域化による水道経営の基盤強化が図られること、給水収益の減少や施設の更新、自然災害への対応など、現在の経営規模に見合わない課題が顕在化しており、経営規模に見合った対応が可能となること。また、東京都の水道施設と一体化することにより、平常時のみならず、災害時においても水道水の安定供給が図られると考えています。一元化によるデメリットはないと考えておりますが、課題としては、東京都と本市の水道施設等の整備状況、整備水準には違いがあると思われるため、一元化に向けて整備水準等の整合性が求められており、これに伴う財政調整が大きな課題として考えております。

コンセッション方式を取った場合。コンセッション方式については具体的な検討を行っておりませんが、国土交通省のホームページには、メリットとして、民間の技術力や経営ノウハウを生かした事業経営の改善等が挙げられています。デメリットとしては、民間事業者が撤退し再公営化した場合など、コンセッション期間中に失われた自治体職員の水道事業に関するノウハウ等を取り戻すことが極めて困難になると思われれます。

宮城県の事例を参考にした水道料金の値上げについて。宮城県の事例を参考にした水道料金の予想に関する質問についてですが、宮城県のコンセッション方式は、水道用水供給事業、工業用水事業、流域下水道事業を官民連携により一体的に運営する方式であるため、本市の水道事業との事業の規模、内容

不確定原稿

が異なることから、料金予想ができないため、比較することができません。

続きまして、大きな2点目です。武蔵野市C I O直轄DX推進プロジェクト・シーズン2についてでございます。

1点目、DXについての庁内の課題についての質問についてです。日々の業務に追われ、課題は感じているものの、改善までなかなか手が回らないという状況は続いている状況ですが、業務の所管部署の手助けをすることで、その状況を打破することがプロジェクトの役割の一つと考えており、プロジェクトからの声かけに手を挙げることで、オンライン申請を始めた部署があります。

DXへのマインドの部署による温度差は、デジタル技術を活用して成功した経験があるかないかということも影響していると考えています。成功した経験がある部署では、次はこれ、次はこれとどんどん進みますが、その経験がない部署では、着手するという最初のハードルが高く、進むのが難しい状況が見受けられます。マインドについては、研修のほか、プロジェクト参加メンバーによる所属部署への浸透、成功事例のある職場の職員の人事異動などを通しての浸透もあるほか、今年度は第八次の総合情報化基本計画を策定しますので、その過程で情報提供と意見募集を行うなどで向上を図りたいと考えております。

新たな課題については、先行して実践している部署の取組がうまく全庁的に共有されず、横展開が進まないという点があります。この解決に向けて、今年度からICT戦略会議や企画調整会議といった既存の会議体を活用して情報共有を図る取組を進めているところでございます。

続きまして、プロジェクトの活動による定量的な成果についての御質問です。プロジェクトでは、定量的に効果が出るものに限らず、ありがたい姿を考えて、それに向けたトランスフォーメーションを考える流れで取り組んでおります。全てにおいて定量的に測れる効果があるわけではありませんが、昨年度については、保険年金課と高齢者支援課の納付済額確認書の発行申請手続のオンライン化を支援したことで、62%がオンライン申請に切り替わり、書面を申請者のみに送付したことで、印刷代、郵便代の合計約120万円を削減することができました。定性面では、プロジェクト参加メンバーの知識の向上、学んだことの所属部署への展開、それらを通じて全庁的な機運醸成が図られていると感じています。

続きまして、プロジェクトのシーズン3についての御質問でございます。今年度のプロジェクトは、シーズン3ではなくファイナルシーズンと題して、21名の参加を得て5月からスタートしております。取り組む課題、これをプロジェクトではテーマと呼びますが、シーズン2の参加者から、1年間という限られた時間の中で結果を出すという制約の中でテーマを決めるのに時間がかかり過ぎて、解決策を考える時間が少なくなったとの意見があったため、ファイナルシーズンでは、昨年度、一昨年度のテーマを踏まえて、あらかじめ4つのテーマを設定いたしました。参加者が希望するテーマを選んだ結果、窓口改革、働き方改革、地域DXの3つのテーマで4つのグループに分かれて話し合いを進めております。大まかな方向性についてですが、まだ始まったばかりで何とも言えない状況ではありますが、できる限り自由な発想で考えて、DXのXの部分、トランスフォーメーションにつながる取組を進めてもらいたいと考えております。

続きまして、大きな3点目、行革甲子園についてであります。

行革甲子園エントリーに関する庁内プロセス及びエントリー実績等に関する質問です。昨年度の教育

不確定原稿

委員会の事例以外には、本市における行革甲子園のエントリー実績はございません。

続きまして、行革甲子園において優秀賞に選ばれるにはどのようなことが必要かという質問です。行革甲子園では、創意工夫あふれる取組である「創」、費用対効果の高い取組である「効」、他にアイデアの種を提供する取組である「種」の創・効・種の3拍子そろった取組が評価のポイントとされております。本市における行財政改革においても、特に創意工夫や費用対効果の視点を持った取組は重要と考えており、着実に進めていきたいと考えております。

続きまして、行革甲子園において参考となる事業と自治体名に関する御質問です。参考となるのは、本市と地域特性や人口規模などが類似する自治体の事例と考えます。都内自治体の応募事例としては、江戸川区のメタバース区役所や、町田市の施工管理アプリ、小・中学校の学校教材費等の公会計化・DX化など、デジタル技術の活用による効率化、課題解決に関するものなどが挙げられます。

本市でも、行政手続のデジタル化やメタバースに関する取組について、試行実施や検証、研究を進めており、他の類似団体の事例も含めて、今後の参考にしていきたいと考えております。

4点目、米不足についての御質問です。

1点目、米不足や価格高騰の影響に関する御質問です。米不足や食材等の価格高騰に伴い、食事を提供している高齢者、障害者の施設や保育園等において影響が出ていると認識しております。引き続き物価の動向を注視しつつ、施設に対する物価支援についても、東京都の補助金なども活用しながら、9月の第3回定例会に向けて検討を進めてまいります。

他の質問に関しましては、教育長より答弁いたします。

○教育長（吉原 健君） それでは私からは、大きな3点目、行革甲子園についてでございます。

(1) のところ、行革甲子園に学校用務員のユーチューブ動画をエントリーした理由についての御質問ですけれども、これは、昨年5月に行革甲子園の主催者であります愛媛県庁のほうから、本市の教育企画課に対して、本事業が画期的な取組であるということで応募の打診がございました。それを受けてエントリーしたものでございます。エントリーに当たりましては、理事者や企画調整課職員が出席します進行管理会議で情報共有をいたしました。

続きまして、大きな4つ目、米不足について、(1) のところでございます。米不足と価格高騰に関する影響についてでございます。米については、先ほども御答弁しましたが、直接生産者からの供給体制を確保しておりまして、今のところ支障は来していない状況でございます。給食食材費の高騰につきましては、献立の工夫を行うとともに、給食食材費のほかに、令和4年度から給食食材費高騰対応臨時補助金を支出することにより給食の質を確保しておりまして、現時点におきましては影響はないものと認識しております。

○5番（東山あきお君） 御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

1つ目、水道についてお伺いをします。改めてコンセッションなど、いろいろと取り上げさせていただきました。一元化を進めるまでにはまだまだ時間がかかると思っているので、一旦、今、東京都と市で管路とかの整備の水準が違う、進捗が違うかもみたいな話もあったので、ぜひ、時間があるならば、コンセッションにすればどれくらいコストカットができるのかということ民間にちょっと見積りだけでも出させるとかってできないのですか。何かそういった形で、民間だとかう安くなると言っているの

不確定原稿

だけでも、では、それと比べて自分たちの仕事ぶりってどうなのだろうなということを確認するきっかけにもなるのかなと思っておりまして、まだまだ技術革新によるコストカットとか、そういったものはお願いをしたいなと思っていて、基本的にこの基本料金無償化などは本当に進めていただいているとは思いますが、そういう技術革新だったり設備投資とか、そういったことは将来のコスト減のために怠らないようにしていただきたいし、引き続き経営努力は続けていただきたいと要望しますが、いかがかなと思っております。

改めて、都への一元化は僕はすばらしいとは思いますが、武蔵野市は違いますけれども、本当にもっと小さな自治体だと、民間は採算が合わないし、自治体の職員採用も難しいですし、もっとも、東京だけではなくて、水道事業体の広域化を進めてほしいなと思います。本当に各都道府県に1つでいいのではないかなと思います。水道を運営する事業体は47個でもっともっと統合していくべきだなと思うし、その流れにおいて本市もぜひ一元化を頑張ってくださいということでございます。

一方、都に一元化をすると全て都にお任せになるのかなというのがちょっと心配でして、この点ちょっと間違っていたら、新人議員に優しく教えていただきたいのですが、先ほど申し上げたとおり、こういう独占事業体というのは、民間だろうが公営だろうが、必ず腐敗をします。疑似的に競争をさせるということが大事で、独占してしまうと必ずコストが壊れるようにできていると思っています。自治体だろうが民間でも一緒に、緊張感を事業体に対して持たせることが非常に大事だと思っていて、もちろん高い技術力を持っている東京都の水道局さんですが、一元化となれば、その疑似競争をどう持たせるのかというのが個人的には課題かなと思っています。

なので、都に移管していくに当たって、その疑似競争をどうつくっていくのか。そこら辺は、都の御担当とも課題を共有していただきたいなと思いますし、ちょっと先ほどの話とかぶるのですが、都の一元化以降もしっかりと、水道料金が適切なのか、技術革新が行われているのか、設備投資にお金をもっともって使ってほしいなということは、都にもどんどん伝えていってほしいなと思いますし、そこら辺の御所見をお伺いしたいなと思います。いろいろな選択肢を頭の中に入れて一元化へ進むということを進めていただきたいと思うのですが、御所見をお伺いしたいと思います。

○市長（小美濃安弘君） 私、一昨年（2019年）の12月25日に市長に就任をいたしました。1週間後に能登の地震があったのです。能登半島の先端のほうで断水が起きているという話を聞いて、お正月休み明けにすぐに武蔵野市の水のペットボトルを全て集めて送らせていただいたこともありましたが、断水の状況から考えますと、本当に焼け石に水の状況ではあったかなと思います。まさしく、首都直下地震があったときに武蔵野市が断水した場合、当然一元化から外れているところは自分のところでまずはやりなさいって話になるわけです。そこは避けたいと。

ただ、30年以内に7割の確率で起きるとも言われている首都直下地震でありますから、やはり一日も早くこれは統合一元化をしていかなければならないと考えておりますので、その効率化等々も確かに重要な視点かもしれませんが、私、昨年（2019年）の4月15日に都知事のところに要望書を持っていたときに、とにかく知事、スピード感を持ってやっていただきたいというお願いをしてきたのです。そうしましたら、知事からも、スピード感を持ってやりましょうというお答えをいただいて、今私どもの老朽化のいわゆる整備水準は、もうコンサルを入れて出ましたので、これから東京都とすり合わせをするところです。

不確定原稿

だから、一日も早く財政調整の話に持って行って、一体幾らかかるのだ、幾ら費用負担をすればいいのかという話に、早くそのフェーズに持っていききたいなというふうに考えておりますので、現段階では、今、少し時間があるとおっしゃっていますけれども、我々にとってはそんなに時間がないと考えております。というか、時間を取ってはいけないと考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいなというふうに思っております。

○5 番（東山あきお君） 分かりました。あとは都議会議員にお願いをしたいと思います。

2番目のDXプロジェクトにつきまして、これは改めて応援をしておりますし、次がファイナルシーズンということで、本当に残念に思います。進撃の巨人並みにたくさんファイナルシーズンがあることを期待しています。基本的にこれは入庁15年目までの若手職員が中心だと思っていまして、これはもう少し、ファイナルシーズンの次はもっと全庁的に、特に議会との関わりにおいてもDXを進めてほしいなというのが要望としてあります。

私も、これはちょっと議会のせいかもしれないですけども、私のせいかもしれないですけど、今回、国民健康保険運営協議会委員になって、最初の打合せをしたいと職員の方からお電話をいただいたのです。ということは、職員の方は、議員一人一人に電話をして、いつ空いていますかと聞いて、それでカレンダーと照らし合わせて、決まったらまた電話をしてという、本当にこれは無駄だなと思うのです。なので、議会との関わりにおいては本当に無駄が多いなと思いますし、みんなメールでccを入れて調整さんか何かを送ればすぐ調整なんてできるわけで、そういう議会に対して何か気を遣わずに、何かできることは、本当に伊藤副市長も全庁的に何かそういう声というのを吸い上げてもらって、DXをさらにこの入庁15年目に限らず進めていただきたいと思っておりますし、私も今回議運に入っておりますので、川名委員長と宮代副委員長に過去の実績というか、過去のそういったものもお伺いしながら、何かできることは協力していきたいなと思います。

あともう一つ、直近で議会事務局さんといざござがありまして、以前、予算特別委員会で伊藤副市長に、何でこんなに市役所は電話文化なのですかって聞いたのです。何かやり取りを文書で残したくないとか、そんな事情があるのですかって聞いたのです。そしたら副市長は、いやいや、通告書に電話番号を書いているからでしょうと、そっちのせいだろうみたいな形ですね。そこにメールが書いてあったらメールで返すかもよという御答弁をいただいたので、そうだったのだ、我々のせいなのだと思って、きちんとメールを書いたのです。そしたら議会事務局から突き返されまして、その理由が、急ぎ連絡を取る必要のある場合のことも考えて電話なのだよということで、メールとの併記も駄目で、通告書を修正させられました。しかし、翌日、通告書にメールを書いていたことに関しては、部長からも、どうすればいいかということを経理事務局からも連絡があったそうで、いやいや、僕からしたら、そこで僕と部長をつないでよと。なので、副市長には通告書にメールが書いてあったらメールで返すのではと言われたけれども、現場の部課長の方々はやはり電話がいいのだというところで、そこで議論ができるはずだったのです。そこで、もし議会でこういう確認事項とかルールがあるのだったら、それはそれでおかしなものだと思うし、何か適当にごまかされた感じがして、ちょっとあつと思いました。

今、令和7年なので、今後は、部課長陣と議員とでSlackでもつくって、そういうチャットツールでもあったほうがいいのではないかなとも思っています。今はメールでさえできないというのが、時

不確定原稿

が止まった市議会だなど思いながらおります。もちろん、僕も会社員をする中で電話はしますけれども、僕の通告書って別に何か複雑怪奇なことは書いていないと思うのです。なので、全然メールでやり取りできるかなと思ったので、ちょっと問題提起をさせていただきます。

そういった形で、民間から見たら、よくよく考えたらおかしいことってたくさんあるのではないかなと思います。もちろん議会での規則だったり、これまでの確認事項だったり、どういうルールが運用されているかって僕は知らないのですが、先ほどの議運の先輩方に教えてもらおうと思うのですけれども、いつまでそういうルールをやっているのだというのは、これは何か、職員様のために一緒に見直しませんかということの問題提起をさせていただきたいと思います。職員全員から議会対応のところで、もし何かおかしいなというものは、声があれば吸い上げてぶつけてもらって、時計の針を令和7年に戻すことを一緒にやらせていただけないかということを提案したいと思うのですけれども、副市長も含めてちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○市長（小美濃安弘君） 議会の質問、これは議長にまずは要旨を出すという、質問通告をするということになっておりますので、その点につきましては、議会内でまず整理をしていただきたいというふうに思います。

C I Oが隣におりますので、市役所とのやり取りにつきましては、直接C I Oから答弁させていただきますと思います。

○副市長（伊藤英穂君） いつも応援ありがとうございます。ファイナルシーズンは、やはり3年やって、ここで一旦立ち止まって検証しようということで、ファイナルシーズンという名前にしました。大分機運醸成については図れてきたかなと思います。道半ばかどうかと言われれば、もちろん道半ばで、この分野についてはスピードも速いので、ずっと終わりはないなというふうに思っておりますので、そこは追求していきたいと思います。

東山議員のSNSを見させていただいて、電話とメールの話は見させていただきました。その件につきましては、我々庁内でも少し話をしましたので、またしっかり、議会との関係については、市長からもありましたけれども、問題提起されましたので、しっかり受け止めて、今後議会事務局と調整していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○5番（東山あきお君） C I Oからすばらしい御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。SNSも見ていただいたということで。

それにかこつけて、3番の行革甲子園に行くのですけれども、本多さんの質疑と少しかぶるかもしれないですけれども、本市でそういった行革において今後期待できること、今後進めようとしていることというのがあるのかということをお伺いしたいと思います。細かな事務事業の話でもいいですけれども、そういうことをお伺いしたいと思います。

事例として挙げていただいた江戸川区と町田市の事例も、これも本当にすばらしいなと思いますし、特に練馬区さんなんかは、未納案件に関して、財務調査支援をするAIをつくって、ベンダーと一緒に何か新しいものをつくる、システムをつくるというところでも、何かすごく参考になる事例があるなと思いますので、これは先ほども申し上げましたけれども、行革甲子園というのは、参加するだけでは駄目で、参加していい事例を持って帰って、役所に反映して意味があると思いますので、この辺り期待でき

不確定原稿

ることということをもう少し強く御答弁をいただきたいと思います。

○市長（小美濃安弘君） 行革に関しましては、担当部長がおりますので、答弁をしてもらいます。

○行政経営担当部長（齋藤淳一君） 行革甲子園の件で私のほうから御答弁さしあげたいと思います。

まず、行革甲子園、募集要項のほうにも募集対象事例のほうが10項目ぐらい記載されておりまして、行政運営や事業実施における効率化事例、それから効果の拡大事例であったりとか、新しい手法の導入事例等、例えば市町村の連携による効率化、あと業務効率化や働き方改革に関する事例など10個の区分が示されているというところでございます。

過去、表彰を受けている事例としましても、デジタル技術の活用というものの、この辺の課題解決が項目として一番多い状況であるというところで、受賞項目はそういう内容でございます。

先ほど市長のほうからも、地域特性や人口規模などの類似団体というような事例を申し上げました。江戸川区、それから町田市のほうの事例も申し上げましたけども、やはり今後、我々のほうとしましては、デジタル技術の活用やAIやRPA、この辺のICTを活用した働き方改革、ここの部分の区分、これはまだまだ本市でも推進すべき参考事例かと思っておりますので、この辺は、毎年の各部政策研究で先進事例等の視察も行っておりますので、この辺のところもぜひ参考にさせていただければなんて思っているところでございます。

以上です。

○5番（東山あきお君） 御丁寧にありがとうございます。ぜひCIOと連携して進めていただければと思います。

最後に、米不足等については、これは御答弁ありがとうございました。蔵野先輩と質疑がかぶりますし、先ほどの御答弁でもろもろ分かりましたので、これは省きたいと思います。

ただ、1点ちょっと要望だけしたいと思います。今後こちら物価高騰に関連をして、夏に向けて、他の議員からも要望がありましたけれども、物価高対策というのが進められると思います。ぜひやってみてもいいと思うのですけれども、私は、くらし地域応援券みたいな、そういったばらまきには反対をしたいということだけちょっと申し上げておきたいなと思います。その事業をやるにしても、原資は税金なわけであって、それをもってさらに配り直すというのはすごく無駄だなと思いますし、事務手数料だったりチラシ代、ポスター代、職員の人件費など余計な税金がかかるだけなので、であれば、最初から税金を取るなというところで、市民税減税しろ、このように思うわけでございます。今後、物価高対策を考えられるのであれば、市民税減税と歳出削減、これをお願いしたいと思います。広く減税については、あした小林先輩がやってくると大いに期待をして終わりたいと思います。

○議長（木崎 剛君） この際、あらかじめ会議時間を延長いたしておきます。

次に、ムーブスの減便と持続可能な地域交通の在り方等について、14番藪原太郎議員。

（14番 藪原太郎君 登壇）（拍手）

○14番（藪原太郎君） 14番、立憲民主ネット、藪原太郎です。通告に従い、市政に関する一般質問を行います。どうぞよろしく願いいたします。

今回私から、市民生活の安全と安心、そして利便性を高めるために、今改めて市として向き合うべき

不確定原稿

4つのテーマについて、順を追って質問をいたします。

まず第1に、地域の足として長年親しまれてきたムーバスが、この間の減便により市民の生活動線に大きな影響を与えている現状を踏まえ、その持続可能性と今後の在り方について伺います。

第2に、猛暑が常態化する中で、子どもたちの命と健康を守るために欠かせない学校現場における熱中症対策について、これまでの取組の継続と、夏を迎える今、改めて現場の状況把握を、必要な対応の確認を求めます。

第3に、家族や地域の交流を育む手持ち花火の楽しみを公共空間の中でどのように安全に共存させていくかという課題について、市の考えと今後の対応方針を伺います。

そして第4に、全国的に導入が進む学習者用端末をめぐる、児童生徒の学びを支える教員への支援の在り方と、学校や教員間でのICT活用格差をどう是正していくのか、市としての認識と施策を伺います。

いずれのテーマも現場の切実な声から生まれた問題意識であり、放置すれば、生活の質や子どもたちの未来にまで影を落としかねない重要な課題です。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

それではまず最初に、ムーバスの減便と持続可能な地域交通の在り方について伺います。

高齢化が加速度的に進み、誰もが移動の困難に直面する時代が既に私たちの足元に訪れています。こうした中で、安心して移動できる地域交通の確保は、もはや福祉の範疇にとどまらず、全世代に関わる生活の根幹、すなわち、命をつなぐ社会インフラと言っても過言ではありません。本市においても、地域を循環するコミュニティバス、ムーバスが運行を開始してから30年、市民の日常に欠かせない移動手段として根づいてきました。通院や買物、駅までのアクセス、ちょっとした外出の足、その一つ一つをムーバスが確かに支えてきた歴史があります。

しかし今、このムーバスが岐路に立たされています。運転手不足という全国的な構造問題の影響を受け、本市でも一部路線において減便が実施され、以前より本数が減って不便になった、生活のリズムが崩れたといった切実な声が寄せられています。特に高齢者や車を持たない世帯にとっては、ムーバスはまさに最後の移動手段であり、その途絶は、社会的孤立やQOLの低下にもつながりかねない深刻な事態です。

一方で、希望の芽もあります。タクシー業界では、ドライバー数が回復傾向にあり、大型二種免許を持つ人材の活用可能性も見えてきています。さらに、全国では、マイクロモビリティやオンデマンド交通、AIによるルート最適化、自動運転バスといった次世代の公共交通の実装に向けた挑戦が次々と始まっています。本市としても、こうした現実と可能性の両面を直視し、従来の延長線上ではない新たな地域交通の再設計にかじを切るべきではないでしょうか。ムーバスという資産を未来につなげるためにも、今、大胆に、かつ柔軟な発想が求められていると思います。

そこで、以下について伺います。1つ目、現在の減便状況とその影響の実態について、市はどのように把握をし、評価をしているのか。

2点目、運転手の確保に向けて、市がどのような具体的な支援や協議を行っているのか。

3点目、市役所、病院、コミュニティセンターなど公共性の高い施設をつなぐ新たなバス路線の新設や見直しについて、市の見解を伺います。

不確定原稿

4 点目、タクシー業界との連携によって地域交通を補完、協働していく可能性についてどのようにお考えなのか、市の見解を伺います。

5 番目、ムーバス運行開始から30年という節目を迎えた今、マイクロモビリティ、オンデマンド交通、自動運転バスなど次世代モビリティの導入に向けた検討状況と、将来的な展望について伺いたいと思います。

続いて2つ目のテーマです。猛暑下における学校での熱中症対策について伺います。

昨年の夏も全国的に40度に迫る異常な高温が続き、学校現場での熱中症による救急搬送や、命の危険にさらされる事例が連日報道されました。まさに教育現場が酷暑という災害と向き合わなければならない時代が到来しています。子どもたちは大人以上に暑さへの耐性が低く、体温調整機能も未成熟であるため、屋外活動はもちろん、教室内や体育館など、本来安全であるべき空間でも熱中症のリスクが常に付きまとっています。加えて、近年では、夜間の熱帯夜による睡眠不足が日中の体調に影響するなど、複合的なリスクが子どもたちを襲っているのが実情です。

令和6年第3回定例会において、私は、暑さ対策の一般質問をしましたがけれども、その一般質問に対し、状況を把握している、情報を確認しているとの御答弁をいただきました。こうした姿勢は一定の理解は示すものではありますけれども、もはや把握や検討にとどまる段階ではありません。今年の夏も既に猛暑日が予測される中で、何を実施したのか、その結果、どう改善されたのかという具体的な成果が強く問われるフェーズに入っているのではないのでしょうか。

熱中症は未然に防ぐことができる災害です。防げるはずの危機から子どもたちの命を守るために、対策の優先順位を明確にし、臨機応変な対応を可能にする仕組みを整えることが行政の責務であると私は考えます。

再確認の意味も込めて、以下の点について改めて伺います。

1 点目、昨年の答弁以降、具体的にどのような対応が実施されたのか。

2 点目、暑さ指数を活用した活動制限の基準とその運用体制は、今年度どのように構築されているのか。

3 点目、特別教室や体育館など——これは体育館というのは、18ある小・中学校、体育館にはクーラーが入っていますけれども、部活動や運動などで使う室内という意味での体育館なので、それはちょっと申し訳ありません、読み替えていただくと助かるのですが、エアコン未整備の箇所の整備状況と、今後の見通しを伺いたいと思います。

4 点目、登下校時の暑さ対策として、登校時間の見直しや水筒、帽子の持参といった柔軟な運用について、今年度の方針を伺います。

5 点目、保護者や教職員から寄せられた意見、要望はどのように集約され反映されているのか、伺いたいと思います。

6 点目、教職員や部活動顧問に対する支援体制の強化、特に健康管理責任が一部に集中し過ぎないような体制づくりについて、市はどのようにお考えなのか、見解を伺いたいと思います。

続いて3つ目のテーマです。手持ち花火の利用ルールと安全な運用について伺いたいと思います。

手持ち花火は、子どもたちの夏の記憶を彩るかけがえのない体験の一つです。浴衣姿で火をともし、

不確定原稿

小さな花火に目を輝かせる、そんな一瞬が家族や友人との絆を深める原風景となり、多くの市民にとって夏の思い出として大切に刻まれてきたのではないのでしょうか。しかし近年は、騒音やごみ、火災リスクといった懸念から、公園や公共空間における花火の使用を一律で禁止する自治体が増え、本市でも原則禁止と承知しております。確かに、公共の秩序や安全を守る観点から、一定のルールは不可欠です。しかし、全てを禁止で済ませるのではなく、共に過ごす時間や心に残る体験をどう守り育むかという観点も、いま一度見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

近隣では、杉並区が保護者同伴、21時までなどの条件の下、手持ち花火に限って使用を認めており、江東区なども同様の運用を模索しています。ただ制限するのではなく、適切なマナーや地域ルールを周知した上で、安全に楽しむ方法を提示する、言わばルールによる許容が広がっていると思っております。市民の創意工夫による花火マナーマップや自治体主催の親子で楽しむ花火教室など、地域との連携でリスクを最小化しつつ、文化を守る先進事例も存在します。本市においても、公共空間の秩序と市民のささやかな楽しみ、その両立を目指す議論が必要です。子どもたちの笑顔と市民の良識ある振る舞いが共存できるような運用ルールの再検討を期待して、以下の点について伺いたいと思います。

1 点目、武蔵野市における手持ち花火の使用に関する現行ルールと、その背景にある考え方を伺いたいと思います。

2 点目、市民への禁止事項やルールの周知などどのように行われているのでしょうか、伺いたいと思います。

3 点目、他自治体の事例を参考にした検討実績があるのか、また、今後検討していく可能性があるのかなどについて伺いたいと思います。

4 点目、時間や場所、種類を限定した試行的な花火利用の解禁について、市としての考えをお聞かせいただききたいと思います。

5 番目、安全に花火を楽しむための場所やルールの提示など、市として支援を行う考えがあるのか、見解を伺いたいと思います。

次に最後、4 つ目のテーマです。学習者用端末の活用における教員支援と活用格差の是正について伺います。

G I G A スクール構想の下で、1 人 1 台の端末が全国の児童生徒に配備され、I C T を活用した教育のインフラは急速に整備されました。本市においても端末の整備そのものは既に完了し、学校現場における I C T の利活用が前提となる時代に入っています。しかしながら、ハードが整っていても、ソフトや人材の面では、まだ道半ばと言わざるを得ません。現場からは、教員によって使い方にばらつきがある、端末を授業に生かしている先生と、全く使っていない先生がいるといった声が上がっており、実質的な活用格差が懸念されています。これでは同じ教科を学ぶ子どもたちの間に、I C T 教育の質における差が生じる可能性があると考えます。

背景には、教員自身が多忙で、I C T 研修の時間が十分に取れないこと、また、端末活用が教員個人の裁量やスキルに依存してしまっている構造的な課題があるのではないのでしょうか。文部科学省も I C T 支援員や校内研修の充実など、支援策を推奨しておりますが、単なる技術的な補助にとどまらず、教科指導の中でどう活用するのか、学びの質をどう高めるのかといった、教育的観点からの支援体制の構

不確定原稿

築も必要だと考えます。また、家庭でのネット環境やリテラシーによって、子どもたちのICT活用力にも差が出るおそれがあります。学校内外でのデジタル格差を放置すれば、教育の公平性が損なわれかねません。

今後、AI教材や遠隔授業などの技術も普及していく中で、端末を持たせることにとどまらず、それをどう使うか、どう生かすかが問われていると思います。教育現場の実情を踏まえ、教員の負担軽減と学習の質の向上を両立する形で、ICT教育の質を全体として引き上げる必要があると考えます。そこで、以下の点について市の見解を伺いたいと思います。

1点目、教員の端末活用状況を市としてどのように把握し、現状どう捉えているのか伺いたいと思います。

2点目、ICT活用に不安を感じる教員に対する個別支援や伴走体制はどのように構築されているのか、伺いたいと思います。

3点目、教員向けの研修内容、頻度、参加状況、そしてその効果検証の有無について伺いたいと思います。

4点目、ICTをリードする教員の育成、配置体制について伺いたいと思います。

5点目、ICTが活用されていない学級に対して、市としてどのような対応を行っているのか伺います。

6点目、教員が現場で必要と感じている支援や制度的課題について、市はどのようにヒアリング、分析をしているのか伺いたいと思います。

7点目、今後、学校全体でのICT活用を底上げするために、市の支援方針や計画について、展望をお伺いしたいと思います。

以上で壇上で質問を終わります。4つのテーマにわたり、現場の声と市民の実感に寄り添った観点から質問をさせていただきました。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○市長（小美濃安弘君） 藪原太郎議員の一般質問にお答えいたします。

まず大きな1点目、ムーバスの減便と、持続可能な地域交通の在り方についてでございます。

その1点目です。ムーバスの減便状況と、それによる市民生活への影響ですが、現在、乗務員の深刻な人材不足の影響により、ムーバス6号路線——これは三鷹・吉祥寺循環ですが——において、2台運行を1台運行にする減便を余儀なくされております。このことは市民の皆様の日常の移動手段に少なからず影響を及ぼしており、運行事業者をはじめ、市としても大変重く受け止めております。

続きまして2点目、運転士の確保に向けた具体的な対策としての取組についてでございます。現在、市の公式ホームページに、深刻な乗務員不足による路線バスやムーバスの減便が生じている現状とともに、ムーバスの乗務員募集の案内を掲載しております。また、バス事業者においては、4週8休以外の働き方の多様化に対応した勤務体系の検討や、奨学金返還支援制度の新設、運転手募集動画ユーチューブの公開などを行うなど、PR強化を図っております。さらに、今年度末策定を目指し、武蔵野市地域公共交通活性化協議会で進める地域公共交通計画の検討の中でも、乗務員不足について度々議論されており、市としても、採用活動の強化や、乗務員の魅力向上につながる取組や、乗務員の負担軽減による離職防止策を盛り込む必要があると認識してございます。

不確定原稿

次に、公共施設や公共性の高い施設を循環するムーバス路線の新設や、路線見直しに関する質問についてです。本市では、路線バス、ムーバス、タクシーに加え、レモンキャブやリフトタクシーつながりなど、多様な交通手段が補完し合いながら市民の移動を支えています。公共施設を結ぶ新しい路線の御意見については承知しておりますが、ムーバスは交通空白地域及び不便地域を運行する交通のシステムのため、路線バスとのすみ分けが重要になります。現在、路線バスとムーバスにより、ほぼ市内全域がカバーされ、交通空白地域及び不便地域はないため、現在のムーバス7路線9ルートを維持することを第一とし、新たなムーバスルートを新設することには慎重な議論が必要であると考えています。

続きまして、市として地域交通確保のための連携や、支援策の可能性についての御質問です。御指摘のとおり、バス乗務員の不足は本市にとっても深刻な問題であり、地域公共交通の持続的な確保に向けた取組が急務であると認識しております。一方で、議員御指摘のとおり、タクシー業界には大型2種免許を有する乗務員も一定数おり、地域交通の担い手としての可能性があると同様に伺っております。市としては、地域公共交通の持続的な確保に向け、バス事業者だけではなく、タクシー事業者等とも連携するなど、多様な主体と協働しながら、柔軟かつ持続可能な地域交通の在り方を検討してまいります。

続きまして、次世代モビリティ導入に向けた市の検討状況や、将来的な展望の質問についてであります。現在、地域公共交通計画を策定している武蔵野市地域公共交通活性化協議会においては、少子高齢化や乗務員不足、市民ニーズの多様化といった様々な地域公共交通課題を解決するためのツールとして、新技術の活用も議論されております。一方で、次世代モビリティの導入に当たっては、既存の交通手段や本市の地域特性との共存を重視し、市民や交通事業者との丁寧な対話を通じて、段階的かつ慎重に検討を進めていく必要があるとの意見を多くいただいております。本市ではムーバスを中心に、路線バスやタクシー、レモンキャブなど、多様な交通手段が相互補完的に機能する質の高い地域公共交通ネットワークを築いてきた歴史がありますので、協議会での議論も踏まえつつ、総合的に判断してまいります。

続きまして、大きな3点目です。手持ち花火の利用ルールと安全な運用に関する市の考え方についてであります。

1点目、公園等における花火使用に関するルールについての御質問です。市内の市立公園では火気厳禁としており、花火も禁止しております。理由としては、他の公園利用者等の安全確保の観点や、夜間の騒音に対する近隣への配慮、公園樹木や施設に支障を及ぼすおそれなどによるものです。唯一例外として、プレーパーク事業は火気使用を認めておりますが、事業に特化したNPO法人が運営しており、様々な遊びの空間の場として実施しているものでございます。

2点目、公園における花火使用禁止のルールは市民にどのように周知しているかという御質問です。花火使用禁止のルールについては、市のホームページのみどり・公園、よくある質問の中で、回答として周知をしています。また、比較的広い公園等については、園内の注意看板などで掲示し、周知を図っております。

次に3点目、夏季限定を条件に、一部の公園で花火の利用を認めている他自治体の事例を把握、検討したことがあるのかとの御質問です。手持ち花火については、現在、武蔵野市も含めた約20の区市で不可、30近い区市で利用可能にしている状況と捉えています。本市においては、小規模で住宅地に囲まれた公園緑地が多いため、夜間の騒音やごみの放置問題など、他の公園利用者や近隣の方々への配慮から、

不確定原稿

認めていないところでございます。

4点目です。本市において、条件をつけた上で手持ち花火の使用を試行的に許可する考えはあるかという御質問です。先ほどの質問でも述べたように、本市の公園の特徴として、小規模で住宅地の中に多く存在することから、花火の利用者の視点だけでなく、その他の公園利用者、近隣にお住まいの方々などの御理解が必要と考えています。公園内での花火の可否のお問合せは、年間を通じて一、二件程度であり、現時点においては試行的な検討をする段階ではないと考えておりますが、引き続き、市民意見の聴取、近隣区市の動向にも注視していきたいと考えております。

続きまして、子どもと保護者が安全に手持ち花火を楽しめるよう、場所やルールについて支援する考えについて見解と可能性を伺うということでございますが、小さなお子様と家族が花火を楽しむことを決して否定するものではございません。しかし、現時点で市が場所やルールづくりを支援していく予定がございませんので、手持ち花火ができる都立公園を案内しております。その際も、安全面の確保、利用者視点だけでなく、近隣の方への配慮などについて御理解をいただけるよう案内をしております。

他の質問につきましては、教育長より御答弁いたします。

○教育長（吉原 健君） それでは、私からは大きな2つ目、猛暑下における学校での熱中症対策の再確認について、順次お答えいたします。

まず1点目、学校での熱中症対策に関する令和6年第3回定例会での答弁以降の具体的な対応についての御質問でございます。これにつきましては令和7年度予算におきまして、これまで設置してこなかった生徒会室やPTA室など、教室以外の部屋にエアコンを設置する予定でございます。また、中学校におきまして、運動会のときに使用するテントを追加購入するなどの対応を行ったところでございます。

そして、2点目でございます。暑さ指数を活用した活動制限の基準や運用体制についてでございます。市としては、WBGT及び熱中症警戒アラートの情報や、子どもたちの実態に基づきまして、各校の校長の判断の下、各学校が活動を実施しております。活動制限の基準としましては、WBGT値が31以上では運動を原則中止するなど、国の基準に準じてこれを行っております。さらに、市教育委員会からは令和6年7月に、酷暑における市立小・中学校の対応についてということで通知を発出しまして、熱中症対策につきまして加えて指示をしておるところでございます。今年度は、さらに東京都教育委員会から出された学校教育活動における熱中症事故の防止についての通知にあります、国が作成したチェックリスト、これを5月に各学校に送付しておりまして、こうしたチェックリストを積極的に活用するなどして、さらなる熱中症事故防止対策を図っておるところでございます。

続きまして、3点目でございます。エアコンが未設置の特別教室や体育館における整備状況や設置の見通し、具体的な改善の御質問でございます。令和6年度につきましては、桜野小学校の家庭科室にエアコンを設置いたしました。今年度につきましては第四中学校の調理室に設置する予定でございます。エアコンの設置につきましては多額の費用がかかることから、優先度、優先順位を見極めて、順次設置しているところでございます。

続きまして、4点目です。登下校時の暑さ対策でございます。市立小・中学校におきましては、登下校時帽子の着用や、水筒の持参、さらに冷却グッズの使用、そして日陰で休憩を取るなど、暑さ対策、熱中症予防対策を行っております。加えて、市教育委員会におきましては、熱中症は、地震等の風水害

不確定原稿

と同様、子どもたちに大きな影響を及ぼすと考え、昨年12月に、校長会とも協議の上、熱中症も含めました武蔵野市立小・中学校における非常変災時の臨時休業等の判断基準を策定いたしました。この基準の中では、午後2時の時点で翌日の熱中症特別警戒アラートが配信された場合には、臨時休業にすることを設定いたしまして、その場合には、学校はオンライン等を活用した健康観察、授業や学習の準備、これができる限り行っていくこととしております。

続きまして、5点目です。学校現場や保護者から寄せられた声や意見の集約、反映でございます。教育委員会に寄せられた意見につきましては、教育委員会内部で共有するとともに、校長会等で、この内容について情報共有を行っております。また、学校に寄せられた意見等につきましても、市内の生活指導主任会等で、必要に応じて学校と教育委員会が情報を共有し、学校での暑さ対策の工夫、改善を行っております。

続きまして、6点目です。教職員や部活動顧問が、児童生徒の健康管理責任を1人で抱え込まない体制づくり等についてでございます。学校では、複数の指導者で指導に当たる体制や、熱中症に限らず、けがの予防や安全管理について、当然のことながら組織的に対応する全校体制を整えるとともに、教職員の校内研修を定期的に行っております。また、教員以外の部活動指導員に対しましても、熱中症の防止、それから熱中症発症時の重篤化しないための適切な対応につきまして、市教育委員会と武蔵野文化生涯学習事業団が連携し、毎年計画的に研修を実施しております。今年度はさらに、事故防止に関する研修に活用したり、指導者が現場ですぐに確認したりすることができるための部活動指導員ハンドブックの作成を現在進めておまして、市といたしましても、指導者が自信を持って指導できるよう支援をしてまいる予定でございます。

続きまして、大きな4点目です。学習用端末の活用における教員支援と、活用格差の是正についてお答えを申し上げます。

まず1点目でございます。教員の端末活用の現状把握についてでございますが、これは毎年、国が年度末に実施しております教員のICT活用指導力等の実態調査というのがございますが、この結果を活用しまして、市立小・中学校の全教員の活用状況を把握しているところでございます。

続きまして、2点目と3点目は内容が関連しておりますので、一括してお答えします。

まず、2点目の教員への個別支援でございますけれども、これは市教育委員会が主催する夏期研修、教員の研修におきまして、学習用コンピューター活用研修の中で、例えばプレゼンテーション機能や、あるいは学習における共同編集機能など、グーグル・ワークスペースの基礎的な活用方法について研修をしております。この研修につきましては、先ほどお答えしました教員のICT活用力の実態調査において、ICT活用に1つでも「ほとんどできない」と回答した教員については、必ずこの研修を受講するように呼びかけを行っておるところでございます。昨年度は、教員になったばかりの初任者などを中心に、約30名がこの研修を受講しております。ほかにも教員支援としまして、ICTサポーターが市内の各小・中学校を巡回しております。こうした取組を通し、研修と、それから教員の個別支援を一体的に進めております。この実態調査の結果におきまして、ほとんどできない、ICT活用ができないと回答した教員の数は、令和5年度から6年度にかけて大幅に減少しておまして、一定の効果が上がっているものというふうに考えております。

不確定原稿

続いて4点目、ICTリーダーの配置状況でございます。市立小・中学校におきましては、各学校の中でICT活用リーダー教員を、これは校長が指名しておりますが、各学校で推進リーダーの教員を1人指名して、校内体制を構築しております。このリーダー教員を中心に、校内での学習用コンピューターの活用に関する全体計画の作成であったり、それから校内の研修等の取組を進めておるところでございます。

続きまして、5点目です。ICTを使わない教員へのフォローや指導等についてでございます。市全体として見ますと、学習用コンピューターの活用は進んでおると認識しております。しかしながら、活用に関して不安を抱える教員に対しましては、先ほどお答えしました夏の夏期研修で指導しているほかに、学校訪問の機会等に、指導上の悩みや不安について、指導主事が個別に話を聞いたり、また、その場で丁寧に助言、支援を行っておるところでございます。また、これも先ほどお答えしましたけれども、各学校には活用推進の支援のためにICTサポーターが巡回しております。学校からの依頼に応じて、研修の実施や教材作成の手伝い、また授業におけるICT機器の設置や学習支援など、学習用コンピューターの活用が進むように環境を整えておるところでございます。

続いて、6点目です。ICTを授業に生かすための支援や、制度面の課題に関するヒアリングや分析についてです。市教育委員会といたしましては年に2回、ICT活用推進リーダー連絡会、先ほど申し上げたリーダー教員が集まる連絡会を年2回実施しまして、各学校の情報、特に優れた実践事例の共有を行ったり、また、学習用コンピューターの活用に関する課題等を話し合い、情報共有を深めておるところでございます。その際、市に対して要望や、また学習用コンピューターの運用上の課題についてもヒアリングしており、現状の細かい把握に努めております。これまでも学校の声を受けて改善していることも多々ございますし、今後も継続してまいりたいと思っております。

そして、7点目です。ICTの活用を底上げするための支援や、制度面の課題についてお答えいたします。市教育委員会では令和5年度に、教員や学識経験者で構成しました武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会の意見を踏まえまして、武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針を作成いたしました。この指針の中では、今後求められる情報活用能力を明確化しまして、例えば、情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能、あるいは問題解決や探求における情報を活用する力など、具体的に求められる資質能力を明示しております。また、市立小・中学校においては、こうした力を育むべく、各学校で全体計画や年間指導計画を作成し、計画的に子どもたちの情報活用能力の育成に取り組んでおります。今年度から第四期学校教育計画も進めておりますが、この中でも学習用コンピューターの自律的・創造的な活用の推進を示しております、教育委員会といたしましても引き続き、学習用コンピュータを活用した教育活動の質の向上に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○14番（藪原太郎君） 御答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。再質問は、まず学習者用コンピュータから行きたいと思っております。

教育長の御答弁で、教育委員会や学校としてはかなり丁寧に、先生たち、教員の皆さんに対するICTの端末活用について、ケアをしているというか、寄り添っているということが分かりました。やっているということは分かりました。実際にそれが子どもたちの、要は授業を受ける子どもたちのところの

不確定原稿

質の向上、もちろん質は向上しているのですけれども、十分な水準に達しているのかというような部分というのは、教育委員会としては判断されているのでしょうか。要するに、もちろん不安を感じる教員の方がいらっしゃれば、夏期研修に参加していただいて、受講していただいて、指導力を底上げしていただいているかとは思いますが、それに参加することでももちろん指導力は上がるかもしれないけれども、では果たして市内の学校の中で、指導、授業を受ける子どもたちの中に格差が生まれないのか、そういうレベルにまで到達しているのかということを経済委員会は確認をしているのかということをお伺いしたいと思います。それをお願いします。

それと、市長のほうには花火をちょっとお聞きしたいかなと思います。一律禁止ということで、時代も時代ですし、状況が状況だから仕方ないのかなという部分もあるのですけれども、私としては、なぜこの一般質問をしたかという、少しやはり緩めていただきたいなという思いがあつての質問なわけです。市長も恐らく子どもの頃は、公園で花火をした経験があると思います。御答弁の中に時々出てくる市長のお孫さんは、市内では今後そういう経験ができないわけです。それでいいのですかということをお伺いしたいと思います。可能だったらお答えしてください。

というのも、やはり何でもかんでも、苦情が出るから駄目だ、危ないから駄目だと、もちろんそれは分かるのです。でも、問合せがそんなにないから、まだ検討段階にならない、それはそうですよね、ホームページにも書いてあるし、公園にも看板に書いてある、だったら聞くまでもないかなと。どうしても聞いた人が都立公園に案内される。今みんなスマホで、花火のできる公園、武蔵野市と調べれば、一部の都立公園は許されているというのがわかりますから、例えば小金井公園とかに行くのかもしれない。だけれども、家の目の前にちょっとした公園があつて、昔はそこで花火をやっていたわけです。それが今は禁止されてしまっている。本当だったら、やはりルールを決めて、限られた時間、きちんと制限をかけて、小さく近所の方で集まってできたり何かしたらすごくいいと思うのですが、その辺は市長はどう思われるか、個人的な思いでも構いませんから、ぜひお伺いしたいなと思います。

あとは、私が懸念するのは、結局そういった、例えば菅議員がボール遊びについても質疑をされたと思いますけど、やはり苦情というのはいろいろ出るわけです。でも、例えばその苦情というのは、もしかしたら1つかも、2つかも。でも、そういったものに配慮することも大事なのですが、例えば、市長も御存じだと思いますけれども、音のない盆踊りであったりとか、除夜の鐘が中止することになってしまったとか、そういうことにもつながりかねないのではないかなと私は思っています。なので、できればこういったささやかな市民の楽しみというものはある程度、ルールがあつていいと思いますけれども、守っていけるような武蔵野市であつてほしいなと思って今回の質問をしました。その辺りについて市長の御見解をお伺いしたいと思います。一旦お願いします。

○市長（小美濃安弘君） 藪原議員のおっしゃっていることは、よく分かるのです。いや、本当に子どもの頃は花火、やりましたよね。でも、やはりそんなに騒いでいたわけでもないし、近所の方も子どものすることだからということで大目に見てくれていたのかなという気がするのですが、先ほどの午前中の公園のボール使用と同じで、近隣への配慮を超えてしまう使用をされてしまうと、これはどちらに重きを取るかということ、やはり近隣の住民の方々の迷惑というのを優先しなければいけないのかなというふうに思うのです。

不確定原稿

これは実際にあった話なのですが、私、消防団に所属している頃、ちょうど詰所待機、定例のときだったので詰所待機しておりましたら、出火報が出ました。すぐ向かいました。そうしたら、公園の花火なのです。相当近隣の方は、恐らくもう我慢の限度だったのでしょうか、中学生ぐらいだったですか、きっと相当ぎゃあぎゃあやっていたのではないのかなというふうに思うのです。ルールというのは、きちんとつくって、守ってくればそれはいいですけども、例えば緩めて、武蔵野市の公園は花火ができるぞという話になると、想像するに、いろいろな市や区からまた集まってきてぎゃあぎゃあやるのか、結局また中止せざるを得ないのかなと。ルールをつくってやるということ、性善説で考えれば、近隣に配慮して、ささやかな、本当に手持ち花火をやるというのは、そんなに迷惑かかる話ではないので、そういうことで収まるならそれは構わないのですけども、消防団が出動するぐらいまで事が発展してしまうと、やはり一定考えなければいけないのかなというふうにも思っておりますので、ただ、おっしゃっている意味はよく分かります。よく分かるので、ちょっと引き取らせていただいて、もうちょっと考えさせていただければなというふうに思います。

何かやはりいい、武蔵野市という閑静な住宅街ですけども、静かな線香花火とか手持ち花火とか、そういうことを親子で、もしくは――やはり親子なのだろうな。友達同士だと、ごみを片づけなかったり何とかして、またそこで問題になるかもしれないので、そういうルールをどうしたらうまくつけて、それを守ってもらえるのか、そういったことが徹底できるならば、私は個人的にはいいのかなと思いますけども、実際に消防団で出動した身でもあるので、なかなか厳しい方向で考えなければいけないかなというふうに今思っていますので、そこは少し考えさせてください。

○教育長（吉原 健君） 先ほど議員のお尋ねで、学習者用コンピューターを使うことによる学力的な効果検証はいかがかという御質問だと思います。これにつきましては、効果検証というと定量的な検証と、それから定性的な、量と質両面で捉えていく必要があるかと思うのですが、例えば文部科学省のほうで毎年、全国学力・学習状況調査というのをやっております、武蔵野市の子どもたちの学力、かなり良好なのですが、その中でも経年比較を見ていきますと、学習用コンピューターを使うことによって、低位層がより減ってきたというデータもございます。学習内容の理解を図る上で、低位の子たちの割合が減ってきているということも見てとれますので、例えば定量的な指標としては一つ、この辺りに学習用コンピューターを活用することの効果が見てとれるのではないかなというふうに思っております。

もう一つ、定性的な評価という面でいうと、同じ国の学力調査の中で、例えばICT機器を活用することによって授業がより分かるとか、授業が楽しいといったことを問う子どもたちへの質問紙調査もあるのですが、その中でも子どもたちは、やはり学習用コンピューターを使うことで、より授業内容が分かるとか、友達との意見交流が楽しいというような結果も出ておりますので、定性的な面からもこの効果が一定程度読み取れると思っておりますので、こうした調査を使いまして効果検証をしっかりとしまいたいというふうに思っております。

以上です。

○14番（藪原太郎君） 分かりました。学習者用コンピューターに関しては大丈夫なのかなというふうに受け止めたいと思っておりますけど、でも例えば、例えばですよ、私が地域で関わっている子たちなん

不確定原稿

かだと、やはり同じ学年でも、あの先生は使わないとか、そういう話を子どもたちと私がすることがあるのです。なので、もちろんそれが本当かどうかは分かりません。でも、わざわざその場面で子どもがうそを言うとは私は思っていません。そういう現実があるので、そういうところは気にしてほしいと思います。要するに、例えばこっこのクラスの子たちは学習者用コンピューターを使って授業をばんばんやっている、けれど、すぐ隣のこっこの授業、こっこのクラスの子はほとんど使われていないと、これはやはり学習者用コンピューターに触れる機会は減るわけですし、授業で使う機会が減るわけですから、格差につながっていくと思うのです。なので、そこは教育委員会としてよく注意してほしいなと思います。子どもの声も、そういう生の声も聞いてほしいと思う。

例えば、武蔵野市の子どもは学力が高めだとよく言われますけれども、確かに私はそう思っていますし、学校の先生の質も、私が評価する側の立場ではないですけれども、立派な先生が多いなと常日頃思っている、そうだとはいえるのですが、その一方で、実は武蔵野市の場合は、経済的に比較的余裕のある御家庭も多く、学習塾に通っているケースもあるわけです。そういった部分が学力を押し上げているという部分もあるかと思うのです。でも、本当だったらやはり、そういうのがなくても、行っていない子でも高い水準で保ってほしいなと思うのですけれども、そういうことも踏まえてぜひ、今回は学習者用コンピューターに関する質問なので、そこはしっかりと、やはり格差が生まれないように、もちろん今いいお話をいろいろ御答弁いただきましたけれども、気にしていただきたいということはお願しておきたいと思えます。御答弁があれば、ぜひお願いします。

市長は花火なのですけれども、厳しい中で、なかなかいい御答弁をいただいたと思えます。市長に御預けをします、ぜひいろいろと考えていただきたいと思えます。私はやはり、禁止か全面解禁かの2択である必要はないと思うのです。全面解禁してくれとも私は思っていない、やはり市長が心配している御懸念のことというのはあると思えます。場所や時間を限定した上で試行的な運用とか、そういった部分でも検討していただければなと思っていますので、例えば地域の市民と相談をしながら、独自のルールをそれぞれつくっていくとか、そういったいろいろな武蔵野市ならではの進め方もあると思えますので、ぜひ市長の中でしっかりとものでいただいて、できればお孫さんと花火を公園ですていただければなと思えますので、お願いいたします。苦情が来るからやめるではなくて、どうすればいいのか、そういう視点でぜひお願いしたいと思えます。これはお願いというところでしておきます。

次に、ムーバスについてお伺いしたいと思えます。ムーバス、本当に乗務員の方が今不足していて大変な状況になっているというのは、私もムーバスは使うので分かるのですけれども、なかなか来ない、今まで一定の周期で来ていたバスが来なくなったとかいろいろ感じていますし、そういった声もよく聞かれています。なので、これはぜひ解決に向けて頑張りたいなと思えます。

それと一方で、私、市役所とか病院とかをぐるっと回るのをちょっと検討してほしいなという質問をしたと思うのですけれども、これは路線バスとのすみ分けが必要。だから、要は乗り換えれば、そういったところへのアクセスは可能だということだと思えるのですけれども、やはりそこは御高齢の人や障害をお持ちの方からすると、乗り換えることも大変だったりするわけです。逆に、すごく長いルートで、時間はかかってもいいから、1回だけ乗れば、もうそこに着くのがいいなという声が聞こえてくるのです。なので、すみ分けという部分も大事ですけれども、これはぜひ受け止めていただきたいと思えます。

不確定原稿

す。時間がかかってもいいから1本でいきたいという声は実際にありますので、そこはどうかこれも受け止めていただければと思っておりますので、そこを御答弁いただければと思います。要するに、乗換えのために歩いたりするのが大変だという方々がいらっしゃる、それはやはり既存の路線だけではカバーできない生活のニーズなのではないかなと私は思うのです。ぜひちょっとそこを考えた上で、もう1回御答弁をいただきたいなと思います。

それから、5番目に聞いた次世代モビリティとかの質問に関しては、ぜひ、もちろんやはり武蔵野市といえばムーバスですから、ムーバスを基軸にいろいろ考えていただいていいと思いますし、やはり私は今後もムーバス頑張っていたきたいと思うのですけれども、要はこれ、30年前に高齢者の方からの1通の手紙ですか、そこからスタートしたと聞いていますけれども、そこから30年で、さらに日本の高齢化が進んでいるわけです。なので、もちろんいろいろ考えていらっしゃると思うので、ぜひ新たな次世代について検討はしていただきたいと思う。御答弁の中では、いろいろなところと連携しつつ進めているということでしたけれども、もうちょっと分かりやすく今後進めていただきたいなというふうに思っていますので、ぜひそれはお願いしたいと思います。もし御答弁していただけるようであれば、お願いいたします。一旦お願いします。

○市長（小美濃安弘君） ムーバスにつきましては、既存の民間路線と重ならないようにとか、なかなかたくさん厳しい縛りがございまして、そういうことをクリアしながら今の路線をつくっているところでございますので、そうすると、やはり市役所には路線バスが入っておりますので、ムーバスがそこで重なることができないとか、いろいろな規制があります。それは当初、無理無理ムーバスを走らせるときに、当時はまだ建設省だったのかな、随分やり合ったというような、そういう話も伺っておりますので、簡単に、では公共施設に回しましょうというわけにはなかなかいかないのですが、ただそういう声を伺っていることもあるにはありますし、実際に減便もしておるところでございますので、ムーバスで補完をするのか、それをまた違うところで補完するのかというのは今研究しているところでございますので、今後またいろいろ市民の皆さんの声を伺いながら、どういう形を取るのが一番市民の皆さんの足にとっていいのかというのは研究していきたいなというふうに思っています。

○都市整備部長（大塚省人君） 次世代モビリティの導入の話でございますけれども、先ほども市長が答弁されたように、路線バスやムーバス、またタクシーとかレモンキャブとかつながりとかの多様な交通手段による地域の公共交通網というのを作り上げてきているわけございまして、次世代モビリティというのは、それらの今までの地域公共交通網を維持することを前提としつつ、多様な手段に応じてくる新たな手段というような位置づけなのかなというふうに思っておりますので、その中でどういうふうに。他市ではそういう位置づけでない形でやっているところもございまして、武蔵野方式になるような次世代モビリティにならなければ、武蔵野市の中ではなかなか難しいのではないかなというふうに思っているところでございますので、実際本市でどのような可能性があるのか、次世代を使ってどのようなこと、よりきめ細やかな地域公共交通網を構築するためにどのような可能性があるのかというようなことも関係者間で協議させていただきながら、また検討させていただきながら最適化を図っていきたいと、地域公共網の最適化を図ると、その中で、先ほどおっしゃっていただいているバスルートをつなぐというようなことも解決の可能性もあるかもしれませんので、総合的に検討していきたいなというふ

不確定原稿

うに思っているところでございます。

○14番(藪原太郎君) 分かりました。例えばお隣の三鷹市なんかですと、AIのデマンド交通とありますけれども、私はそれを見て、すごい便利だなと思った一方で、これは三鷹市の地理が大きく関係していて、ではこれが武蔵野市で使えるかという、ちょっと違う気がするなみたいな。やはり今おっしゃられたように、地域によってニーズというのは変わってくるのではないかなと思いますので、ぜひ今御答弁いただいたような、武蔵野市ならではの交通網というのを改めてしっかりとつくっていただきたいなと思います。実際にやはりムーバスが始まって30年たって、高齢化が進んで、もうムーバスのバス停に行くのも大変だという方もいらっしゃるわけですから、そこはぜひ今後しっかりとまた、もちろんやられていると思いますけれども、よろしく願いいたします。使われる方の意見もどんどん聞いていただいて、生かしていただければと思います。これは要望といたします。

あと、熱中症です。熱中症、これはしっかりやっていたいているというのが分かるのですが、私、たしか去年の一般質問では、ぜひ現場の人たちの声を聞いてほしいということもお伝えしてお願いした気がするのですが、そういったヒアリングというのは行われたのかどうか、お願いします。教えてください。

○教育長(吉原 健君) 熱中症対策につきまして現場の声をどのようにということですが、基本的には校長会の中で、例えば学校現場で熱中症対応の課題であったりすることについて聞き取りをしておりまして、それを受けて、また教育委員会として、その内容を踏まえて再度周知等を行ってところでございます。ですので、基本的には各校の管理職等から情報を聞いて対応しているところでございます。

以上です。

○14番(藪原太郎君) 例えば中学校なんかでは、いろいろな部活動が行われますけれども、他の部活が体育館を使っていたら、ほかの部活動は空いているところでやったりするわけですが、そういったときに使う部屋が、運動するにもかかわらず校舎内の部屋だったりして、エアコンがついていないとか、そういった現場の声を私は聞いているのです。そういう声というのは、もしかしたら校長先生が把握していないという可能性もあるのではないかと私は思うのです。なので、実際の現場の声をしっかりと教育委員会として吸い上げてもらいたいと思うのですが、そういったところまでのヒアリングというのはされているのかどうか、確認させてください。

○教育長(吉原 健君) 基本的には各校長が、やはり部活動の指導の実態とか、そこでの課題を把握するということが一義的に大事だと思いますが、ただ、なかなか現場の先生たちの具体的な声ももし届いていないとすれば、それはやはり問題だと思いますので、今日いただいたことにつきましては校長会等でも再度呼びかけて、学校の施設を使っている先生方の声がしっかりと校長に届くように周知してまいりたいと思います。

○14番(藪原太郎君) ぜひそれはお願いしたいと思います。それで、可能であれば、その教室は暑いから使うのをやめろというのではなくて、スポットクーラーを置くとか、そういった対応をぜひしていただきたいと思います。例えば、私がこういう質問をしたのは、子どもたちに安全に学校の中で部活をしてほしい、授業を受けてほしい、学習してほしいと、そういう思いからなわけです。ですから、

不確定原稿

こういう質問があった、暑さを理由に部活動しないでくれと、そういう方向にだけは間違っても行ってほしくないと思いますので、それはぜひここでお約束していただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○教育長（吉原 健君） 今、議員がおっしゃったとおり、このことで子どもたちが楽しみにしている活動が制約されることはあってはならないと思っていますので、その趣旨はしっかり踏まえて対応したいと思います。

○議長（木崎 剛君） 次に、安心して介護が受けられる制度を求めること等について、21番本間まさよ議員。

（21番 本間まさよ君 登壇）（拍手）

○21番（本間まさよ君） 安心して介護が受けられる制度を求めることについて、一般質問をいたします。

2000年に介護保険制度がスタートして、今年4月で25年となりました。制度発足当時と比べると、利用者は3倍以上に増え、公的介護サービスを受けられる環境が一定整えられてきた一方で、政府による度重なる制度改悪により、介護の社会化には程遠く、深刻な状況が広がっています。

とりわけ深刻なのが介護職員の不足です。職員を募集しても応募がない状況が続いています。ホームヘルパーは有効求人倍率が15倍を超える、異常な人材不足です。3月の議会の一般質問で保育士確保の質問中、介護職についても高額な紹介料を支払う有料職業紹介業者に頼らざるを得ない現状を紹介いたしました。市長は、100万円もかかることは知らなかった、勉強しますと答弁をされましたが、保育も医療も介護も人材確保は大変です。介護職員数は、制度発足以来、初の減少に転じ、2023年10月時点で212万6,000人と、前年度比2万8,000人のマイナスとなっています。人材流出が相当進んでいるとの指摘もあります。

厚労省は、介護職員の必要数は、団塊の世代が75歳以上になる今年、2025年度、全国で243万人と推計されていますが、32万人不足をすると推計されました。見通しは立っていません。武蔵野市でも高齢者は増加し、要介護認定を受けた市民は増えて、介護保険の利用者も年々増加をしています。しかし、高齢者福祉を担う様々な介護施設では、人手不足に悩んでいる実態が多く見られます。従事する職員は、苛酷な労働と低賃金に耐え切れず退職をし、残された職員にそのしわ寄せが行き、さらに厳しい労働現場となっています。この悪循環に悩む施設は少なくありません。介護施設で働く職員からは、スタッフが少なく、職員1人で10人前後の利用者を見守らなければいけない、そんな状況なので、休みは取れない、介護労働者は賃金が低過ぎると、切実な訴えを聞きます。現場の職員は、少ない経費、人員の中でもいい介護がしたいと必死ですが、みんな疲れています。

介護福祉士養成校は、この3年間で35校も減り、新しい人の参入が急速に減少しています。今、ホームヘルパーさんの年齢は50代が最も多く、60代、70代の方が中心に働いています。私の母親のヘルパーさんは80代の前半の方で、事業所から仕事上での自動車運転は禁止をされていると伺いました。このままヘルパーさんが足りないという状態を放置していたら、介護保険制度も高齢者福祉も成り立たなくなります。危機的な状況だと言わざるを得ません。ケア労働者の人材不足への対策を求め、質問いたします。

不確定原稿

す。

1点目、ケア労働者、介護職員の人材不足について、市長の認識と、人材不足となった要因について
の見解を伺います。

2点目、武蔵野市内の介護施設で働く介護従事者、また訪問看護ヘルパーなどのケア労働者はどのく
らい足りないと認識をされているのか、お伺いをいたします。

3点目、人材不足により、定員を削って運営している施設はあるのか伺います。あわせて、ヘルパー
が足りなくて依頼に応えられないケースがあるのか、実態があるとすればその原因は何か、伺います。

4点目、今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年度から必要な介護人材の人数と、それに見合う介
護人材の確保が行われているのか、お伺いします。不足しているとすれば、どの程度かも併せてお伺い
をいたします。

5点目、市が実施している介護従事者への人材不足に対応するための予算と、その効果についても伺
います。また、今後考えられる人材不足に対する支援策についても伺います。

6点目、全労連が実施した介護労働実態調査が5月末に発表されました。調査に回答した人は6,353
人となっています。調査では、介護職の平均年収は約370万円で、正規職員は全産業平均よりも月額11
万円も低く、8万円の差があった前回調査よりも広がり、深刻な実態が明らかになりました。賃金につ
いて定期昇給があったと答えたのは全体の58%です。「定期昇給と別に基本給の引上げがあった」は
27.5%にとどまり、「ベースアップがあった」を雇用形態で見ると、正職員が28.4%の一方、臨時・パ
ート職員が25.1%、登録ヘルパーが28.9%など、政府が進める処遇改善加算策が現場の労働者に十分に
届いておらず、物価高に追いついていないことがうかがえます。また、人員配置の設問では、「とても
人手が不足」が41.1%、「少し人手が不足」が39.8%で、8割の人が人手不足を感じています。生きが
い、やりがいを感じ、資格を取っても、実態調査に見られるような賃金が低い状況を改善しなければ、
人手不足の改善は図れません。介護職員の賃金を公費で全産業並みに引き上げるためにも、国庫負担を
緊急に10%引き上げることを求めるよう国に意見を上げることについて、市長の見解を求めます。

大きな質問の2点目です。介護の質問の2点目です。訪問介護事業所への報酬引上げによる影響と、
市の独自補助を求めることについて、3月の議会に引き続いてお伺いをいたします。

質問の1点目、訪問介護基本報酬が引き下がったことによる武蔵野市内の訪問介護事業所への影響に
ついて伺います。3月の議会の答弁は事業所の倒産件数のみでしたが、事業所収入に対する支出の割合
について、前年度に比べ、収入に対する支出の割合が増えているのか、変わらないのか伺います。また、
報酬引上げによる介護職員への影響についてもお伺いをいたします。

2点目、厚労省は、基本報酬は引き下げたが、処遇改善加算は取れるよう支援すると説明されました。
市内の事業所内で2024年度の処遇改善加算の対象となったのは何割か、お伺いをいたします。

3点目、前回の議会で紹介した新潟県村上市以外に、介護事業所への支援を行っている自治体は複数
あります。世田谷区では昨年9月、区内にある高齢者・障害者施設への緊急安定経営事業者支援給付金
の支出を決めました。給付対象となるのは高齢者・障害者施設などです。このうち訪問介護事業所には、
1事業所当たり88万円支給されます。区の担当者は、訪問看護の基本報酬引下げを受け、苦境に立たさ
れている事業所が区内でも増えている実態を含め、高齢者に給付金という形で支給することにしたと説

不確定原稿

明がありました。千葉県流山市では、質の高い介護サービスを市民に提供するために、処遇改善補助事業を開始し、市内の介護施設で働く介護職員に月額9,000円の補助が行われています。今年度からはケアマネジャーにも同様の補助が実施をされます。前回の議会でも紹介した新潟県村上市以外にも、ただいま紹介した世田谷区や流山市など、高齢者や障害者施設への補助制度が始まっています。改めて市の支援を求めます。答弁を求めます。

介護保険の3点目の質問は、介護保険の改定について伺います。

今年2025年度は、3年前に世論と運動の力で先送りさせた介護保険の改悪案が政府の審議会でされます。この中で、①利用料2割負担の対象拡大、②ケアプランの有料化、③要介護1・2の生活援助サービス等の総合事業への移行という改悪案は、年末までに審議会の報告書を取りまとめ、来年2026年の通常国会に法案を上程するスケジュールとなっています。このうち利用料2割負担の対象拡大は、法律の改正を要せず、閣議決定で実施できるため、政府も重点を置いています。介護利用料が2割になったらサービス量を減らすと答えるなど、既に深刻な状況がうかがえます。質問いたします。

質問の1、この改定による対象者、事業所への影響についてお伺いをいたします。

質問の2点目、市長の見解を伺うとともに、国に対し、利用者、介護者双方に重大な困難を押しつける改悪はやめるよう、意見を上げること求めます。見解をお伺いいたします。

介護保険の4点目の質問です。介護保険の国庫負担の大幅引上げを求めることについて伺います。

介護保険は、50%だった国庫負担を25%に引き下げたことなど、制度当初から国の責任後退が指摘されました。介護保険を持続可能にするのは、国庫負担を大幅に引き上げることです。市長の見解と、国に向けて意見を上げること求めます。答弁を求めます。

大きな質問の2点目は、高齢者への配食、弁当へのサービスの補助を求めることについてです。

武蔵野市は7月1日で食事サービスを廃止します。廃止の理由は、民間のサービスが増え、供給体制があり、見守りの体制も行われていること、今まで行ってきたサービスは、配食ボランティアの体制が取れなくなっていることなどが挙げられました。私は今、母親の遠距離介護と、近隣に住むおじの見守りを同時に行っています。ダブルケアという言葉があります。一般的にはダブルケアは、子育てと親や親族の介護を同時に担う状態をいいますが、これは狭義、狭い意味であり、広くは家族や親族等の複数のケア関係を指すと定義をされています。私もまさに今、ダブルケア真ただ中にいます。在宅で暮らす高齢者にとって障害となっていることは複数ありますが、食事と入浴というのは生きていく上で欠かせないものですが、高齢者ひとり暮らしや高齢者世帯には大変な課題でも感じています。食事について、ひとり暮らし高齢者や高齢世帯では、食材の買物や調理が難しい、物価高騰で食費を過度に節約する、その結果、栄養が偏るなどによりフレイル状態になってしまう心配も出てきます。社会的にも高齢者の栄養失調が取り上げられ、フレイルの視点からも支援が必要となってきています。

高齢者世帯の食生活を支援する制度として、他地区では民間配食サービスに補助をする自治体が複数あります。東京23区内12区で民間配食サービスを補助し、多摩地域でも複数の自治体の実施をしています。実施内容は、1食当たり100円から300円台の補助をする、所得制限を設ける、生活保護世帯は補助額を増額する、上限を決め、それをオーバーした金額を補助するなど、内容はそれぞれ自治体によって異なりますが、東京都内の中でも多くの自治体の実施をしている民間配食サービスへの補助制度を求め、

不確定原稿

質問いたします。

1点目は、高齢者の食の重要性について、市長の見解をお伺いいたします。

2点目は、武蔵野市で65歳以上のひとり暮らし及び高齢世帯で民間配食サービスを利用している人数をお伺いいたします。

3点目に、民間配食サービスを利用している高齢者への支援を求めますが、市長の見解をお伺いいたします。

大きな質問の3点目は、熱中症対策についてお伺いをいたします。

今年も猛烈な暑さで、自宅にいながら熱中症で搬送された高齢者が増えていることが報道でも指摘されています。東京23区で昨年8月までの3か月間に248人が熱中症で死亡し、そのうち80代、97人、70代、82人、90代、32人、そして60代、27人と、圧倒的に高齢者の割合が高くなっています。また、場所の内訳でも、屋内で亡くなった人が239人、96%を超えています。そのうち213人がエアコンを使っていなかったというデータも報道されました。こうした事態を防ぐために、エアコン購入費等の助成を実施する自治体が広がっています。昨年で助成をやめた、今年はやらないと言っていた豊島区は、今年度も継続することを決めました。葛飾区と江戸川区、港区は助成額の上限を引き上げました。江東区と多摩市が新規に実施することとなりました。エアコン購入費への武蔵野市の実施を強く求め、質問をいたします。

1点目は、クーリングシェルターむさしのいっとき避暑地を利用した方の人数をお伺いいたします。

2点目に、エアコンのない生活保護世帯、高齢者、生活困窮者への購入費助成制度を求めます。

市長の見解を求め、壇上からの質問とさせていただきます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○市長（小美濃安弘君） 本間まさよ議員の一般質問にお答えをいたします。

1点目、介護保険制度についてです。

1点目の1の1です。介護人材の不足に関する御質問です。昨年度厚生労働省が公表した調査結果によりますと、令和5年10月1日時点の全国の介護職員数は約212万6,000人、対前年比で2万8,000人の減と、介護保険制度開始以降で初めて減少に転じています。介護職員の減少は、今後ますます増加する介護の需要に対応する上で非常に大きな問題と認識していますが、その要因は、生産年齢人口が減り、様々な分野で人手不足が進む中、激しい人材獲得競争によって他の産業に人材が流れていることなどにあるのではないかと考えています。

2点目の市内の介護従事者の不足の状況に関する御質問です。本市では現段階で、ケアが必要な高齢者に対して、施設サービスや訪問介護を含む在宅サービスが供給できていない状態には至っていないと認識しています。今後さらに介護現場の人員確保の状況を把握することが重要であるため、武蔵野市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に向けて本年度実施する調査の中で、市内の事業所に所属するヘルパーの人数の増減等について確認をしたいと考えております。

3点目の介護サービスの提供状況の御質問です。市内の特別養護老人ホームでは、介護職の不足により利用者数を抑えることが必要になっている施設はないと認識しています。訪問介護では、事業所によって、ケアマネジャーからの依頼を全ては受けられないケースもあると聞いていますが、新たな職員の採用が困難な状況が最も大きな要因になっていると考えています。

不確定原稿

4点目の今後必要となる介護人材の人数と、その確保の御質問です。武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の要支援・要介護認定者数の推計からは、2040年に向けて、現在より認定者の割合が30%以上増加することが見込まれます。この割合を単純に介護人材に適用することはできませんが、こうした認定者数の増加に伴うサービスの需要の増加に対応するだけの介護人材を確保していくことが今後必要になると認識しています。

5点目の介護人材の不足に対応する予算と今後の支援策の御質問です。本年度の主な予算としては、武蔵野市地域包括ケア人材育成センターの運営に3,324万円、ケアリニック武蔵野の開催に300万円、介護職・看護職R eスタート支援金に800万円、介護人材確保・定着支援金に180万円を計上しているところです。これらの事業の効果についてですが、利用者、参加者からは、事業がきっかけとなり、武蔵野市の事業所で働くことを決めた、保険者である武蔵野市が事業所と一体となって介護保険を運営していることが分かり、安心して、また誇りを持って介護の仕事に従事することができているといった声が聞かれるなど、これらの事業が市内で介護職として働くインセンティブになっていることが考えられます。

今後の人材確保の支援策としては、令和7年度に新たに東京都社会福祉協議会の事業を活用し、福祉公社、市民社会福祉協議会、ハローワーク三鷹と連携して、武蔵野市ふくしの仕事フェアという、就労に向けた相談、面接会を実施することを予定しております。また、現在の介護サービス事業所の状況を踏まえながら、高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定の議論の中で、必要な取組について検討していきたいと考えています。

6点目の介護職員の賃金を全産業平均並みに引き上げるために、国庫負担を緊急に10%引き上げることが国に求めることの御質問ですが、介護職員の賃金を抜本的に改善するには、そのための十分な介護報酬を設定することが重要であり、現段階で、介護報酬とは別に介護職員への一時的な支給等を行うことを国に求めることは考えておりません。

次に、(2)訪問介護事業所への報酬引下げによる影響と、市の独自補助についてであります。

1点目の訪問介護事業者の収入に対する支出の割合と、報酬引下げの職員への影響の御質問についてですが、各事業所の収入に対する支出の割合については市でデータを保有していないため、お答えすることができません。訪問介護の報酬の引下げによる職員への影響ですが、事業者のスタッフからは、今後も仕事へのモチベーションを維持できるか不安があるといった声が聞かれるなど、事業所の収支だけでなく、職員の意欲にも少なからず影響が出ていることに懸念をしているところでございます。

2点目の2024年度の処遇改善加算の対象事業者数の御質問ですが、市内の事業者の9割以上が既に処遇改善加算を取得しております。

3点目の世田谷区の緊急安定経営事業者支援給付金の御質問についてですが、物価高騰への対応を含め、事業者の経営の安定化を図るためには、国において適切な介護報酬を設定することが重要であり、現段階で世田谷区と同様の事業を実施することは予定しておりません。市としては、各種加算の取得を含め、事業所の経営強化に向けた助言、情報提供を行うとともに、将来にわたって安定的な介護サービスの提供基盤を確保するため、物価高騰の影響等を踏まえた介護報酬を検討することについて、引き続き、国に意見を申し述べていきたいと考えております。

不確定原稿

3点目に介護保険の改定についてであります。

その1点目の介護保険制度の改正における影響の質問であります。御指摘のように、従来から、利用者負担2割の対象範囲の拡大、ケアプランの利用者負担の設定、要介護1・2の総合事業への移行が国の制度改正の案に含まれてきたところでございます。利用者負担2割の対象範囲の拡大を行った場合の影響については、設定する合計所得金額によって範囲が大きく異なるため、現段階で対象となる人数等を明確にお答えすることができませんが、現在の1割負担の利用者の一部で2倍、または高額介護サービス費による負担の上限額までの利用者負担が生じることになり、該当の高齢者が介護サービスの利用や他の費用の支出を抑えるなどの影響が出る可能性もあります。ケアプランの有料化が行われた場合、利用者の負担が増加するだけでなく、居宅介護支援事業所に新たに請求業務が発生することで、ケアマネジャーがさらに本来の業務に専念しづらくなる、費用を抑えられるためにセルフケアプランを検討する利用者が増えるなどの影響が想定され、自立支援や重度化防止の取組を弱める結果になることも懸念されます。

要介護1・2の高齢者の生活援助の総合事業への移行についての御質問ですが、要介護1・2には認知症の高齢者も多く、サービスの提供側にはケアに関する専門的な知見やスキルが求められますが、多様な主体によるサービス提供に基づいた総合事業への移行を行った場合、本人の状態を踏まえた適切なサービスの提供が難しくなるなどの影響が出ることを考えられます。

次に、4点目の介護保険の国庫負担の大幅引上げについてでございます。介護保険制度は全国的な制度であるため、国による負担も不可欠ですが、財源も含めて持続可能な制度として維持していく上で、また、運営に当たって市町村の裁量の範囲を十分に確保していく上で、今後もバランスの取れた負担の構成が大切であると考えます。そのため、国庫負担の大幅な引上げを国に求めることは想定しておりませんが、国の負担分25%のうち5%に当たる調整交付金分を、後期高齢者の比率や被保険者の所得水準による調整を行わず全額を交付することについては引き続き求めていきたいと考えております。

次に大きな2点目、高齢者への配食弁当サービスへの補助を求めることについてであります。

1点目、高齢者の食の重要性についてですが、栄養の確保や健康の維持増進はもちろん、さらには楽しみや生きがいにつながるなど、多角的な役割を果たしていると考えます。

2の65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯で民間配食サービスを利用している人数についてですが、国民の契約であり、市として把握できていない現状でございます。

3点目の民間配食サービスを利用している高齢者への支援についてですが、民間配食サービスを利用していない方との公平性の課題などから、慎重に検討すべきと考えております。

続きまして、3点目の熱中症対策についてです。

1点目のクーリングシェルターむさしのいっとき避暑地の利用実態に関する御質問ですが、各施設の来館者は、クーリングシェルターとして利用されているのか、またはそれ以外の目的で利用されているのかははっきりとしないため、クーリングシェルターとしての利用者の集計はしておりません。ただし、昨年度にクーリングシェルターの各施設に実施したアンケートでは、令和5年度と比較して利用者数が増加したと考える施設が多く、クーリングシェルターの認知度が一定程度高まったのではないかと考えております。

不確定原稿

続きまして、エアコン購入費助成制度についてであります。生活保護受給開始時の住居にエアコンが設置されていない場合など、特別な事情がある場合は、生活保護制度において購入費用を支給することができます。費用助成に当たっては、訪問調査によるアセスメントを踏まえて実施することが重要だと考えますので、他自治体の動向に注視しつつ、対象者や支援内容に加えて、実施体制等を慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○21番（本間まさよ君） では、エアコンの助成からお伺いしたいというように思いますが、この問題、私は2020年に、同様の質問をさせていただきました。午前中に質問された方も同じときに質問されておりまして、今、市長が答弁された、研究したいというような御答弁ですが、もう5年たっているのに同じような答弁です。エアコンのない生活困窮、必要な方たちに対して、今どのような実態把握がされているのでしょうか。先ほど壇上で、命に関わる、亡くなった方というのがこんなにいらっしゃるのだという実態も紹介させていただきましたが、こうした実態をやはり起こさない、武蔵野で起こさないために対策をしっかり取るということが重要だというように思いますが、実態把握についてどうされていて、市長は命を守るという点ではどのように考えていらっしゃるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

時間がないので、お弁当の問題についても伺います。民間配食について支援をすると公平性に欠けるという御答弁がありました。では、今まで、6月ですから今もやっています。6月30日で打ち切るというのは公平性に欠けていたサービスなのですか。答弁おかしいというように思います。そして市長は、やはり高齢者の食の重要性というのを把握されている、つかんでいらっしゃると思います。買物に行くとか調理をするということ自体も困難だということ、高齢者のおうちに何うとなかなか大変だということ、私をよく感じるのですが、そうした人たちに対してのサービスとして、ほかの自治体では食を、きちんと栄養のあるものを食べられるように、3食食べられるようにというようなことで一部の補助をしているということに関して、もう一度、市長の答弁をいただきたいと思っております。

○市長（小美濃安弘君） 先ほどの議員の質問も、エアコンについての質問でしたが、そのとき私、御答弁させていただいたのは、熱中症対策はしっかりやらなければいけないなというふうには思っているのです。それがエアコンを設置すれば全て解決するのかという問題かどうかというのは先ほど御答弁をしたとおりでございます。ただ、全くエアコンが付いていない世帯というか、高齢者の方に対して、生活困窮の方で、しかもエアコンを付けたいけど付けられないような方に関しましては、これは何らか考えてもいいかなというふうには先ほど御答弁させていただきましたので、また同じ答弁をさせていただければなというふうには思っております。

やはり、今物すごい猛暑、酷暑の中で、室内で熱中症になる方というのは、これは多いわけでありまして、特に高齢者の方は自分の体温調整がなかなか難しい、暑いのか寒いのかも分からない、そういう状況の中で一定の室内の空気温度を保つというのは、これは大変熱中症対策には重要であります。なので、一つの手段としてエアコンというのは確かにあるのはありますので、それも含めて、とにかく高齢者の方が熱中症で重篤な状態にならないようにするにはどうしたらいいかというのを考えていきたいなというふうには思っております。

不確定原稿

お弁当の配食につきましては、担当部長よりお答えいたします。

○健康福祉部長（山田 剛君） いわゆる先ほど議員の御質問があった配食サービス、民間の配食サービスを利用されている方への費用助成というような御質問だったと思いますが、やはりそのサービスを利用されている方と利用されていない方の公平性で課題があるという形で先ほど市長のほうは御答弁をさせていただいたところでございます。我々といたしましては、費用助成ということよりも、例えば民間の配食サービスは私どもの見守り孤立防止のネットワークにも御参画をいただいて、市と連携をさせていただいて、例えば安否確認などでも非常に御協力をいただいているところでございますので、そういった部分を通じての利用されている方の安心・安全につなげていくというのが第一義的な目的だというふうに思っておりますので、その部分についてさらに今後は強化をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○21番（本間まさよ君） エアコンについては、私は設置をされているところについて質問したわけではなく、エアコンのない世帯についての購入費助成ということで質問しておりますので、それについては前向きにどうか、早急に市長として担当課に指示をさせていただいて、実施できるようにしていただきたいと思います。一覧表を持ってありますが、ほかの自治体の中でも同じように、設置されていないところに助成しておりますので、しっかりやっていただきたいということをもう一度申し上げておきたいと思います。

今、部長が公平性という御答弁いただきましたが、全然理解できません。高齢者の人に今まで——今までというか、今も一応条例上はやっていることになっています。食事サービス、やっているわけです。これを今回やめるのですよね。やはりそれだったら、もっと充実するサービスをやるべきではないかというのが私の主張なのです。ほかの自治体でも、民間の配食サービスをやっているところに、1食100円とか300円とかの助成をしたり、またいろいろな形での助成をしています。多摩の自治体でやっている自治体を調べてみました。大体年間で、いろいろな事業費も含めてだと思えます、1,000万円台で実施がされています。高齢者の食事を、見守りも含めてです。私、置き弁はよくないなと思っているのです。やはり健康、その方が元気でいらっしゃるということを把握できるようなサービスにすべきだというように思っていますので、ぜひこれは研究をしていただきたい。ほかの自治体のことも含めて研究をしていただきたいと思います。

部長は、高齢者の問題を質問させていただくと、事業所の人たちからいろいろな御意見をいただくという御答弁をよくいただきます。3月の議会でもそういう御答弁をいただきました。ぜひそういう訪問ヘルパーさん等の皆さんからも、どういう実態なのかというのを把握していただきたいな、改めて把握していただきたいなというように思います。この給食については再度御答弁をいただきたいと思います。

介護保険についてのお伺いをしたいと思います。介護保険の制度について、市長はまだ議員だったときのことだったというように思うのですが、一般紙が行った自治体の当局へのアンケート、これ、首長の約9割が、今後10年間この介護保険制度を維持するのは厳しい、こう回答しているのです。市長、アンケートだったらどうお答えになりますか。そして、その厳しいといった原因は、介護人材の不足を挙げているのです。これに対して様々なところで対応しているというように思いますが、市長はどのようにお考えになっていらっしゃるかお伺いをしたいと思います。

不確定原稿

先ほどの答弁のところ、訪問介護の事業所の影響については分からないというようにおっしゃったのですが、ほかの自治体では担当から御答弁がありまして、今まで収入に対する支出の割合というのは8割だったけど、このことによって9割になった、こういう答弁があるところがあるのです。やはり武蔵野市もどうなっているのかという実態は、きちんと把握したほうがいいと思います。把握しないと、市としての支援というのがやはりできなくなる、国や東京都に頼っているだけでは、もうやれない、立ち行かない、そういう状況になっているのではないかとこのように私は思っていますが、市長はそういう認識がないのでしょうか。それも併せて伺いたいと思います。

3月の議会で、部長がこのように答弁されました。本市は介護保険制度スタート時から、訪問介護事業者連絡会議を設置して、常日頃顔が見える関係をつくっています。そうした中で、情報交換や意見交換などを実施しています。様々な意見をいただいているところですというように御答弁しています。そういう部分で実態把握はできているかなと思っていますということなのですが、様々な意見というのはどういう意見で、事業所は大変だというように声を上げていないのでしょうか、伺いたいと思います。

○市長（小美濃安弘君） 介護保険制度、9割の首長が厳しいとおっしゃっているということでございまして、私も厳しいと思っております。ずっとこの間、訪問介護の人材不足等、また人材不足は介護保険に限ったわけではありませんが、ヘルパーさん等に限ったわけではありませんが、とにかく介護保険に関しましては人材不足が厳しい、また介護保険料の上昇も年々起きているわけでございまして、この点につきましても大変厳しいというふうに考えているところでございます。

訪問介護につきましては、担当部長よりお答えします。

○健康福祉部長（山田 剛君） まず配食サービスの利用助成の関係でございしますが、先ほど議員が御指摘されましたけども、他自治体の状況については把握をしてまいりたいというふうに思っていますけれども、今回この配食サービスを廃止する一方、我々としては、やはり食の重要性については認識をしておりますので、特別養護老人ホームなどで実施している、いわゆる会食型の食事については、これは充実化を図っていく方向で、今さらに進めているところでございます。

それと、訪問介護事業者の関係でございしますが、今、議員御指摘のとおり、訪問介護事業者連絡会議を設置させていただいて、幹事事業者の皆様とは定期的に顔を合わせる機会、また情報交換、意見交換などをしております。やはり前回の報酬改定、基本報酬が引き下げられたというのは非常に痛手であるという話は聞いておりますし、先ほど市長が御答弁申し上げた、やはり職員のモチベーションの上でも非常に大きな課題だというような話も聞いているところでございます。これも先ほど市長御答弁申し上げましたが、来年度の計画策定に向けて実態調査も実施することを今検討しておりますので、そういった中で、より詳細な経営の部分についてはしっかりと我々としても把握をし、今後の計画策定につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○21番（本間まさよ君） 高齢者の食事サービスについて、会食を重視したいという御答弁でした。もちろん孤食ということから考えれば、みんなであって食事するというのは、それはまたとてもいいことだというように思いますが、施設まで行かれない、そういう方たちもたくさんいらっしゃいます。部長もよく御存じだと思います。そういう方たちに対して食事サービス、配食サービスがあるというように思います。ぜひその点についても、他市の事例もしっかり調査していただき、武蔵野でも制度を充実

不確定原稿

していただきたい、助成していただきたいということを改めて申し上げます。

介護保険についてです。市が調査した昨年の6月、第9期介護保険の策定に当たっての論点、ここでは、訪問介護の利用者が武蔵野は多いと、介護職員が不足している、重大な課題として考えているというように、もう既にかかれていています。それから、同じ2024年3月、武蔵野市介護職員・看護職員の実態調査、これでも賃金が低い、56%がそのように答えています。市が調査した実態がそうです。ぜひこの辺について、市の助成というのを考えるべきだというように思います。

部長が御答弁されました事業所の声です。実は私も同じようにいろいろな方たちの、事業所の皆さんの声を聞きます。市は顔の見える関係だというように言いますが、事業者の中では、補助金を受けている武蔵野市の方に、なかなかいろいろな助成してくださいと言いづらという御意見もあります。本音だというように思います。もう少し事業所の皆さんの実態を把握し、助成することを求めます。御答弁をいただきたいと思います。

○健康福祉部長（山田 剛君） これまでも事業所の皆様に対しては寄り添った支援をしてきたつもりでございますが、今後ますます事業所の皆様にしつかりと意見を聞き、寄り添いながら、施策にできるものは施策につないでいく、そのようなスタンスでしっかりと臨んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（木崎 剛君） お諮りいたします。日程はなお残っておりますが、本日はこの程度をもって延会したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

次の本会議は6月10日午前10時から開きます。なお、ただいま御着席の方々には改めて御通知をいたしませんので、さよう御了承願います。

本日はこれにて延会をいたします。

○午後 6時17分 延会